



* 0018787000 *

0018787-000

797-482

新經濟メモ

東京日日新聞社，大阪毎日新聞社・

〔東京日日新聞社，大阪毎日新聞社〕

昭和15

ADA



新經濟叢書

新經濟叢書

東京日日新聞社
大阪日日新聞社

711

新經濟

新經濟語解

東京日日新聞社
大阪日日新聞社



はしがき

今日は萬事、電撃的變化の時代である。これを語るものは新聞より外にないのだが、サテ新聞を見ると、あとからくと新しい言葉が出て来る。全く見當のつかないやうな新らしいものもあれば、一見解つてゐるやうな氣持はするが、さてこれを説明しようとする、殆ど行詰るやうな難しい言葉もある。

わが東京日日新聞では、かゝる用語を至極簡単に解説を施して、經濟記事を見る人々のために、便宜を圖りたいと考へて、昭和八年以來『讀者メモ』欄を起し、本社専門記者の調査研究になる新用語解説の記事を掲載したところ、果然！讀者から多大の賞讃を博し、つひに讀者大衆の希望によりて、これ等用語解説の記事を纏めて上梓する運びとなつたのである。

而して、最初昭和八年末『經濟メモ』と題して出版するや案の定、多大の歡迎を受け全部賣り切れてしまつた。依つて昭和十一年、昭和十三年と改訂増補版を發行して讀者の要

望に答へて来たのである。

然るに今や時勢は大轉換をなし、東亞に歐洲に回天動地の大戰は展開し、戰時經濟體制に續く、高度國防國家の建設、新政治體制の登場と共に、萬物新になり、斬新なる經濟用語が頻りに發生して来た。よつてわれ等はこゝに筆硯を新にして新時代に適應する根本より改訂の『新經濟メモ』を發行することになつた次第である。

本書中の相場用語は經濟用語の中でも、特に難解なものとして、特殊扱ひを受けてゐたが、この解説も必要であるから附録とした。

以上叙べた趣旨によつて本篇附録と共に、經濟記事讀解の上に、好伴侶となれば幸甚である。

昭和十五年十二月

東京日日新聞編輯局にて

經濟部長 藤岡啓

經濟メモ 目次 (五十音順)

アウタルキー……………一	一貫作業……………二	エンバリーゴ……………三
アウトサイダー……………二	イングオイス……………三	FOB・CIF……………三
青田賣買……………三	インターバンク……………四	英國緊急國防全權法……………三
赤字公債……………四	インフレーション……………五	大藏省證券……………四
アコ債券……………四	ヴァイストラ……………六	横線小切手……………五
アルコール強制混合……………六	請負募集……………七	オープン・エンド……………
イア・マーク……………七	賣長・買長……………八	モーゲイザ……………五
委託製絲……………八	A・A・A……………九	沖取り漁業……………六
一空……………九	A・F・L……………二〇	親引……………七
		カ行
		價格形成中央委員會……………六
		價格貸銀停止令……………九

外貨準備	三〇	家計米價	四〇	キロワット(K・W)	五七
海關金單位	三一	掛目と糸目	四一	生絲共同施設	五九
外國爲替基金	三三	金物取引單位	四六	生絲資金日歩協定	五九
外國爲替相場	三四	カルテル	四七	生絲新格付	六〇
海上トラツク	三五	爲替清算協定	四八	生絲生產費	六一
海運統制令	三六	爲替平價	四九	生絲正量檢査	六二
皆増皆減	三七	爲替平衡資金	五〇	生絲取引單位	六三
外註値段	三八	爲替の變動	五一	生絲品位檢査	六四
買馴相場	三九	爲替ダンピング税	五二	生絲積立金	六五
華僑	四〇	爲替ポイント	五三	企畫院	六六
華興券	四一	爲替基準變更	五四	北支那開發會社	六七
各種年度	四二	乾蘭取引	五五	義務教育費國庫負擔金	六八
格付取引	四三	管理通貨	五六	義務輸出	六九

ギルダ	七〇	金縁證券	八二	計費資本	九四
逆日歩	七一	金約款(ゴールド)	八三	經驗死亡表	九五
キヤンブリツク	七二	クロイズ	八三	經濟聯盟	九六
供蘭	七三	銀相場	八四	經濟戰爭	九七
共同擔保制	七三	九・一八價格	八五	經濟警察	九九
共販會社	七五	繰上償還	八六	經團聯	一〇〇
切歩と絲量	七六	繰上充用	八七	蘭價協定委員會	一〇一
金買上	七七	グリッド・システム	八八	減債基金	一〇二
金塊相場	七八	グリーン・パックス	八九	原蠶種管理法	一〇三
金塊本位	七九	クルツプ式製鋼法	九〇	源泉課税	一〇四
金爲替本位	七九	クロス・レート	九一	國庫豫備金	一〇五
金銀複本位	八〇	科學動員	九二	興業債券	一〇六
金錢信託二本建制	八一	軍票	九三	公債低利借換	一〇七

公定價格制	二〇九	國民徵用令	二二二	イム限産協定	二二五
工作機械	二〇九	國庫現計	二二三	米の買換	二二四
拘束命令	二二三	國債給付無盡	二二三	米の生産費	二二五
耕地白糖	二二三	國債の種類	二二四	コルレスボンダンス	二二六
購買力平價	二二三	國債標準發行價格	二二五	混合セメント	二二七
コール協定	二二三	國際窒素協定	二二七	コンツェルン	二二八
航路同盟	二二四	國際鐵鋼カルテル	二二八	小運送	二二九
航路補助金	二二五	互惠	二二九		
高配株	二二六	互助會	二二九	サ行	
高度國防國家	二二七	ゴス・プラン	二三〇	サイレージ	二四〇
公益優先	二二八	五大生保	二三二	サイクル	二四一
廣域經濟	二二九	小麥取引單位	二三二	最惠	二四二
國家總動員法	二三〇	小麥の輸入採算	二三三	財團	二四三

才取人	一四三	産青聯	一五六	受益者配當	一六九
再保險	一四四	産糖協定	一五七	商業組合	一七〇
在米調査	一四五	産銅水曜會	一五八	商業組合中央會	一七一
砂糖消費稅	一四六	C・I・O	一五九	商工會議所	一七二
砂糖取引單位	一四七	七・七禁令	一六〇	證據金	一七三
サラリーマン金融	一四八	自殺條項	一六一	商店法	一七四
サロン	一四九	自己資本	一六三	消費組合	一七四
産業組合中央金庫	一五〇	實質賃銀	一六四	商品ドル	一七五
産業債券	一五一	稿三綾	一六四	シルク・ギルド	一七六
産業統制法	一五二	社還米	一六五	新株落ち	一七七
産業報國聯盟	一五三	弱體保險	一六六	人網取引單位	一七八
三元關稅制	一五四	社債の信託手数料	一六七	人網聯	一七九
産蘭處理統制法	一五五	寫真相場	一六八	人工聯	一八〇

新小切手法	一八一	スチール株	一九三	セメント補充生産	二〇五
新産銀買入令	一八二	ステープル・ファイ		セメント配給統制規則	二〇六
シンジケート	一八三	バー	一九四	全乾聯	二〇七
シンス	一八四	正貨現送點	一九五	全購聯	二〇八
新茶初取引	一八五	正貨準備	一九六	潜在通貨	二〇九
信用組合	一八六	生産公債	一九七	全産聯	二一〇
準戦時體制	一八七	清算取引	一九八	戦時統制經濟	二一一
水素添加法	一八八	製粉取引單位	一九九	錢莊	二一二
水曜會(金融)	一八九	製司コークス	二〇〇	選擇條項	二一三
据置期間	一九〇	責任準備金	二〇一	銑鐵	二一四
スクラップ	一九一	石油合成法	二〇二	全農協	二一五
スターリング・プロ		浙江財閥	二〇三	全販聯	二一六
ツク	一九二	セメント加重制限	二〇四	全肥聯	二一六

全國手形交換所聯合會	二二七	對支借款	二二七	中央農林協議會(中	
全養聯	二二八	第二豫備金	二二七	農協)	二四〇
織協	二二九	代用燃料	二二九	中國聯銀	二四一
染工聯	二三一	代用證券	二三〇	中小産業調査會	二四二
倉庫業法	二三二	多條線絲	二三二	賃金統制令	二四三
總動員物資、總動員		短期の標準値段	二三三	地方分與稅	二四四
業務	二三三	短期の繰延料	二三三	地代家賃統制令	二四五
總トン・重量トン	二三四	單車化運動	二三四	貯油義務	二四七
損害保險國營再保險法	二三六	團體生命保險	二三五	沈沒炭	二四八
夕行		單名手形	二三六	追加豫算	二四九
臺灣米移出管理	二三六	單利と複利	二三七	通行稅	二五〇
第一豫備金	二三七	チーズ巻き	二三八	通商擁護法	二五一
		チャーダー	二三九	積立金	二五一

低溫乾溜	二五三	東亞共榮團	二六六	特融	二七八
手形交換	二五四	東亞協同體	二六七	解合	二七九
手形交換所週報	二五五	同業組合	二六八	土地増價税	二八〇
鐵鋼聯合會	二五六	糖業聯合會(糖聯)	二六九	土地貸賃價格	二八一
鐵鋼切符	二五七	統制組合	二七〇	トラスト指定	二八二
デフレーション	二五八	登録公債	二七一	トランプ	二八三
デニール	二五九	統制絲	二七二	トーマス燐肥	二八四
電氣協會	二六〇	特惠・最惠・互惠	二七三	取引員・會員	二八五
電力國家管理	二六一	特殊銀行(特銀)	二七四		
電氣料金基準	二六二	特別會計	二七五	ナ行	
轉口税	二六三	特別當座預金	二七六	成行約定	二八六
電力散荷率	二六四	特約組合	二七六	中支那振興會社	二八七
電力負荷率	二六五	特約付社債	二七七	ニヴァス	二八七

二重ボード	二八八	農業保險	三〇一	ハイドラフト	三〇〇
日銀週報	二八九	農業報國聯盟	三〇二	八・一禁令	三〇一
日銀重役總會	二九〇	農村電化	三〇三	掃立數量	三〇二
日銀帳尻	二九一	農村負債整理組合法	三〇四	發電用ダム	三〇三
日銀預金	二九二	農地管理令と農地		初萌取引	三〇三
日ソ漁業條約	二九三	價格統制令	三〇五	早受渡	三〇四
日本米穀會社	二九四	ノンパ	三〇六	反産運動	三〇五
日本銅統制組合	二九五	ハ行		飯米差押禁止	三〇六
日本石炭會社	二九六	バーター・システス	三〇八	ビール販賣組織	三〇七
日米通商條約廢棄	二九七	パール	三〇八	ビス絲・マルチ絲	三〇八
日滿鐵鋼販賣會社	二九八	パイインク・シンジ	三〇九	引受手数料	三〇九
熱位	二九九	ケート	三〇九	標金相場	三〇〇
農業動産信用法	三〇〇			標準下體保險	三〇一

肥料業統制法	三三三	プロック經濟	三三五	米穀配給統制法	三四七
肥料の公定價格	三三三	プール平準價格	三三六	米穀最高價格、最高販賣價格	三四八
不活動金勘定	三三三	プレミアム	三三七	米棉局報	三五〇
フエンツ	三三五	平價切下げ	三三八	米棉融資	三五二
不換紙幣	三三六	米收豫想調査	三三九	平爐製鋼法	三五三
複關稅制度	三三七	平衡稅	三四〇	ベンベルグ	三五三
物價指數	三三七	米國產業復興法(N・R・A)	三四一	法幣	三五四
物價對策審議會	三三九	米國々防資材取締法	三四二	補完稅	三五六
物資動員計畫	三三〇	米國ダンピング防止法	三四三	貿易外收支	三五六
不定時電力	三三一	米穀自治管理法	三四四	貿易轉換	三五七
不動產金利	三三二	米穀統制法	三四五	包括移轉	三五八
不動產融資	三三三	米穀應急措置法	三四六	報價契約	三五九
不渡手形	三三四				

保證準備限外發行	三六〇	マーケット・オペレーション	三七〇	滿鐵中間配當	三七九
紡績片番制	三六二	前金概算拂	三七一	見返り擔保	三八一
紡績手形	三六三	滿	三七二	無爲替輸出	三八一
紡績聯合會	三六三	滿解舒	三七三	銘柄取引	三八二
暴利行爲等取締規則	三六四	滿生產費	三七三	棉花取引單位	三八三
ポ一メ	三六五	滿取引單位	三七四	綿工聯	三八四
蓬萊米	三六六	馬拉ソン金融	三七五	綿絲取引單位	三八五
ホールディング・カンパニー	三六七	丸鋼ベース物	三七六	綿絲の番手	三八六
保稅倉庫	三六八	滿業(滿洲重工業開發株式會社)	三七七	綿絲生產調節	三八七
保稅工場	三六九	滿洲國國幣	三七八	初共同貯藏助成法	三八八
ホツト・マネー	三六九	滿洲國の石油專賣	三七八	木炭需給調節特別會計	三八九
マ行					
				ヤ行	

否定することになるから到底實現出来るものではない。たと國家的統制經濟の強化によつて、ある程度までアウトタルキーへ移行し得るだけである。日本やイタリが棉花、鐵、羊毛、石油などをアウトタルキー化し得ることは容易ではない。ドイツなど國民の主要食料品のうち完全に自給できるのはライ麥、馬鈴薯、砂糖だけであることを思へば、國際經濟關係の存續はどうしても必要なのである。

◇：かくて絶對的アウトタルキーが不可能なるが故に、地域的な經濟ブロックの形成、資源再分割の要求などが起るのである。

アウトサイダー

◇：字引を引けば局外者、仲間外れ等の

譯語がついてゐるが、經濟記事の中に出て來る場合には生産協定、販賣協定、賃銀協定等に加入せず協定に束縛されぬ行動をとる會社または個人を意味する。わが國の主要産業の多くは操業短縮や販賣値段の協定を有しまた同一航路を走る汽船會社等は運賃の協定を結んでゐるのが例である。しかし他面業者の中に横紙破りの人物がゐて、かゝる協定に加入せず、自由な立場で活動しようとするものがある。これをアウトサイダーといふ。

◇：かゝる行動をとれば協定に拘束されぬのであるから概して有利ではあるが、協定加盟者と對抗するために餘りに激しい戰爭を惹起するならば産業全體及びアウトサイダー自身

にも害を及ぼす場合がある。かゝる場合を慮つて工業組合法、重要産業統制法等にはアウトサイダーが不當な行爲をなす場合、加盟者同様の協定に服させることが出来る旨規定されてゐる。

青田賣買

(アチタバイバイ)

◇：青田賣買とは一體どういふことか——同じ田地の豫想收穫高によるこの慣習にも大體次の三つの方法がある。(イ)相場は出來秋受渡し當時における時價によることとして決済を後廻しにその代金を青田のうち授受し、これに對し賣手が利子を支拂ふもの。(ロ)現品受渡し決済の際の時價より一石一圓か二圓以上安く仕切ることと

して賣手が金を前借りするもの。(ハ)一定の基準相場を設け、これによつて金錢の授受を濟ませ、現品受渡しの際、相場が上つてをれば賣つた農家の損、下つてをれば買入の損とする。

◇：この(ハ)の一番投機的なのが普通青田賣買といはれるもので、手取り金を多くとればとるほど、また收穫より時期が早ければ早い程賣手に不利となるわけで、金に詰つてゐる農家としては手近い融通策として農家經濟の窮迫してゐた際には各地で盛んに行はれたものであるが、米穀の自由取引が禁ぜられ、國家管理が強化されるやうになつて、この取引も事實上自然消滅の形となつた。

赤字公債

(アカジコウサイ)

◇：公債には事業公債、軍事公債、鐵道公債、震災善後公債、日銀損失補償公債等々、いづれも公債を起す『特別の目的』がある。事業公債は國家が電話とか道路とかある種の事業をなすため、軍事公債は戦争遂行のため特別の経費を支辨する目的で起債するのである。

◇：ところがこの赤字公債となると特別の目的がない。たゞ金が足りないから借金で埋合せるといふだけの意味で發行する公債なので財政上純然たる缺損を意味するところから、簡単に赤字公債と世間では名付けてゐるが、

官廳用語としては『歳入補填公債』といふ。

◇：わが國では昭和七年度豫算で高橋蔵相が一億六千五十萬圓發行したのが最初で、歳出の膨脹がどうしても抑へ切れず、一方租税や官業収入が減少し到底これだけで賄ひ得ないので『新ニ歳入補填公債ヲ發行スルノ已ムヲ得ザルニ至ツタ』のである。爾來連年數億の赤字公債が發行されてゐる。

◇：個人でいへば、生活費の不足を借金で埋めて食ひつないで行くと同様、もつとも悪性の公債で、財政當局頭痛のタネとなつてゐる。

アコ債券

(アコサイケン)

◇：アコは、(A)F

Finanzen (アクチオネルノエ)(K)anchen

Кос (カムチャツトスコエ) (O) Pschestvo (オプスチエストヴォ)の頭文字三つをつないで棒讀みにしたもので、カムチャツカ株式會社の略である。この會社の發行する社債券をアコ債券といふ。

◇：アコ債券がわが國に紹介されたのは、先年ロシア政府が朝鮮銀行ウラジオ支店に手入れし、かつその閉鎖を命じた時のことである。朝鮮銀行の閉鎖されるまでは同行はロシアに於ける爲替業務を扱ふ唯一の外國銀行としてルーブルの賣買をやつて居た。わが漁業家が露領漁區に對する借賃やその他ロシア政府に納付するルーブルは多くこの朝鮮銀行の手を通じて調達されてゐた。然るに一旦朝鮮銀行

(アコーアコ)

が閉鎖されルーブルの調達が不能となつた以上は、わが漁業家は圓を以つて納付しなければならなくなつた。そこで一ルーブルを何程としたら良いか、即ち換算率の問題が起つて來た。

◇：ルーブルの平價は一圓餘であるが、實際相場としては區々でしかも非常に安く、時によつては二錢、三錢といふ場合もあつた。ロシアは無論平價を主張したのであるが、こんな底抜け相場のものに一圓餘支拂ふことはどうしてもしのげれない。折衝の結果一ルーブル三十二錢五厘といふことに決まつたが、このルーブルの低落を公式に認めるのはロシアとしては困る、それをカムフラージするため

にアコ債券の利用が考案された。即ちアコ債券を一ルーブル三十二錢五厘の割合で買ひとり、ロシア政府へは額面で納める方法がとられたのである。

アルコール強制

(アルコールキヤウ
セイコンガフ)

◇：戦時下の日本にとつて油の供給を確保するといふことが一番大切な問題の一つだ、ところが、この油は大部分を海外からの供給に仰がねばならぬ状態であるから出来るだけ国内の消費を節約せねばならない……といふ主旨から生れたのが、このアルコール強制混合法で、昭和十二年の議會を通過し、昭和十三年七月一日からいよ

いよ實施された。これは初年度はガソリンに對して五パーセントのアルコールを混用せしめたがその後この混用率は更に引上げられてゐる。獨、佛の兩國を初めチリ、スウエーデン等々世界の十數ヶ國では現に採用し或ひは採用せんとしてゐる。技術的にいへば無水アルコールを十パーセントまでガソリンに混合し得、溶媒劑としてベンゾールを入れれば卅パーセント位まで混用することが出来る。この混合されたものはノツキング(爆動)が少い特徴を有してゐるから、飛行機などのデリケートな機械に使ふにはいゝが、馬力は少い。

◇：それでもアルコールの原料になる甘藷や

馬鈴薯、或は穀物類の生産過剰に悩み、しかもガソリンが、ある程度に高價なところでは政府は農村救済のため、この強制を行つてゐる。

◇：然し日本の場合は主として燃料自給の建前からだ、それにはガソリンがガロン現在八十錢以上であるのに對し、アルコールが更にそれよりも高いので結局ガソリン(混合油)の値段をアルコール並に引上げることが需給上の理想となつて來るのである。

イア・マーク

◇：遊牧時代の昔羊の耳(ear)に種々の

(mark)を付けて自他の所有別を明かにしたことがこの語原であるが、近代では金融の技

術的用語となつた。現在用ひられてゐる意味では、或る者の所有に屬する正貨、金地金、預金等を別勘定に移して、他の一般のものと區別し特別の取扱をなすことである。

◇：その實例としては或る國が金兌換停止を行はんとする際に、發券銀行に預金を有する者がその預金のイア・マークを要求する。すると銀行はその發券準備の正貨及び金地金中から要求額だけを別勘定に移して所有者の支拂要求に備へなければならぬ。かうすれば兌換停止後もその分だけは正貨又は金地金が受取れる譯である。この意味のイア・マークが餘り多量に殺到すると、金本位の維持が危ぶくなり、兌換停止が促進されることは、昭和

八年春の米國の金本位離脱が好適例である。

◇：また兌換に關係のない例としては、支拂保證小切手が振出された際に銀行が振出人の當座預金中から支拂保證額だけを控除し「支拂承諾見返り」といふ別勘定に移して支拂の確實を圖る如きも、受取人のためにその額がイア・マークされた譯である。

委託製絲

(キタグセイシ)

◇：産繭處理の一方

法として委託製絲といふことがよく稱へられるが、いはゞ賃挽製絲で、自己資金に憊む中小製絲家を救済する一手段として、考へられてゐるものである。

◇：嚴密にいへば委託製絲は産繭をもつてゐる者が一定契約の下に製絲業者に繰絲加工せしめ、生絲として販賣することである。だから委託者である養蠶業者とか金融業者側からすれば所有繭を繭のままて賣らず、製絲業者に委託して生絲で販賣する仕組み、また受託者の製絲業者側からすれば、自己の計算による獨立した製絲企業ではなくて一定の加工費工場賃貸収入だけを目的とした請負仕事といへる。

◇：詳言すれば委託者の場合、養蠶業者がなすのは養蠶實行組合、養蠶業組合、供繭組合が共同してするのと各自單獨になすものがあり、銀行などは擔保物件として背負込んだ繭の處分案として特定の製絲工場に賃挽加工さ

せる。この外乾繭組合が保管繭の處理方法として、特定製絲工場に委託することもある。

◇：受託者の場合には、製絲業者が特殊原料會社を設け、その會社が原料繭を購入して行ふもの、産業組合製絲が變則的な便法として原料繭不足の理由から自己工場で受託繰絲するもの、繭檢定所で行ふものなどがある。

一 空

(イチアキ)

◇：臺灣蓬萊米の内

地移出價格を見ると南部「一空」十二圓八十錢とか七十錢とか最近頻々と「一空」が使はれてゐる、この「一空」といふのは米を入れて来る黄麻製の袋が一度使用した古物を二度の役に立たしたもので、文字の通り一度空

たものだから「一空」と呼ばれるわけだ。

◇：黄麻の輸入がお定まりの制限にあひ供給が著しく不足したので、一度使用したものを裏返しにし二度使用してもよいことに臺灣産米移出檢査規則が緩和されて以來かうした名前が登場して來たものである。

◇：臺灣米の移出に使用されるこの袋は新品だと百斤入れのもので時價七十五錢乃至八十錢につくが、一度使用されたものは五十錢乃至六十錢で済むから新袋使用のものより一空袋使用のものは百斤の米について廿錢乃至廿五錢價格が安いことになるが、破損しやすいので二度以上は使用されない。

◇：なほ麻袋のうちでは外米を詰めて來る百

(イチーイチ)

五十斤袋の青線入りのものが最上とされ、輸入外米の配給に當つてもこの空袋の回収には特にいろいろの條件をつけて萬全を期してゐる。

一纖維、一織機

(イチセンキ、イチシヨツキ)

◇：支那事變勃發以來綿絲、人絹絲、スフ絲毛絲等の生産は原料不足から減少を餘儀なくされたので商工省ではこれら絲の配給統制に乗り出し機業家の從來の消費実績に應じて少くなつた絲を各工聯を通じて公平に配給せんとした。

◇：ところが各機業家は出来るだけ多くの絲を貰はんとして綿工聯、スフ工聯、人絹工聯

といふ風に多くの工聯に二重三重に機械を登録し、各工聯から重複配給を受けたため絲の配給が非常に不圓滑となつた。

◇：そこで商工省では從來の実績主義を廢して設備主義による一元的配給を行ふこととなりこのため纖維需給協議會を設置して全國の織機を登録させ、昭和十四年十一月度より織機別で一纖維一織機主義による配給を実施することとなつたわけである。

◇：かくて全國の織機が人絹織物、スフ織物綿織物と各織物別に一元的に協議會に登録され協議會はそれ等纖維別織機臺數を基準として各種類の絲の配給量を決定し各工聯を経ないで直接協議會の支部を通じてこれを配給す

ることになつたものである。

市日

(イチビ)

◇：關東の主要機業地例へば足利、桐生、伊勢崎、八王子、所澤では一週に一日乃至二日その地の織物市を開く。所澤例市、足利例市等がこれである。

◇：この日各機業家はその週に生産された織物を運んで東京、京都、大阪等全國各地から集つて来る織物問屋、呉服屋等に賣りさばいてゆく。

◇：市では現物取引と先物取引が並んで行はれてゐる。市日は大體において各機業地が重複しないやうに開かれ、織物の商内に附随して機業家は綿絲を手當するので、いづれにと

(イチーイツ)

つても便利な方法として命脈を保つて來たのである。

◇：昭和八年七月全國銘仙産地における市日制度の廢止説が起きたがその理由は問屋が頻繁に機業地に入入りするやうになり特に市を立てる必要がないといふのであつて、すでに桐生組合では市日廢止を實行してゐるが、製品に原絲の配給に各種の制度を受けるやうになつて市日制度は漸く影が薄くなつて來た。

一貫作業

(イツクワンサゲフ)

◇：鎔鑛爐で鐵鑛石が鉄鐵となり更にこれを原料として平爐で鋼塊を造り、壓延されて鋼材となるまで一工場て製造するのを一貫作業といふ。この言葉は

今では他の製造業にも用ひられるが、最初は主に製鐵の場合に使はれたものである。

◇：平爐で鋼を精鍊する場合には原料として銑鐵、屑鐵、石灰、鐵鑛石、滿俺鑛を挿入するが、その主要原料の配合方法に二種ある。

一つは銑鐵三に屑鐵七の割合でなす銑鐵屑鐵法、他の一つは銑鐵と鑛石のみでも良いが自工場から出る屑鐵を一割五分乃至二割を混ぜる銑鐵鑛石法である。この時の平爐は便利のためタルヴォット式が多く、鑄かした鋼を半分位づつ出して使ふ。一般に銑鐵を造らない單なる製鋼工場では値段の比較的安い屑鐵を多く使ひ、銑鐵を造る工場で製鋼をする場合は成るべく銑鐵を多く使ふ、即ち鑛石法を採

用してゐる。

◇：從來製鋼作業は鑄解時間を短縮すため多くの屑鐵を輸入して用ひたが現在は輸入屑鐵が暴騰し銑鐵市價を上廻るやうになつたので一朝有事の際は屑鐵の輸入が困難になる懸念から近年わが製鐵工場の多くは著々平爐の改造に着手し鑛石法の徹底化を圖つて來た。

◇：これを最も有利に操業するには鑄銑を用ふることが必要條件であるが、また鑄鑛爐でコークス製造の際出来るガスを再び利用する等鋼材となるまで常に熱の經濟を圖るところに一貫作業の特徴がある。

インヴオイス

◇：豆粕をはじめその他の商品の取引に

「インヴオイス取引」といふのがある。インヴオイス (Invoice) の原語解釋——商品の

送り状または賣上計算書、即ち荷主が、商品を發送するに際して、その荷物を受取人に對して送付する貨物の明細書をいふ。

◇：インヴオイス取引とは、一口にいへばこの商品送り状の賣買取引で一種の先物取引である。豆粕に最も盛んに行はれた。以下豆粕を例に説明する。

◇：賣方——豆粕の産地即ち大連の間屋 (主として貿易商) と、買方——東京深川における豆粕聯合組合所屬の商店との間の取引が、本筋であるが、實際は大連、神戸、東京その他各地の間屋が入り亂れて賣買が行はれ、多い日

(インーイン)

には廿萬枚、卅萬枚の出來高に上つたこともあつた。

◇：賣買單位は普通一口五千枚、呼値は百斤 (豆粕二枚強——一枚四十六斤) 賣買期限は無制限である。季節によつて異なるが、大體五ヶ月の先物まで及ぶを慣例とし、十一月産地を積出すものは十一月物、十二月産地積みは十二月物といはれる。

◇：受渡期日は、關東では横濱へ入船する日である。投機化された先物取引ではあるけれども、差金決済は一切認めず、受渡期日になつて、入船がおくれ荷物が間に合はなかつた場合には、市中から買求めても實物の受渡をなすといふのが、この取引の特徴をなして來

(インナーイン)

だが、産地の満洲では専管公社が出来て統制するやうになり、内地は有機肥料會社で配給を扱ふやうになつてからは投機的のところは全くなくなつてゐる。

インターバンク

◇：外國爲替の取引は外國爲替業務を營む銀行間、または銀行と貿易業者、海運業者、保險業者、信託會社等の間に通常ブローカーが介在して成立つのであるが、右の銀行間取引の場合を、インターバンク・ビジネスといふ。

◇：例へば正金銀行は時々爲替統制の意味で一般爲替銀行の要求に應じ爲替を賣買するがかうした場合にその取引が一般に漏れると、

直ちにそれが強弱の材料に悪用され相場を攪亂する虞れがあるので特にブローカーを除いて取引を行ふ。

◇：これ等外國爲替取引の模様を報道する日の新聞記事中インターバンク云々とあるのは今日ではこの外國爲替業務を營む爲替銀行間の取引を意味する。外國爲替の市場相場といふのは普通この銀行間に日々成立つ實際相場または唱へを指すのである。それには現物取引即ちT・T(電信爲替取引)もあり、三ヶ月若しくは六ヶ月等の先物取引もあるのであるが、單に市場相場幾何といふ場合は現物取引の相場である。

◇：外國爲替管理法が實施される以前には大

貿易業者や信託會社等が本職の爲替銀行を押し

のけて外國爲替業務をやつたもので時としては物産(三井)相場などといふ言葉まで使用されたもので市場相場(マーケット・レート)といつても嚴格に銀行相互間の相場でなかつたのであるが、現在では銀行以外のもの外國爲替業務若しくはその類似行爲が嚴禁されてゐる。

インフレーション

◇：この言葉はラテン語の動詞である Inflare 即ち「膨らま

す」から來たもので、從來南米あたりの家畜商人の慣用語である。牛などの家畜を賣る前にその目方をふやす目的で精一杯水を飲ませ

ることに使はれる。

◇：ところが今では經濟上の術語として各國に使はれるやうになり、日本では普通通貨膨脹と譯してゐる。

◇：然し通貨膨脹といつても月末や年末に通貨が膨脹するのはインフレーションとはいはない。然らばどういふ風に膨脹することをインフレーションといふか、これに對しては經濟界の實需に基かずして行はるゝ通貨の膨脹であるとか、商品の數量に對して貨幣の供給が過剰の場合であるとか、いろ／＼説はあるが、要するに世間一般の取引決済のために必要とする以上に人爲的に通貨が供給される場合をいふのである。

(インナーイン)

◇：例へば政府が巨額の公債を發行して全部これを日本銀行の引受けとし、市場から資金を吸収せずに、その得た代金を救済事業なり其他不急事業に使つたとすればそこにはインフレーションが起ることとなる。尤も眞のインフレーションはその國が兌換を停止し、金の輸出を禁止してある時に限る。インフレーションの反對の場合をデフレーションといひ、通貨收縮と譯してゐる。

ヴイストラ

◇：製造工程は大體人絹絲と同じだが、たゞ人絹絲を六インチ内外に切断した纖維即ちステープル・ファイバーを絹紡機、綿紡機毛紡機のいづれかにかけて紡絲したものがヴ

イストラ Vistra (又はスパン・レーヨンの名 in Rayon) である。大戦後獨逸のイー・ゲル染料會社とケルンロットワイン會社が、共同で作りに出したのが最初である。

◇：強靱性、柔軟性に富むので製織しても人絹織物と異つた妙味があり染色成績も良いところから従來子供服地、風呂敷、兵兒帶、モスリン代用、綿絲毛絲との交織物として大衆向を目標にして來たが、支那事變の勃發以來各種の纖維統制が實施され、ス・フ混織が強制されるやうになつて以來、このスパンレーヨン製品が斷然幅を利かしてゐる。

◇：ステープル・ファイバーを短纖維に切断するため特殊な技術と設備を要し、また當初

は生産高僅少のためコストが高く人絹絲、綿絲の安價には遠く及ばなかつたものが、かく花形扱ひをうけるやうになつたのは化學纖維の發展といふより時代の遷りに乗つたためであらう。

請負募集

(ウケオヒボシフ)

◇：社債廣告に従來「引受」とか「引受募集」とかいつたところを請負募集としてあるのが目につく。最初使はれたのは昭和八年夏の日電社債の時からであるが、現在の社債募集は大部分この方法によつてゐる。

◇：一般に社債の「引受」といふ言葉は(一)委託募集(二)總額引受(三)請負募集の三

(ヴィーウケ)

つの意味を含んでゐる。「委託募集」とは發行者が直接募集を行はず、募集者に募集事務を代理させるが、滿額の募集が出来ない場合は發行者が發行者關係で不足分の應募をせねば不成立となる。發行者の危険が多いので近來はこの方法は行はれない。

◇：「總額引受」は公募せず、引受會社で全部を引受けてしまふ。この方法は將來金融市場の情勢が變つた時市中に賣出せる便利があるが、或る程度引受者の危険負擔が大きいので、一時的に市場情勢の悪い場合とか、引受會社と發行會社に特殊關係のある場合の外はあまり行はれない。

◇：「請負募集」は委託募集の變形で、募集

會社が發行者の委託によつて募集するが、不足分があつた場合には自ら引受ける方法であつて、實際にはこれが最も多く行はれる。引受に三つの意味があり、その解釋如何で問題を起したとさへあるので、「請負募集」と明言したわけである。

賣長・買長

(ウリナガ、カヒナガ)

◇：取引所で賣買された數量はこれを出來高と稱しその日／＼で集計して發表される、この賣買出來高のうちには新規の賣買もまた轉賣買戻しも含まれてゐるので、これを區別してまだ賣買契約の結了を見ないものはこれを取組高、又は喰合高と稱してゐる、この出來

高取組高は期限を具にするものにつれ、また銘柄の異なるにつれて個々の出來高、取組高があるわけである。

◇：この取組高の内容を現す場合によく賣長(又は上長)、買長(又は下長)といふ言葉が使はれる、これは取引所が取組表を作製する場合に賣方を上に書き、買方を下に書く慣習から來たもので賣長は買方に比して賣方の人數の多い場合をいひ、反對に買方は賣長に比して買方の數が多いことをいふ。

◇：つまり賣方の多い場合は先行安いと見込んで賣つてゐるものゝ多い證據であり、買長となる場合は將來高いものと見て買つてゐるものが多いためであるが、取組高總體の賣と

買の數量はこの賣長、買長に拘らず必ず合致してゐる、市場の言葉としては相場の動きがよくこの人氣に逆行するので買長に上げ目なし、賣長に下げ目なしとか或ひは人の行く裏に途あり花の山とかいつて、人氣の片寄つた場合を警戒させてゐる。

A・A・A

(エー・エー・エー)

◇：疲弊困憊せる農村の蘇生をはかるため大統領は一九三三年五月十二日農業救済法に署名した。A・A・A (Agricultural Adjustment Act) 即ち農事調整法はこの第一部であり農産物の生産制限により價格を高めることを目的としたが、このA・A・Aに對し大審院は三六年一月六

日に憲法違反の判決を下した。

◇：そこで、一九三六年に修正され更に又一九三八年再びその内容をかへて登場し、新A・A・Aといはれるに至つた。今その骨子を示すと(一)地味減衰の重要農作物を地味作物に轉作した農家に補償をする(二)棉花、煙草、米、玉蜀黍、小麥等の供給が、生産過剩と認められる場合は生産割當をする(三)小麥保險制度に一千萬ドルを支出し、その他の農作物保險のため一億ドルの會社を設立する(四)各個人に對する各種補償金は最高一萬ドルまで支拂ひ得るといふことになつてゐる。

◇：従つて、一九三六年制定の『土壤保全及

(エイ・エイ)

び「国内割當法」を修正存続することが新A・A・Aの重要眼目の一つであつて、土壤保全政策は依然繼續され、それだけ棉花、小麦玉蜀黍等の地味減衰作物の反別が縮減されることになる。

A・F・L

(エー・エフ・エル)
American Federation of Labour

◇：アメリカ労働聯合會の略稱、アメリカ最大の労働團體であつて、一八八六年に創立された、A・F・Lは熟練工のみによつて組織された職業別産業組合で、組合數百十七、組合員數三百萬以上に上り、これはアメリカ全労働人口の約一五%に當る、A・F・Lは勞

働貴族層によつて構成せられ、その性質は保守的であり且つ反動的である。

◇：従つて階級的に覺醒せず、不熟練工の組合加入は一切拒否してゐるのみならず、高度トラスト化の時代において依然産業別合同案を否決し、職業自治制を固執して今日におよんでゐる。

◇：更に急進的労働團體のストライキには、却つて團體的スキヤツプを行ふなど全く階級的利害を無視してをり、アムステルダムインターナショナルをさへ社會主義的なる故をもつて排斥してゐるが、一九三五年急進派のルイス一派のC・I・O(この項参照)と袂を別つてからの對立抗爭は注目されてゐる。

エンバール

◇：特定の國に對するエンバール(輸出禁止)

がアメリカで問題になつてゐるが、これは何か特別の法規に基づいて行はれてゐるものではなく、いはゆるモラル・エンバール(moral embargo)である。

◇：米國は昭和十三年あたりからわが國に對してこのエンバールを行つてゐるが、その對象となつてゐる商品は主として航空機等の部分品その他であつて、屑鐵は毎度問題になつてゐながら、エンバールを食ふに至らず石油も問題とならなかつた。

◇：ところが十五年七月國防資源法が制定されこれに基いて各種品目を指定し、これらの

ものは政府の許可がなければ輸出出来ないやうにし、わが國に對しても石油、屑鐵にこれを適用するやうになつたが、わが國としてはこれに對してすでに十分の對策が出来てをり何等の痛痒も感じない。

◇：この國防資源法の出来るまでエンバールのやり方は政府が特定の會社に對して、何々の商品はどこその國へは賣るなどいふ指令を發するといふだけであつて別に法規を根據としたものでないからその會社が嫌ならその指令に従はなくても済むが、そのかはりに政府がこの事實を公表して輿論の制裁を受けるといふ方法をとつてゐた、ゴムや錫等がソ聯を通つてドイツへ入るのを防ぐためにソ聯

(エン・エン)

(エン・エフ)

に對してこれ等の商品をエンバーゴしたといふ事實がある、エンバーゴはいふまでもなく米國の英國に對する好意と支持から生れたものであるが、その對象となる商品は漸次擴大して行きつゝある。

FOB・CIF

◆：エフ・オー・ビー 値段といへば本船積込み値段 (Free on Board) シー・アイ・エフ (普通シフといふ) は運賃保険料込み (Cost, Insurance and Freight) 着値段と普通呼ばれてゐる。

◆：エフ・オー・ビー桑港といへば賣り手が桑港埠頭の本船に商品を積込むまでに要する一切の費用を負担するのである。シー・アイ

・エフの値段は例へば桑港まで賣り手が運賃保険料を負担することゝして、賣買値段を取極めることである。

◆：輸出商品にシー・アイ・エフで輸入商品にエフ・オー・ビーの値段で取極めて出入貿易品全部を自國船に運送させて貰ひたい。貿易業者に對して甚だ蟲のよい注文であるが、かうすれば、外國船に運賃を支拂はずに、日本船が儲けさせてもらふ、——自國船主義といへば難かしいが、米國品は米國船に、英國品は英國船にと各國が自國船舶を愛護し、利用し政府の保護政策も加はつて國際的に海運戰の激しい折柄、FOBかCIFかは海運業者に重大な意義を持つことになるのである。

◆：政府が外國から購入する品物だけなりとエフ・オー・ビー値段で、船積み、保険料一切日本側で引受けるといふのだが、現品の検査に外國まで係官が出張出来ないやら政府の品物には保険をつけない慣習やらで駄目といふ話である。

(エイコクキンキフ
コクボウセンケンハ
フ)

英國緊急國防全權法

◆：昭和十五年五月廿二日、折柄のドイツ軍の北佛席捲によつてフランスはもとより英國自身がドイツの脅威を直接皮膚に感ずるに至つて、チャーチル英内閣は緊急國防全權法を議會に提出、上下兩院は討議を用ひずして一

鴻千里に通過、その日の夕方にはジョージ六世の裁可を得て成立した。

◆：しかもその内容は英國憲政史上未曾有の非常大權法で數百年の傳統をつゞけた自由主義體制を全くかなぐり捨て、資本、労働ならびに土地を含む産業總動員體制に乗り出したものである。

◆：その主たるものは(一)軍需資材ならびに産業の國家經營または管理(二)動産、不動産を通ずる所有權の統制(三)利潤の公定特に十割の戦時利得税賦課による戦時利得否認(四)労働總動員、労働時間の延長(一週八十四時間制)および賃金の公定、従業の指定などである。

(エフ・エー)

◇：しかして輿論は自由恢復のための自由拋棄なりとして全幅的にこれを支持し、外観的には従來の戰時經濟方策が急變を來すわけではないが、究局において英國の社會經濟組織に大變革を來すことは必然で英國自由經濟の一大轉換である。

大藏省證券

(オホクラシヤウシ ヨウケン)

◇：略して藏券ともいふ。政府の發行する短期の融通證券の一である。一會計年度進行の途中で一時國庫に金が不足して經費支辨に差支を生ずることがある。その場合遺繰りのため發行するのがこの藏券である。普通の公債と違つて必ずその會計年度内(締切は翌年度

の五月末まで)に償還しなければならぬ。従つて期限は一ヶ月乃至六ヶ月程度、額面は百圓以上で大概割引で發行する。

◇：一般會計(發行限度三億五千萬圓)の外專賣局(限度一億一千萬圓)帝國鐵道(無制限)の各特別會計が發行する。

◇：金融の方面から見ると遊資が溢れてゐるときは好投資物として大に歡迎される。何しろ相手は政府だから絶対確實だし、賣却は容易、日銀へ持込めばむろん見返擔保となる。だから日銀としては、時々手持の藏券を市場に賣出して通貨收縮政策の材料に使つたりする。

横線小切手

(ワウセンコギツテ)

◇：横線小切手といふのは小切手面に二本の並行線が引かれたものでそれは銀行拂を意味してゐる。

◇：元來小切手は普通持參人拂で特定の受取人を指名しない。従つて何人でもその小切手を銀行に呈示すれば手形面に記載されてゐる金額の支拂を受けることが出来る。それだけに代用通貨として流通する範圍も廣いのであるが、調法な反面には紛失や盜難による危険が少くない。紛失盜難の直後これを發見して適當な手段を講ずれば或る程度までその危険を防ぐことも出来るが、うっかりしてゐると手形金額を銀行から詐取されてしまふ。

◇：横線小切手はこの盜難や紛失から蒙る危険を防ぐ目的で利用されるのである。即ち横線小切手は普通小切手のやうに持參人拂でない。支拂を受けようとすれば、先づ自己と取引ある銀行に之を持參し、その取引銀行が支拂義務ある銀行からとり立てることになる。つまりこの小切手は支拂銀行は銀行に對してのみ支拂ふが、個人に對しては原則として支拂はない、しかし改正小切手法では、銀行の取引先に限り、例外を認めてゐる。

オープン・エンド・モーゲージ

◇：工場財團、軌道財團等を抵當として社債を發行する場合最高額をあらかじめ一定し、その範圍内で資

金の入用に應じ、逐次社債を分割して發行する。しかしその社債は發行の前後を問はず抵當に對する権利が平等で同一順位とする。この制度をオープン・エンド・モーゲージ (Open End Mortgage) といふ。

◇：擔保付社債信託法の改正によつてかく變更されたものである。従來の方法はいはゆるクローズド・モーゲージ (Closed Mortgage) で例へば一千萬圓の財團を抵當に僅か二百萬圓の社債を發行しても第一順位の抵當權はその二百萬圓の社債權者に獨占され、それ以後發行する社債は第二抵當以下の順位を餘儀なくされた。これでは第二回第三回の募集が容易でない。ところがその後改正されて累

計一千万圓に届くまでは何回發行しても同一順位の抵當權が得られることになつたわけである。

◇：エンドを取つてオープン・モーゲージといふと意味が違つて来る。これは發行最高限を設けず將來にわたり無制限に同一順位の社債發行を許すもので、社債が累加されるに従つて擔保力が薄弱となるから餘り多くは行はれない。

沖取り漁業

(オキトリギョゲフ)

◇：水産國日本は沖取り漁業の成功で世界的なものとなつた。これまで米國がこの沖取りが上手で「巾着網」で魚群をいはゆる一網打盡にやる具合などは

夏の涼み話に一寸面白い。

◇：わが北洋漁業も在來の「定置網」で露領漁區を根據地として、魚をとるばかりでなく「流し網」をカムチャツカ公海に擴げて沖取り漁業に新らしい轉機を昭和八年から見出すことになつた。流し網の幅は廿九尋、深さは七尋ばかり同年許可されたこの網數をつなぎ合せると、カムチャツカの沿岸を二重にも三重にも包圍出来る位で、いはゆる魚道を扼して一尾たりとも陸へは通さぬ計畫。

◇：鮭は四齡で母となつて御亭主と仲よく眞水に「天然産床」を求むべく河を遡る。そこを河口近くで捕へるのがわがカムチャツカ漁業、これを普通陸上漁業といふのだが、沖取

(オキーオキ)

り漁業は陸から三湮沖に鮭の御夫婦や生娘をとり巻いてお迎へ申すといふわけで濫獲の恐れがないではない。

◇：とつた魚は勿論カムチャツカに陸揚げ出来ない。「母船」で直ぐ罐詰にするか、または内地の工場に送つて處理する。蟹工船の方は全部母船で罐詰にしてしまふ。

親

引

(オヤビキ)

◇：公社債の發行から賣却までのコースは普通、引受銀行↓下引受業者(證券業者)↓投資家となるが、この場合に、引受銀行が發行額の全部を下引受に廻さずに、そのうちの一部を自分のところで引取ることがある。これを親が引くから親引と

いふ。

◇：なぜ親引をするかといふと、二つの場合がある。第一はその公社債がいふ代物で、引受銀行が自分のところで持ちたいといふ場合かういふ時には下引受でも澤山欲しいし、親引によつてそれだけ下引受の商賣が縮小することになるので、下引受は親引されることをいやがる。それで借換の場合に限り、親引の額は前回は超えないといふ申合せが、銀行と証券業者の間に出来てゐる。

◇：第二の場合は、この公社債が市場の情勢から見て賣行不振を豫想され、全部を市場に放出すれば市場を壓迫することになるし、さうかといつて消化の可能な額以上に發行せね

ばならないといふ時だ。

か 行

價格形成中央委員

員會

(カカクケイセイチュウ
オウキキョクワイ)

◇：物價政策を確立するため中央物價委員會が解消し、十五年三月内閣に物價對策審議會が設置され、同時に商工省の委員會として價格形成中央委員會が置かれた。物價對策審議會は、物價對策機關として最高重要問題を審議するのであるが價格形成中央委員會は、主として公定價格の制定を司るのである。しかし、同委員會は單に公定價格決定のみではなく、必要な物資の

配給、消費統制等に關しても、商工大臣の諮問に應じて審議することゝなつてゐる。委員會は、八部會に分れてゐる。即ち、一般部會

- (部長 津島壽一氏) 纖維品部會 (部長 田澤義鋪氏) 燃料部會 (部長 村瀬直義氏) 金屬品部會 (部長 入田嘉明氏) 食料品部會 (部長 酒井忠正氏) 農林水産品部會 (部長 有馬頼寧氏) 雜品部會 (部長 鶴見左吉雄氏) 化學工業品部會 (部長 山室宗文氏) である。
- この八部會の下に、またそれぞれ専門委員會が設けられ、公定價格は、専門委員會で原案が作成され部會と總會を経て決定されるのである。しかし、斯る手續は公定價格制定をおくらすことになるので、大部分部會の決定を

もつて、總會の決議とみなし九・一八價格によつて凸凹を示してゐる物價を適正化する方針である。

價格、賃金停止

(カカクチンキンテ
イシレイ)

◇：國家總動員法第六條、第十一條、第十九條を發動して昭和十四年九月十八日現在の價格、運送賃、保管料、保險料、賃賃料、加工賃、賃金および給料の全般に互つて向ふ一ケ年間引上げ停止を命令したのが、この價格賃金等の停止令で、九・一八ストップ令ともいふ。

◇：支那事變以來わが物價および賃金等の騰貴が目立つやうになり、政府は輸出入臨時措

置法その他によつて公定価格を制定し、價格抑制の方法を講じて來たのであるが、公定價格の設定されないのはますます騰貴する、こへ第二次歐洲大戰が勃發してわが經濟にも重大なる影響をおよぼし商品によつては思惑取引も盛んに行はれるやうになつて來た。

◇：そこで物價等を當時のままの抑制策にまかせたのでは低物價政策の遂行が不可能となる恐れもあるので遂に一切の價格を九月十八日現在の位置に一年間釘付けにし、その間に公定價格のないものにその設定を急ぐといふ非常手段に出たのである。

◇：但しこの停止令は例外として第三國との間の輸出入品、旅客の運賃、公定價格の設定

が困難な生鮮食料品、書畫骨董、土地建物、有價證券の價格、生命保険料、取引所又は米穀市場における賣買價格、その他主務大臣の指定したのものについてはこれを適用しないことになつてゐる。

◇：この停止令は十五年十月更に一ケ年延長され適用除外品目も有價證券及輸出に關係ある繭、生絲、綿布に限り、その他は除外を認めないこととし著しく範圍を擴大された。

外貨準備

(ケマイクワジエンビ)

◇：正貨準備ではない、外貨準備である。どこが違ふか？ 兌換券發行の準備として昔から金貨または金地金(銀本位國では銀貨また

は銀地金)が用意されてゐる。これを昔から正貨準備といつてゐる。ところが最近になつて金貨または金地金の他に金貨拂外國爲替、

金貨拂外國政府短期證券なども國によつては準備として勘定に入れてゐる。今ではこれを準備として普通正貨準備といつてゐるが、外貨準備とはその後者を指していふのである。

◇：正貨準備は對内的には兌換券との引換へに何時でも應ずべく用意されてゐるが對外的には國際決済に使用されるもの、従つて金のみならず金に準ずる信用ある外國爲替や外國證券または外國の大藏省證券等對外債權もまた準備とみて、あながち差支へないわけである。たゞその對外債權も金貨拂ひであれば一

(ガイーカイ)

番よいが、乃至は國際的に信用あるものがより好ましいわけで、その國の立場により異なるが普通ポンド爲替とか對米債權などが選ばれてゐる。

◇：イタリイは先年エチオピア問題で、事實上の經濟封鎖にあつて外國から正貨拂ひを要求されたので、刻々と正貨準備を減じて行つた。その正貨準備には、右の外貨を含んでゐた。なほ日本では外貨準備のことを普通在外正貨といつてゐるが日本ではこれを正貨準備に入れてゐない。日本の在外正貨は大正八年十億五千萬圓に及んだこともある。

海關金單位

(カイクワンキンダシキ)

(カイーカイ)

◇：銀本位國の支那に金に基準を置いて海關金單位 (Customs Gold Unit) といふのがあ
る。一口にいへば支那税關における輸入税徴
收の計算の單位であるが、銀本位の支那に何
故こんな存在があるか？

◇：海關收入は支那税收入の三四割を占めて
それが一九三〇年前後銀の暴落によつて大減
收となつたため、國民政府は米人ケメラ―博
士の獻策によつて、海關の輸入税徴收に限り
従來の海關兩に代へてこの金單位を採用した
わけで、實在の金貨はなく計算單位としての
抽象的存在にすぎぬ。法令によれば「純金六
〇・一八六六センチグラムをもつて一孫とす」
とあり、孫が單位となつてゐるが、孫の基準

がロンドン金塊相場にあることいふまでもな
い。

◇：この金單位と銀元との公定比率相場は毎
朝中央銀行から發表され公定比率相場は全國
的に適用されるが、中央銀行支店のない土地
では輸入税支拂を便宜にせんため一九三一年
來全額金準備の海關金單位銀行券を發行、全
發行額は最近約四五〇、〇〇〇孫といはれて
ゐる。銀高による支那の不況を救ふべく一時
『海關流通券』といふことが流布されてゐた
が、それはまさしく右の金單位を基礎とした
もので、支那の本位改革問題には必ず話題に
上るものである。

外國爲替基金

(グワイコグカハセ
キキン)

◇：昭和十二年八月廿五日に實施された金準
備評價法によつて政府は日本銀行の金準備四
億五千萬圓を一圓につき二百九十ミリグラム
で評價替へし十一億六千三百萬圓とした、そ
してこの評價替後の金準備の中から三億圓を
割いて昭和十三年七月廿日、日本銀行外國爲
替基金勘定をつくつた。

◇：この制度の目的は、圓ブロックを除く第
三國關係で輸出入リンク制となつてゐる輸出
商品、その他一般輸出商品の製造加工に要す
る原材料を圓滑に輸入するため、必要な外貨
を一定の期間外國爲替銀行に日本銀行が融通

するといふのである、政府の考へては輸入し
た原料が製品となつて輸出され、その代金が
還つて来るまでの期間を六ヶ月と豫想し、月
四、五千萬圓づゝ融通すれば六ヶ月には一回
轉し、一ヶ年五、六億圓の原料輸入に役立つ
といふのである。

◇：準備から基金としてはづされた三億圓の
金は米國に現送されドル資金に變つた、この
ドル資金は外國爲替に關する特殊銀行である
正金銀行に海外指定預金として日銀から預入
れ、正金始めその他の爲替銀行の利用に委す
ることとした、そしてこれを利用した爲替銀
行は各自の買入れる輸出爲替の替金の中から
一定期間内に爲替基金勘定に返還するのであ

(カイーカイ)

(カイイカイ)

る、従つてこの爲替基金は特別な事情で大きな損失を蒙らない限り増加しても減ることがない、原料の輸入代金につかつて製品の輸出代金で返へす仕組みだからである。

◇：しかし將來日本の國際收支が大いに改善され、各爲替銀行の在外資金が豊富になつてこの制度の必要がなくなれば基金は再び金準備に繰入れられるのである。なほこの基金の運用上生ずる損益については平價切下とか、爲替變動等外的原因によるものは日本銀行、固有勘定から派生するものは正金にそれ〴〵屬するものであるが、その處分については政府と日銀が相談して決めるのである。

外國爲替相場

(グワイコクカハセ
サウバ)

◇：一口に爲替と言へば國內爲替を含んでゐるが、今では外國爲替のことを意味してゐる。日本から米國へ百萬圓送るとする。日本銀行の紙幣は百萬圓あつても、米國には通用しない。そこでそれを米國の貨幣に換へなければならぬ。この換算率が爲替相場である。爲替相場廿三ドルとか廿四ドルとかいふのは、日本金百圓を米貨ドルに換へれば廿三ドル、或は廿四ドルになるといふことを意味してゐる。爲替の賣手買手といふ言葉がよく新聞に出るが、日米兩國の爲替の場合は賣手はドルの賣手、買手はドルの買手と思へばよい。

◇：爲替の建て方には二通りあつて、日米間に於ける如く百圓につき何ドルまたは日英間に於ける如く一圓につき何シル何ペンスといふのと、それと反對に日本シンガポール間に於ける如くシンガポール・ドル百ドルにつき何圓といふのがある。前者を受取勘定の建て方、後者を支拂勘定の建て方または外貨建、圓建とも呼んでゐる。

海上トラツク

(カイシヤウトラツク)

◇：獨占的に鮮米積取に従事してゐた鮮航同盟會(大阪商船、朝鮮郵船、大連汽船など十
四社加盟)の運賃が割高であつたところへ盟外船やいはゆる海上トラツク(小型機船)の

進出により朝鮮穀物聯合會と鮮航會との夏場運賃交渉決裂、更改期の昭和十年五月一日から各港搬出鮮米は無契約自由積取となり、その後双方の運賃大幅引下げ競争の展開を示した擧句、遂に鮮航同盟會は同年八月一日から共同計算制度を廢し各社自由配船積取荷することになり事實上の解散の憂目を見たことがある。

◇：一體この海上トラツクとは一名海上タクシーともいはれ小は三、五十トンの補助帆船乃至小型發動機船から大は三、五百トンの同盟外汽船を指し主として釜山―下關間から低運賃に乗じて、阪神まで航路を延長、丁度ガソリン統制をうけぬ前陸上トラツクの發展が

(カイイカイ)



(カイ—カイ)

多くの私鐵を没落させたやうに猛威を發揮したものである。

◇：重油の統制をうけるやうになつてからその活動は制約されるやうになつたが、九州—阪神間などの石炭輸送にはこの小型船が重大な役割を演じてゐる。

海運統制令

(カイウントウセイ
レイ)

◇：戦時下において海運の擔ふ使命の重要性はこゝに説くまでもない、従つて政府は支那事變の當初早くも臨時船舶管理法を制定し、船舶輸出入の許可制度や配船、運賃、造船、海員等について國家的必要に基く命令を出すことが出来るやう海運の統制について法律的

基礎を與へたのであるが、民間業者もこれに應じ自治統制委員會を組織して政府の方針に順應した、しかしその後の緊迫した情勢は到底自治的統制では國家的使命の遂行が充分に期せられないことが明かとなつたので、海運における國家總動員體制を一層整備するため國家總動員法第八條及び第十九條に基き、昭和十五年二月一日に公布施行されたのが海運統制令である。

◇：海運統制令が規定してゐる重要事項は造船並に外國備船の許可制、船舶の貸借、修繕荷役に関する命令、航海及び運送の禁止及び制限、船價、備船料、運賃の公定等である。造船の許可制については、資材と資金の供給

を規定した。

皆増皆減

(カイソウカイケン)

◇：豫算編成のとき
の用語である。ある經費(たとへば拓務省所管の移植民補助獎勵費、内務省所管の帝國在郷軍人會補助費等)は今後相當の年度にわたリ繼續的に支出する必要が認められる、しかし繼續費としてあらかじめ後年度の年度割支出額を決定し既得權を與へてしまふことは經費の性質にかんがみ、また豫算膨脹を喰止める意味から面白くない。

◇：そこでそれ等の費目を形式上はまつたくその年度限りの經費として認める。したがつて次年度の豫算を組むときにはこれを既定經

困難な時局下において、廣く海運政策の見地から判断し適當と認められる註文者と、造船者のみに造船を認める必要があるので長さ五十米(總噸數約五百噸)以上の船舶建造について許可を要することとしたのである。

◇：また事變勃發以來近海の荷動きが激増したこと、第二次歐洲戰亂の勃發で外國船が近海から撤退したことと船腹の需要が急激に増加し、重要物資の輸送にも支障を生ずる事態を惹起したので、船舶の配給統制を斷行する必要が生じた。そこで重要物資の輸送の圓滑をはかり、運航の合理化をはかるため海運統制令第四條において船主又は運航業者に對して、船舶の貸借又は運航委託を命じ得る旨

(カイ—カイ)

費として取扱はず基準豫算の中に含めない。いひかへれば一旦全部落してしまふ、すなはち『皆減』である。

◇：その代り所管省から次年度の新規要求としてその費目が持出され、これを大蔵省側では優先的原則として前年度と同額認めるのである。すなはち『皆増』である。

◇：かゝる経費を『皆増皆減』の費目と名付ける。この場合もちろん大蔵省は新規要求として査定することの自由を保留してあるから不必要と認めれば削除減額は出来るが、純然たる新規の要求費目とは取扱がちがふのである。まあ『准既定費』ともいふべきものでむろん臨時費にかぎられる。

外 註 値 段

(グワイチエウネダ)

◇：砂糖、小麦、鐵、銅の如き國際商品の内地相場を決定する基準になるのは同じ外國品の輸入採算である。即ち外國へ注文したらいくらかゝるかこれを外註値段、略して外註といふ。だからこれら商品の内地販賣値段は常に外註値段を考慮しそれより安くして外國商品の壓迫を防がうとしてゐる。

◇：然らばどこの國の相場をとるか、世界におけるその商品の中心地の異なるに従つて自ら異なるけれども、貨幣は大別してポンド建とドル建の二方法である。従つて英國が金本位を停止してポンド爲替が動揺した時はドル建

を採用し、米國が金再禁止をすればまたポンド建とするといふ風に爲替相場の安定を必要條件とする。

◇：さて外註はどうして算出するか。試に鋼材の例をとつて見る、これは米國金再禁止以來ポンド建に復歸した。例へば大陸棒鋼が五ポンド五シルといふのはロンドンから横濱岸壁着の値段である。これは對英爲替一シル二ペンスと假定して換算すれば九十圓となる。これに輸入關稅廿五圓六錢と横濱から東京までの運賃諸掛二圓八十錢を加へれば百十七圓八十六錢となる。

◇：ところが歐洲物はロングトンである關係に今内地で扱ふキロトンにするには一・〇一

(カイーカヒ)

六で割ればよい。即ち百十六圓となる。かくて鋼材類だけでも十種以上の品目にわたつて入電をとるやうに、あらゆる國際商品について各販賣業者は斯様な手続きをとつてゐる。

買 馴 相 場

(カヒナレサウバ)

◇：掛目絲目と共に 繭の取引には買馴といふ言葉が用ひられ、何れの繭市場でもその取引された繭の最高値段と最安値の外にこの買馴相場を發表してゐる。

◇：買馴相場といふのは、當日取引された繭の總代金を取引總貫數で割つて平均したもので、白繭は白繭だけ、また黄繭は黄繭だけで買馴相場を出してゐる。しかしこゝに注目せ

ねばならぬことはたゞその高値と安値と合せ
て折半した平均値でないことである。

◇：この買馴相場がなぜ一般に注意されて
るかといふとその日の取引のうちには蘭の品
質の良否によつて非常に高く買はれるものも
あらうし、法外な安値を見るものもあり、ま
た買手の製絲家が原料の手持ちが多いか少
いによつて買値にも大きな相違を來すので、
この高値安値とを折半平均したものでだけは
實際相場の動きを知り得ないからである。

華 僑

(クワケウ)

◇：華僑とは支那人
の海外移住者のことである。言葉本來の意味
からは日本に在留する者も華僑であるが、日

本では主として南洋インド方面にある支那人
をさしてゐる。由來、人の住むところ支那人
の姿を見るといはれるだけ支那人の世界各地
に分散するものは少くも八九百萬人に上ると
いはれ、これが母國に送る金は一ケ年ざつと
一億元と稱され、慢性入超國の支那國際貸借
はこれによつて決濟されるといふ程偉大な勢
力をもつてゐる。

◇：この華僑は先年タイ國において政府を顛
覆する策動さへ試みたほどで、インドに百九
十萬人、交趾支那に百七十四萬人居り、タイ
にも約二百萬人の支那人がゐて、その經濟上
の勢力は、八百萬人に上るタイ人を壓迫し、
商業に鑛業に支那人が獨占し、ひいて政治を

も動かす恐るべき勢力をもつてゐる。

華 興 券

(クワコウケン)

◇：昭和十四年五月
上海に日支合辦をもつて設立された華興商業
銀行の發行してゐる紙幣である、華興商業銀
行の第一目的は中支那における法幣の動搖に
よつて生ずる民衆生活の不安を救ふにあるが
中央銀行としての機能を果すことなく商業爲
替銀行たるを目標とし全額準備の發券を行ひ
無制限に兌換に應ずる。

◇：また法幣打倒を目的とせず、その特定價
値を認めて法幣との兌換にも應ずる、日本圓
中國聯銀券、軍票とは直接の比率關係はなく
外貨獲得を主として輸出爲替の買取り、輸出

(カコーカク)

資金の前貸し等爲替商業銀行としての機能を
發揮することをその業務としてゐる。

◇：設立當初法幣との兌換比率はパーであつ
たが、その後法幣の動搖甚だしく對英四ペ
ンを割るやうになつたため、華興券は對英六
ペンを堅持することを聲明し、法幣との間
に開きを設けることゝなつた。

◇：なほこの銀行は飽くまで貿易商業銀行で
あるから軍事、政治、經濟、建設資金として
は利用しないことを明確にしてゐるのは特に
注目される點である。

各 種 年 度

(カクシユネンド)

◇：わが國の貿易は
一月からはじまつて十二月に終る曆年度を使

用してゐるが、財政上では四月から翌年三月までを一會計年度として曆年によらぬ一つの年度を採用してゐる。外國には日本と異なる年度によつてゐるものもある。

◇：また年一度の決算をする會社では六月から翌年五月末とか十月から九月までとか、とにかく十二月をもつて一年とする任意の決算年度を採用してゐるものもある。

◇：商品でも年々その年に出来る新らしい原料から製造されたり、また一年生の作物である場合にはそれ／＼その年度が異なる。たとへば米はその年生産新米が十一月から本格的に出廻り翌年十月まではこの前年産米が消費されるので、十一月から十月末までを一米穀年

度といはれるやうに生絲、棉花、羊毛、砂糖など重要商品の年度は次のやうに區々になつてゐる。

生絲年度	七月—翌年六月
棉花年度	八月—翌年七月
羊毛年度	九月—翌年八月
砂糖年度	四月—翌年三月

◇：この生絲年度は日本の生絲年度で米國では新絲は八月でないといふ輸入されないもので、八月から七月までを消費地の生絲年度としてをり、また棉花も日本では實際に新棉の輸入されるのは九月からなので、九月から八月までが日本における一棉花年度となつてゐる。従つて同一のものでも供給地と需要地ではその

年度に多少の相違あることは免れないが、何れも十二月をもつて一年度としてゐる點は變りない。

格付取引

(カクツケトリヒキ)

◇：株式市場におい

て行はれる取引は、鑛山株は高からうとか、船舶株が安からうとか、その事業々々によつて選擇賣買が行はれるから銘柄取引でなければならぬが、商品取引所における取引は必ずしもさうではなく、特定の銘柄でなければ投資なり投機なりの目的物たり得ないといふことはない。

◇：即ち將來生絲が高いと見込んで生絲を買ひたい人は鐘紡製品であらうと片倉製絲の製

(カク—カク)

品であらうと「生絲」でさへあればよいといふ場合が多いからこの生絲なら生絲のうち或る一つの標準品を定めておいて、標準品以外のものは品質の相違による標準品との市價の開きを豫めきめておいて受渡の際にその代用を許すといふのが格付取引、一名標準品取引である。

◇：そして實際受渡の際に標準品よりも上位のものや引渡された場合は買方は賣方に對して格付表によつて定められた標準品との値開き、この場合の格上分を餘分に支拂ひ、反對に標準品より品質の劣るもの即ち格下げ品を渡された場合はこの値開きだけを契約代金より支拂へばよい。

◇：要するにこの格付取引は一つの銘柄としては供給量に限りがあるものに對して人為によつて他の同種品に代替性を與へ、大量の取引を可能にするといふのがその特徴であつて商品取引における清算取引には殆んど例外なしにこの方法が採用されてゐたが、事變以來米、綿絲、砂糖等の清算取引が姿を消したので、代表的格付取引としては生絲が残つてゐるくらゐのものである。

家計米價

(カケイベイカ)

◇：内閣統計局から毎年家計費調査の結果が發表されるが、これは米穀統制法における最高公定價格算定の基礎となるもので、この家計費から割り出され

た米價が家計米價である。この調査は昭和六年から始められたもので、毎年九月から翌年の八月までの一ケ年を基礎とし、札幌、仙臺、東京、金澤、名古屋、大阪、廣島、徳島、八幡、長崎の十都市につき月収五十圓以上百圓未満の給料生活者、工場労働者、交通労働者の世帯二千戸を選んで調査することゝなつてゐる。

◇：家計費中、副食物費、嗜好品費、交際費、修養娛樂費、遊山的旅行費及び貯金の六費目は米價騰貴の場合節約して幾部分かを米代に廻し得るものと考へられるから、その合計額(昭和八年の調査では五十圓以上八十圓未満が廿四圓廿四錢、八十圓以上百圓未満が卅三

圓卅四錢)に一定の割合を掛けて米代への轉換可能金額を出しこれを白米代七圓二錢(三斗五合)と七圓廿錢(三斗一升一合)——に加へて白米の消費量で割つた白米價格を玄米に直すと家計米價が出る。

◇：家計米價は消費者大衆の立場を考慮してから米價の最高價格決定に採用されるものである。

掛目と絲目

(カケメイトメ)

◇：掛目絲目といふのは繭取引の用語で掛目といふのは生絲相場から工賃を差引くと、原料繭の代金が出て來る。これを算式にすると

$$\text{生絲相場(百斤)} - \text{工賃} = \text{原料繭代}$$

(カケーカケ)

となる。これは生絲百斤(十六貫)を得るに要する原料繭代で、これを十六で割ると生絲一貫目に要する繭代金がわかる。それを割合にしたものが即ち掛目である。

◇：假りに生絲百斤を七百五十圓とし、工賃百十圓とすれば掛目は次の算式によつて四十掛となる。

$$\frac{\text{生絲相場 工賃}}{750 - 110} = 40 \text{掛}$$

◇：この掛目を基礎として繭相場を割出すには絲目の多少を見ねばならぬ。百匁の繭からは從來十匁の生絲がとれることを標準にして來たが、最近では十二匁或はそれ以上に及ぶも

(カナーカナ)

のもある。この繭百匁からとれる生絲の割合が絲目で十匁とれば、絲目十、十二匁の場合には絲目十二といふ、絲目の多い程繭は高く買つてよい理窟で、繭一貫目の代金は次の算式で割出すことが出来る。

繭目×繭目=一貫目の代金

40匁×10匁=4圓00錢 (絲目十の場合)

40匁×12匁=4圓80錢 (絲目十二の場合)

◇：また掛目から生絲の原價を見るには、掛目を十六倍してこれに工賃を加へればよい。即ち掛目四十、工賃百十圓ならば40匁×16+110圓=750圓となる。

金物取引單位

(カナモノトリヒキ
タンキ)

◇：金、銀、白金はみな匁を取引單位としてゐる。がこの内銀だけは日本銅統制組合がキログラムを基準として大口取引はこれによつて行はれてゐる。

◇：銅、銀、鉛、アルミニウム(輕銀)等全部百キログラムを單位としてゐる。銅は電氣銅が標準品になつてゐるがそれは現在電氣分解による銅が一番品位も高く、またその製銅法が一番普遍的でもあるからだ。米銅も大抵電氣銅であるし、わが國でも大部分が電氣分解式をとつてゐる。

◇：鐵類では銑鐵がキロトン即ち千キログラムを一トンとした取引單位を採用してゐるが鋼材はこれより一桁低い百キログラムを單位

としてゐる。丸鋼でも鋼板でもみな百キログラムが基準である。鋼材から更に製品化されたものは單位が一層低くトタンの生子板(亜鉛引の波形板)やトタンの平板(亜鉛引平板)は一枚を單位としてゐる。平板の卅番(番手が多いのが薄い)ものとは縦六フィート横三フィート二百六十八枚で一キロトンに當る品物であり生子では縦三フィート、波形状だからそのまゝの長さは二フィート六インチ、横六フィートの品物である。また釘は六十キログラム一樽に入つて基準となり針金は五十キログラムが一巻になつて取引される。

カルテル

◇：カルテルは日本譯では企業聯合とい

つてゐるが寧ろ原語のカルテルの方が通りがよい、資本主義の經濟が發達して來ると企業の利潤率は段々低下する。それを維持乃至は増進の目的をもつて同種類の企業が協力して生産品の値段をつり上げるとか、市場を統制するやうなことをするのがカルテルである。然しそれが個々の企業各個の自由活動を許さない程度、即ち數企業が一體として合同し、活動するやうな場合にはトラスト即ち企業合同と呼ばれる別個のものになる。

◇：その種類は範圍別で地方カルテル、全國カルテル、國際カルテルの三種になるが、活動の上から見ると販路協定カルテル、價格協定カルテル、生産制限協定カルテルなど一般

(カナーカル)

的なものである。

◇：カルテルの代表的なものとしては例へば大日本紡績聯合會（紡績聯合會の項参照）をはじめ製紙聯合會、日本糖業聯合會、日本羊毛工業會、石炭鑛業聯合會等を挙げられるが事變以來の經濟統制の強行につれてカルテルの本質にかなりの變化を來たしてゐる。

爲替清算協定

(カハセセイサンケ
フテイ)

◇：非常時における輸出振興の一策として、爲替清算協定といふ新しい問題が登場して來た。即ち七十三議會での吉野商相の答辯によれば貿易の求償主義より更に一步を進め協定國間に一定の正貨を爲替決済準備として保有

し貿易の決済尻がその金額以上になつた場合は品物で支拂ふといふ方法である。

◇：わが軍需、國防上必要な物資の輸入額は今後更に多數に上るだらう。一方これが代金支拂に充當すべき産金額は年々各種の獎勵政策により増加するだらうが、なほ不足分は貿易外受取勘定並に輸出の増加振興といふ方面から賄つて行かねばならない。しかし貿易上の實際は各國ともわが商品の輸入防遏、しめ出しに忙しい有様でクレヂットの設定といつてもいろいろむづかしい求償主義などの方法をとるとしても、なかなか容易な業ぢやない、そこで一定金額を協定國間に定め相互間の支拂がそれを超過する場合は、その超過だ

るものであらう。

爲替平價

(カハセヘイカ)
◇：日米間の爲替平

け物で受取つてもらはうといふ寸法で、支拂代金の決済期も話し合ひで繰延べることもあるといふわけ。

◇：一九三一年の歐洲信用恐慌のときオースタリー、ハンガリー兩國間を皮切りにこの協定が持てはやされたことがあるが、實際は長つゞきせず大體失敗の形となつてゐる。即ち(一)この協定は協定國相互間の通商關係は緊密を加へるが非協定國とは疎遠となり(二)協定國間の輸出入が殆ど抱き合ふやうな状態に誘致され輸出の伸張力を鈍化せしめる、など不幸な經驗をしたことである。しかしなほ技術的な難點は種々あるが、わが國際收支の決済方法としては運用の如何により有益な

價は四十九ドル八四六であるといふのは、日本の金貨百圓の中に含まれてゐる純金の分量が米國金貨四十九ドル八四六の中に含まれてゐる純金の分量に等しいといふことである。この爲替平價たる四十九ドル八四六といふものが、本來日米間爲替相場の基準となつてゐたものである。ところが、爲替平價が爲替相場の基準となるのは兩國ともに金本位制を維持してゐる場合のことであるから、今日のやうに各國が金本位制を捨て、しまつてゐる場合にはこの爲替平價も何の役にも立たない。

(カハーカハ)

金本位國と銀本位國との間にはこの爲替平價が無く、爲替相場は銀塊相場の如何によつて定まる。

◇：今や金本位制を全く捨て、又もとに歸る見込の無い今日、平價を並べるのは徒らに死兒の蹄を敷へるにも等しいが、何かの参考にもならうから二三摘記して見よう。

米國……百圓につき四九ドル八四六

英國……一圓……二シル〇ペンズ十六分ノ

九

獨逸……一圓……二マルク〇五七

佛國……百圓……一二三四フラン六〇

爲替平衡資金

(カハセヘイカウシ
キン)

◇：フランが動搖するといつても英國の爲替平衡資金 (Exchange Equalisation Fund) の出動が傳へられる。この資金は一九三二年四月チエムバレン蔵相の提案で一億七千五百萬ポンド(その後三億五千萬ポンドに増額)を計上し、ポンドの急騰を抑へるため創設された。

◇：その實行は英蘭銀行をして金又は巨額な外國爲替の賣買をさせる。例へばフランが危機に面してポンドが急騰する、これでは輸出貿易の障碍となり投機取引が盛んとなるから英蘭銀行は平衡資金をもつて爲替市場に出動しフランを買支へてポンドの急騰を抑へる。しかし運用の内容は秘密にされてゐる。この

制度の存續期限は英蘭銀行の金兌換停止解除六ヶ月を出でざること、廢止のときは全資産を公債銷却にあてることとなつてゐる。

◇：米國も亦平價切下げで浮いた廿億ドルの評価益をもつて一九三四年二月同じ制度を設けた。この方は爲替安定資金 (Exchange

Stabilization Fund) といはれる。やはりドルの騰貴を抑へるためだが、英國と違ひこれによつてむしろ國內物價を引上げることを中心眼點としてゐる。

爲替の變動

(カハセノヘンドウ)

◇：金本位國間に於ける爲替の變動は原則として爲替平價を中心として上る場合は輸入現送點、下る場合は輸

出現送點を限度とするものである。この上り下りは何によつて定まるかといへば、外國貨幣の需要が多いか少いかによる。外國貨幣の需要は何によつて定まるかといへば、その國が諸外國に對して受取るべき勘定が多いか少いか、反對に支拂ふべき勘定が多いか少いかもつと縮めていふと、兩方を相殺して、支拂勘定になるか、受取勘定になるかによる。それを一口に國際貸借の狀況如何による、といつてゐる。

◇：金本位を停止してゐる國の相場は本質的に見れば、やはり國際貸借の如何によつて動く筈であるけれども、實際には色々錯雜した原因によつて、動もすれば、國際貸借の實情

(カハーカハ)

からどうしても説明のつかぬ程ひどい動き方をすることがある。

◇：金本位を離れた爲替相場は糸の切れた風船玉のやうなもので、基準がない。どんな小さな風にもさいなまれる。思惑といふやうな大風が来るとまるで行方不明になることもあり、ぶつつぶれてしまふこともある。由來ユダヤ人は世界各地に網を張つて、爲替をいぢることにかけては、大した腕前を持つてゐる。

爲替ダンピング

税

(カハセダンピング
セイ)

◇：圓爲替低落で割安な日本の電球やゴム靴が米國に大量進出し

たり日本綿布や人絹布がインド市場を席卷する。先方としては自國産業保護のためこの輸入を防がねばならぬ。かゝる際にとる手段としては、爲替低落國からの輸入品の価格は、爲替の時價でなく平價で換算して關稅を課するか、下落せる爲替と平價との値開きに相當する新稅を從來の關稅に付加するのである、後者を指して爲替補償稅、爲替ダンピング稅等といふ。

◇：現在かゝる課稅制度を持つてゐる國はフランス、佛領インド、カナダ、南阿聯邦、英領インド等で米國でも議會で日本品防遏策として同様の關稅案が提出されたが物にならなかつた。單なるダンピング稅(米國ダンピング

爲替ポイント

(カハセポイント)
◇：外國爲替相場の

呼値に分數を使ふものと分數を用ひず十進算によるものとの二種がある。日本では昔から分數を使つてゐるが、これは日本に外國爲替業務を植ゑ付けた英國銀行にならつたからである。

◇：ポイント(點)といふのは、この分數を使つて現はす爲替相場騰落の幅を刻む一單位である(わが株式相場は十錢刻み國債相場は五錢刻み)しかしこの一ポイントが示す内外貨幣の量に至つては國によつて異なるもので一定しない。

◇：わが國では對米が千六分一ドル(〇・〇

グ防止法参照)と異なる點はダンピング稅は原價を割る如き廉賣品に對するものであるに對して、爲替ダンピング稅は輸出側から見れば原價を切つて賣る譯ではないが輸出國の爲替低落のために輸入國側から見ると著しく廉賣と感ぜられる結果課せられるもので、理論的にはこの二つの間には截然たる區別がある譯であるが、實際には兩者の區別は餘りはつきりしてゐない。

◇：しかし昭和八年四月英領インドで制定されたインド産業保障法による課稅は圓安對策として制定されたもので、爲替ダンピング稅の好例である。

(カハーカハ)

六二ドル) 對英は卅二分一ペンス(〇・〇三一二ペンス) 對佛は二分一サンチーム、對印度は四分一ルーピー、對獨は二分一ブエニツヒ、對上海は四分一圓(二十五錢)をもつて一ポイント、即ち相場變動の單位としてゐる。

◇：しかししてこの對英、對米爲替ポイントは昭和十三年四月の爲替協定(内地爲替銀行間の申合せ)によつて從來の半ポイントに當るものを一ポイントと改められたものであつてポイントに満たぬ端數は便宜上切捨てることになつてゐる。

爲替基準變更

(カハセキジュンヘンコウ)

◇：昭和九年後半からわが國の對外爲替相場

準とする爲替相場の協定をつくり翌廿五日からこれを實施した。

◇：わが國が對外爲替の基準を從來英貨に置いて來たのは英貨が比較的價値の安定した通貨であること、自由な國際決済通貨であること、また日本の對外取引が英系通貨國に最も關係が深いといふところにあつたのであるが昭和十四年八月以來歐洲情勢の緊迫、次いで英佛の宣戰となるや英貨は急激に低落動搖しその安定性を失つたばかりでなく英國爲替管理の實施及びその強化につれ英貨は封鎖通貨とならうとしロンドンにおけるポンド資金の移動が圓滑に行はれぬこととなつたのでわが國の爲替操作上に多大の不便を感ずるやうに

(カハーカン)

は邦貨一圓に對し英貨一シルリング二ペンスの水準に安定しこの水準相場が國策相場となり官民一致の協力によつて最近まで維持された、そして英貨以外の爲替相場は一圓につき一シル二ペンスを基準として算出されたのである。例へば對米相場にしても對英一シル二ペンスを基準とし英貨の米貨に對する相場即ち英米クロスレートによつて裁定し算定するのである。

◇：然るに政府は昭和十四年十月廿四日この爲替基準を米貨に置きかへることに方針を決定しこれを中外に聲明すると共に爲替銀行もこの方針に従つて從來の爲替相場協定を變更し邦貨百圓につき對米廿三ドル十六分七を基

なつた。即ち英貨は最早國際自由通貨としての機能を失つたのであるから爲替基準を今まで通り英貨に置くことが不利になつた。そこで唯一の國際決済通貨であるドル貨に新らしい基準をもとめた譯である。

◇：なほ爲替基準を米貨に變更するに當つて邦貨の對米相場をどんな點に定めるかについては對外貿易その他に及ぼす影響を考慮し九月廿八日以來持續して來た對米電信賣廿三ドル十六分の七の相場をとつて基準とした。

乾 藪 取 引

(カンケントリヒキ)

◇：乾藪を扱ふ團體である全國共同乾藪倉庫聯合會が農林省の方針に基いて漸く産業組合の形をとることにな

(カンーカン)

り、昭和十年十二月に全國乾繭販賣組合聯合會といふ中央機關が創立された。一體乾繭とは何か。

◇：生繭のまゝだと收繭後間もなく出蛆や發蛾があるので遅くとも二週間以内に賣つて了はねばならない。そこで生繭を乾燥機に通して繭の中にある蛹を殺しておくと長期間貯蔵することが出来、従つて隨時販賣することも出来る、これが乾繭として取引されるものである。

◇：しかしてこの取引形態を補強し蠶絲業更生を策するため、昭和十三年春繭より發動された産繭處理統制法の實施によつて、從來支配的だった生繭取引は衰退の一路を辿りつゝ、

ある反面、乾繭取引は漸次増加の趨勢を示してゐる。

◇：しかし産繭處理をめぐつて各地で營業製絲と産組との間に激烈な地盤争ひを生じてゐることは注目すべく、乾繭取引の前途にはなほ相當の多難が豫想されてゐる。

管理通貨

(クワンリツウクワ)

◇：金本位制の下においては一國の通貨は金によつて價值を決定するが金本位を離脱すると通貨價值の標準は金から離れることになる。といつてそのまゝに放置すれば通貨の價值は浮動を續けてわれわれの經濟生活は限りなく不安に襲はれることになる。そこで一國の政府は通貨の價值を

維持すべく色々な方法によりこれを統制管理しなければならぬ。この管理されてゐる通貨を管理通貨といひ、この制度を管理通貨制度といつてゐる。

◇：さて管理の方法としては對内的には公開市場政策、對外的には爲替管理が中心で政府は前者により通貨の膨脹收縮に適當の調節を圖り、後者により通貨と外貨との關係を適當に保つて、通貨の價值を内外に維持しようといふわけである。

◇：今日では英米はじめ金本位離脱國はみなこの制度となつたが日本も圓の管理通貨國、滿洲國の國幣も銀による管理通貨國である。

◇：もし嚴格に統制を行ふならば、通貨の基

(カンーキロ)

礎に金又は銀など必ずしも必要でない。英國の貨幣學者ケインズにはせると、これこそ眞の意味の管理通貨で、金銀を準備に必要とするこれまでの貨幣制度に代るべきものであるとしてゐる。

キ行

キロワット、

(キロワット、キロ

ワット時

ワット時)

◇：昭和十四年の夏秋の頃から十五年春にかけての電力の不足に際し政府は電力供給制限を行つたが、その制限の方法にキロワット(KW)の制限(またはピークの制限)とキロワット時(KWH)

(キロ—キロ)

の制限とがあつた、電力の需要は一日のうち時間により甚だしく異り、これを描けば自ら大きな波型を示す、その波の一番高いのは日暮どきでこれをピーク(尖頭負荷)最大送電)といふが、この時には各発電所とも能力一ぱいにはたらく。

◇：即ち発電所のもつ全キロワット(一瞬間の発電力)を發揮する、また電力の需要は事業の性質、家庭の必要により所要時間を異にするので紡績では日に十八時間、化学工業では日に十二時間といった工合で、この場合使用電力量をキロワット時で表す、だからキロワットを電力の縦とすればこれに幅をつけて量にしたものがキロワット時である、例へば

五百キロワットの電力を三時間使へば一千五百キロワット時である。

◇：さて、電力不足は水力では濁水と、火力では石炭不足が原因となるのであるからその結果は発電力即ちキロワットの不足と送電量即ちキロワット時の不足とに現はれる、従つて電力制限の方法としてもこの兩者にかけて嚴重に行はねばならぬが殊に石炭不足により火力が水力を補ひ切れぬとなれば、ピークの制限をキロワット時の方で補つたりすることは困難で、制限はやはり、事業の性質を見極めつゝ、どうしてもキロワット、キロワット時の双方から固めて行かねばならぬことになる。

生絲共同施設

(キイトキヨウドウ
シセツ)

◇：これは中小製絲のカルテルである。元來大製絲に壓迫され常に窮状にある中小製絲業者の經營の合理化を圖るため、共同經營をなし、特に生絲の共同販賣を勸奨し、生産費の低減をはかるといふ趣旨で、昭和八年七月製絲業法を改正し、生絲共同施設組合制度が確立されたのである。

◇：しかし眞の目標とするところは比較的内容の良い中小製絲を合同に導かうとするにあるので、一工場百五十釜以下のものを組合に参加せしめ、一組合は三百釜以上に達せねばならない。政府はこの共同施設に對して、設

(キイ—キイ)

備費の五割以内の奨励金を交付する。

◇：共同施設組合のやる事業は、(一)組合員の製造した生絲の共同販賣(二)共同加工(三)營業に必要な物品の共同購入(四)共同設備の設置(五)營業に要する資金の貸付(六)生絲の検査(七)指導研究及び調査等である。現在この施設を實施してゐるのは營業製絲と組合製絲だけであるが、全國製絲聯では最近既存廿七組合(總釜數一萬九千釜)を以て全國生絲共同施設聯合會を組織した。

(キイトシキンヒア
ケフテイ)

生絲資金日歩協 定

◇：春繭出廻期の五月ごろから晩秋繭の十月ごろにかけて全國の

製絲家は主として製絲原料たる繭を仕入れるため銀行や問屋から必要な資金の融通を受ける。この融通の利率は各銀行の営業部長の打合せ會である水曜會で毎年きめることになつてゐるが、昭和十三年五月の協定期率は前年同様いはゆる三名手形が一錢二厘、二名手形が一錢三厘、單名手形が一錢四厘ときまつた。

◇：こゝでいふ三名手形とは製絲家が手形の振出人で問屋（横濱、神戸の生絲問屋）がこれに裏書し銀行（製絲家と直接關係の多い地方銀行）が引受人となつてゐるいはば三名連帶の債務關係を表示する手形であるから製絲家が振出人で銀行または問屋が裏書人となつ

てゐる二名手形や製絲家、問屋または銀行（中央の大銀行から金を借りて製絲家に貸出す地方銀行）が單獨に債務者となつてゐるいはゆる單名手形に比較し融資銀行にとつて概してその債權の安全性確實性が強く、安心して金が出せる。

◇：従つてその貸出日歩は金利決定の原則によつて最も低利に協定される。二名手形がこれより一厘高く、更に單名手形が二厘高く協定される道理も肯かれる。

生絲新格付

(キイトシンカグツケ)

◇：日本の生絲の品質が悪くなつたといふ苦情が米國の靴下製造業者から入釜しくいはれ

助検査)の許容程度を引上げた事。

◇：新格付は格にして大體十四中は平均二割六分、廿一中は平均六割五分位辛くなつたがこれは廿一中が主に織物に、十四中は編物に使用されるといふ用途別の實際に基いたものである。

生絲生産費

(キイトセイサンヒ)

◇：繭を生絲にする加工費が生絲生産費である。これは繭價を決定する場合に重大な關係をもつてゐる。といふのは時の生絲市價がはつきりしてゐても製絲家が生絲生産費をいくらと見るかで繭價は絲價に比して高過ぎたり、安過ぎたりするからである。

るやうになり、中央蠶絲會は輸出生絲の格付検査改正について研究して來たが、この意見に基いて農林省の發令となり、昭和十年七月一日の新絲期から新格付が實施された。
◇：つまりこれまでの検査方法を一層嚴重にし品位を上げたわけで次の諸點が重く見られるやうになつた。(一)従來のセリプレーンによる絲條斑検査の偏重を改め織度偏差(絲の細太)を重要視する(二)生絲の小ぶしが少いこと(三)大中ふしの種類および定義が變つて大中ふし成績が重要視され特に廿一中生絲では一層嚴重になる(四)縷の再繰中の切断の少いこと(五)生絲の肉眼手觸り検査を一層嚴重にする(六)強力、伸度、抱合(補

◇：だから養蠶家は繭を高く賣らうとするため一般に生産費を安く見て百斤當り百圓乃至百廿圓といふ。しかし製絲家は原料繭を安く買はうとするから生産費は百五十圓乃至百七十圓だといふ。實際のところ大製絲と中小製絲とはひどく生産費が異つてゐるので、郡是製絲などは優良の生絲を作る關係上、二百圓位かゝるが中小製絲は平均して百五十圓程度と見られる。

◇：従つて製絲工場全體の平均生産費を出すことは不合理の點もあるが農林省發表の昭和九年度における生産費(百斤當り)は營業製絲が百七十圓七十二錢、組合製絲が百八十圓十三錢である。これは職工賃銀、燃料電力費

賄材料費、生絲販賣手数料、保険料、委託乾繭費、倉敷料、運搬費、購繭手数料、旅費、諸税諸掛、利子その他を考慮してゐる。

生絲正量検査

(キイトセイリヤウ
ケンサ)

◇：日本から生絲を輸出するには所謂第三者格付即ち國の生絲検査所て格付検査をうけねばならぬ。現行輸出生絲検査法は昭和六年三月改正され、七年一月一日から實施されたもので、その生絲検査には正量と品位との二種類がある。

◇：而して生絲はこの正量と品位の検査によらねば輸出の目的でその賣買取引をすることが出来ないと規定されてゐるので検査所の檢

査成績に基いて賣買が行はれる。しかし買方では、その生絲について検査は許されてゐない。従つて検査所は全部の輸出生絲につき格付検査をなし格等級を定め、また荷口の正量目を検定した上荷口に封印する。

◇：この場合の正量検査とは一荷口(普通十俵、一俵は約百斤)について先づ肉眼の検査をなし器械検査に用ふる供試料絲を取つた後所定の俵數に區分してから行ふもので、その俵數の十分の四に相當する俵から各俵毎に入本の繭を抜取り、生絲乾燥器で乾燥し水分を検査してその俵の水分率を出す一方一荷口全部の生絲に對して各俵毎に全量をはかり各俵の全量から風袋量を控除して各俵の原量を定

めてゐるから、この原量から水分率を控除して無水量を求め、これに百分の十一を加へたものをその俵の正量とするのである。

生絲取引單位

(キイトトリヒキタ
ンキ)

◇：製絲家が輸出向の生絲を問屋に出荷する時は普通十俵を一荷口として取引するから原則的には十俵以下の端數はつけない。一俵は百斤(十六貫)あるので相場で現物千二百圓とか千三百圓とかいふのは總て百斤建である。ところが内地向の生絲になると俵ではなく、一捆(九貫)を單位として取引される。大體において内地向は輸出生絲より品質が悪くなるので相場も安いのが普通である。

(キイ—キイ)

◇：清算取引もとは現物同様百斤の呼値で現はされて来たが昭和十五年春から一斤建となり十五圓八十五錢とか十八圓卅二錢とか一錢刻みで動くやうに改められたが、百斤の相場を見るにはこれを百倍すればよい。

◇：日本の生絲相場を建てる場合に毎日考慮されるのはニューヨークにおける生絲相場であるが、これがよく一ドル八十セントとか、二ドルといふのは清算、現物とも一封度建てある。

生絲品位検査

(キイトヒンキケン
サ)

◇：生絲の品位検査方法には肉眼検査と器械検査と二つあつて各荷口毎に行ふ。肉眼検査

は肉眼手觸りて生絲の性状、整理及び荷揃ひ状態を検査し一荷口の商品價値を備ふる様に整荷を行ふ。

◇：即ち性状は色相、光澤、整理は揚返、仕上、荷造、落傷など、荷揃は以上の各細目にわたつて調べ、切れ絲、汚れ絲、荷擦絲、大小不揃の総などがあればこれを除きまたは取換へる。肉眼検査に合格したものは一荷口から五十総の料絲を抜取つて次の器械検査を行ふ。

◇：(一)再繰検査—一時間再繰してその間に起つた五十総の合計切斷數を以て成績を表す
(二)織度偏差検査—料絲から絲長四百五十米の織度絲二百本を採つて各の織度を秤定しそ

の總平均を出してこれを中心織度とし、これと一本一本の織度との差を求めこれらの差の平均で織度偏差を表す。

◇：(三)平均織度検査—右の二百本の織度絲を用ひて平均織度の細太を知る(四)絲條斑検査—いはゆるセリプレインの方法によるもので黒板上に百パネルの絲條を巻付け絲條斑標準寫眞と對照して點をつける。

◇：(五)類節検査—絲條斑を行つたパネルをその儘用ひ、大中類と小類に分けて付點する(六)強力及伸度(七)抱合—絲條を摩擦し其分裂に要する摩擦回數を検査する。

生絲積立金

(キイトツミダテキ
ン)

◇：政府は九・一八價格停止令施行に際し生絲價格に對しては適用を除外したのであるがこのため統制外商品としての生絲に對し種々の方面から買思惑が殺到して相場は一時二千四百圓を突破するといふ異常な狂騰ぶりを示した、そこで政府としても低物價政策堅持の建前から價格對策を斷行するの餘儀なきに至り、積立金制度が案出されたものであつた。

◇：即ち輸出生絲については、標準絲白十四中D格の基準價格を千七百圓とし、この超過額分につき千八百圓まで三割、千八百圓以上千九百圓まで五割、千九百圓以上七割の率に従ひ、全國製絲組合聯合會と組合製絲聯合會(十四生絲年度)中央蠶絲會(十五生絲年度)

(キイ—キイ)

の諸關係團體をして積立を行はしめると共に
國用絲に對しては輸出手數料諸掛り等を控除
した千六百五十圓をもつて協定販賣價格とし
十五年一月一日よりこれを實施したのである
しかるに同年一月廿五、六日の中央蠶絲會總
會で十五生絲年度の積立金問題が審議され、
中蠶案たる養蠶製絲兩業者の共同積立制案が
全國養蠶業組合聯合會の全面的反對に遭ひ積
立制實施は不可能となつた。

◇：全養聯の主張する點は共同積立制實施に
よる費用は製絲家の生産費中に織り込まれる
結果としてこれは養蠶家の繭販賣代金に轉嫁
されざるを得ないといふのであり、養蠶、製
絲兩業者の双方において二元的積立をなすべ

しといふのであり、これにより養蠶業者は基
準繭價八十五掛を超過する部分につき積立を
行ふとの決議を行つた一方これに對して製絲
聯では二元的積立制が實施され、ば製絲家は
割高の繭を購入せねばならず勢ひ國用絲價は
昂騰せざるを得ないと主張してをり、未解決
のまゝ殘されてゐる。

企 畫 院

(キクワクキン)

◇：綜合國力の擴充
運用のため政府は企畫院を設けて來たが、と
もすれば各省間の連絡統制を缺く恐れもあり
殆ど開店休業の状態に陥つた、それを支那事
變發生と共に適當に改組し中央企畫機關とし
て強力なものとするべしとの議論に鑑みて誕生

したのがこの企畫院である。

◇：企畫院の官制によれば、その主要事務を
(一) 平戦時における綜合國力の擴充運用に
關し案を起草し、總理大臣に上申する (二)
各省大臣より閣議に提出する案件にして平戦
時における綜合國力の擴充運用に關し重要な
もの、大綱を審査し意見を具して總理大臣
を経て内閣に上申する (三) 重要國策の豫算
の統制に關し内閣に意見を具申する (四) 國
家總動員計畫の設定及遂行に關する各廳事務
調整統一をはかること等である。
◇：つまり平戦時を通じて綜合國力の發揮並
にこれが運用の參謀本部ともいふべきもので
物資動員計畫、その他あらゆる統制がこゝで

(キカーキタ)

企畫立案され、關係各廳を通じてこれが施行
される順序となつてゐる。

◇：總裁、次長の外に關係事務に應じて六部
制が施かれて部長、調査官がをり、更に關係
各廳高等官、學識經驗者から參與を任命し事
務運用の萬全を期してゐる。

北支那開發會社

(キタシナカイハツ
クワイシヤ)

◇：日支共榮の精神に基いて北支那における
經濟開發を促進し、その統合理理をはかるた
めに、昭和十三年秋創立された資本金三億五
千萬圓の半官、半民の國策會社である。

◇：北支那は廣大肥沃なる土地と一億の人口
を擁し、鐵、石炭、鹽、電力等豊富なる資源

を持ちながら多く未開發なので、これを開發し日支經濟提携長久の基礎を確立すべき大使命が、この會社に負はされてゐるわけである

◇：設立當初の事業計畫によれば、差當り五ヶ年計畫をもつて交通、運輸、港灣、通信、發送電、鑛産、鹽の製造、販賣利用の諸事業に投資融資をし、昭和十七年度までこれに要する資金計畫約八億八千萬圓と豫定してをり華北交通、華北電信電話、中興炭坑、龍烟鐵鑛その他の子會社も續々設立され、目覺ましい開發の歩が進められてゐる。

◇：北支那開發會社法に基く國策會社だけに民間株主に對して創立後五ヶ年一定の配當金補給や、拂込資本の五倍までの北支那開發債

券の發行、並にこれに對する政府の元利拂保證等種々の特典も與へられてゐる。

義務教育費 國庫負擔金

(ギムケウイグヒコ
クコフタンキン)

◇：市町村經費のうち義務教育費は非常に大きな割合を占め、町村總經費の四割強、貧弱小村では、村費の七割にも達し地方財政を壓迫すること甚しい。そこで市町村の財政難を救済し、他面小學校教育の改善を圖るため國庫から毎年交付してゐるのがこの負擔金で、大正七年の一千萬圓を皮切りにその後度々増額して昭和十三年には八千五百萬圓に上つた。交付の方法は富裕市町村に薄く、貧弱町村に厚くするので中に

は教員俸給の八、九割から殆ど全額近くをこれに仰いでゐる村なども生じた。

◇：この義務教育費の交付がどれだけ地方財政の整調、地方負擔の軽減に役立つたかは疑問で、むしろ地方費を膨脹せしめた嫌ひなしとしない。にも拘らず市町村に有力財源を與へないかぎり國庫負擔金は増額して行かねばならぬ一方なので、昭和十五年度の七十五議會を通過した税制改正においては地方(市町村)に財源を與へるため、國稅の形において一旦國庫が徵收した税金を地方に配分するといふ地方分與税制度を設けた一方從來市町村の負擔となつてゐた市町村立小學校教員の俸給を道府縣の負擔に移して道府縣に對し、義

義務教育國庫負擔法」の名において從來八千五百萬圓を下らざる一定額を交付して來たものを教員俸給定率の二分一を國庫から支出交付することに改められた。

義務輸出

(ギムユシユツ)

◇：人絹聯合會加盟の人絹會社は昭和十年七月から九月までの三ヶ月間二割の操短を行ふことにきまり各社は紡機を封緘するか休日設けるか whichever 方法によつて限産を講じた。ところが自社製造の原絲の一割以上を輸出に振り向ける會社はそれと交換に最高一割の操短を免除してもらへることにしたが、この場合操短免除を條件とする輸出を義務輸出といつてゐる。

◇：輸出商品部門の中では種々の輸出奨励方法を採つたものもあるがかういふ方法は他に餘り例を聞かない。人絹聯合會では昭和七年の操短の際にも、この義務輸出を併用してゐる。方法は簡單で會社が税關の輸出免許書を聯合會に届出れば聯合會はこれによつて輸出高を認定するのである。

◇：義務輸出といつてもこれから新に輸出しなければならぬのではなく現在行つてゐる輸出はこれを義務輸出と見做してゐる。従つて今まで一割以上輸出してゐる會社は一割の操短で済む譯であるが、もつともこの方法には種々の弊害が伴ふので十年の九月限りで廢止された。

◇：これとは別に貿易振興の一策として擧げられる義務輸出制といふのがある、それは輸出入臨時措置法による原料輸入難緩和の輸入許可量に對し一定の製品輸出をリンクさせその輸出を義務づけてゐるのがそれである。

ギルター

◇：蘭印との貿易でギルターが蘭印の貨

幣單位であることはわが國でも珍らしいことではないが、オランダ本國ではギルターのことをフローリンといひ、グルデンといふ。一體どれが本當か。この三者を並べると三者の間に何かの差異がありさうだが實際にはその價值は全く同じで金純分量はいづれも○・六〇四八グラム、しからば何故にその呼び方が

かう違ふのか。

◇：十字軍以來國際取引が盛んとなり銀貨は惡鑄されこれに代つて十三世紀半ごろから現はれたのがグルデン金貨。一二五二年イタリーのフローレンスで鑄造されるに及んでフローリンの名が與へられた。グルデンは歐洲各地で鑄造されたが今日残つてゐるのはオランダとダンチツヒ自由市で、オランダ、ダンチツヒではグルデンともいふが一般にはフローリンの呼び方が普通で蘭印ではギルターであることいふまでもない。

◇：しがして一グルデンは平價においてわが約八十錢、昭和十五年四月二十日の正金建値によると約二圓四十錢餘で、圓は約三分の一

餘に低落してゐることになるが、歐洲戰をめぐつてのギルターの成行は蘭印貿易上極めて注目される。

逆日歩

(ギヤクヒア)

◇：東株の短期取引では往々逆日歩を付ける銘柄が頗る多い。これは各社の配當と、現在の金利標準から見て目下の株價は餘りに安過ぎると感じてゐるためか或ひは遊資が多過ぎるので正株を引取らうとするものが少くないためか、ともかくも正株を引取るものが多くて株不足を告げる結果として、この逆日歩を付ける銘柄が多くなるのである。

◇：東株代行會社は短期取引における賣方と

買方との間に立つて株式取引に關する代行業務を行つてゐる。短期取引で正株を賣買いたす賣方は何時でもその正株を渡すと、代行會社はその株代金を賣方に支拂ふと同時に、短期に賣建を行ふ。その場合、受株を遷延しようとする買方は代行會社に日歩を拂つて受株を待つて貰ふ。これを順日歩と稱する。

◇：反對に正株を引取るものが多くなり、カラ賣をした賣方が正株を渡すことを待つて貰ふ場合、逆に賣方が日歩を拂ふ。これが逆日歩である。

キヤンプリツク

◇：一九三四年に關領インドから輸入制限の槍玉にあげられて以來、キヤンプリツク

(Candrics)は有名となつたが、これは幅卅八

インチ以上四十二インチ未満の金巾程度の平織晒綿布の總稱である。概して高級綿布で下級品は中絲を原絲としてゐるが大部分は經絲五十番手、緯絲六十番手といふ風にガス絲を使つてゐる。キヤンプリツクといふのは本來は亞麻絲で織つた薄地の堅牢な平織物で、もとフランスのカンプレーで製造されたところからこの名が出てきたのである。

◇：わが國のキヤンプリツク類輸出高は約七千萬圓四億ヤード見當で、この中關領インドへは七、八千萬ヤード、ジャワ更紗の生地として非常に調法がられてゐたが近年は漸減を示してゐる。

供 繭

(キヨウケン)

◇：養蠶家が繭を製絲家に供給することが供繭であるが、普通は産業組合製絲の場合にこの言葉が使はれる。組合製絲の仕組は、先づ繭絲販賣組合として製絲工場を經營するもので、組合員たる養蠶家からの供繭を生絲にして販賣する。

◇：組合が組合員の供繭をうけた時に假渡金を交付し、出來た生絲は絲聯に出荷して販賣された後、販賣代金から豫め定めた組合經費としてとるべき歩合金を差引き、これを供繭絲量に應じて配分する。

◇：供繭の方法によつて組合製絲は次の三つの形をとつてゐる(一)持寄製絲—組合員た

(キヨ—キヨ)

る養蠶家が集り共同出資の下に製絲工場を建て自家産繭を持寄り自ら生絲を造る(二)原

料混合製絲—持寄製絲より一步進んだ形で養蠶家持寄りの繭を一緒にして繰絲する方法、配分金は生絲を賣却後に提供した繭の品等に應じて交付する(三)原料買取製絲—組合員の提供する繭を組合員が買ひ取る方法である

◇：供繭には全額供繭と義務供繭(半額供繭の如き)とがあるから、組合員は營業製絲に繭を賣る場合もあるが、これが却つて有利となる時は抜け賣りが盛んに行はれる。

共同擔保制

(キヨウドウタンボ
セイ)

◇：取引所法には、株式組織の取引所は主務

大臣の認可を受け、賣買取引の違約即ち契約の不履行により生ずる損害につき賠償の責に任ずることを得」と規定してある、この取引所が契約履行を保證してゐるのが強制擔保制度であつて、もしも損害賠償に當つては取引所は第一に違約取引員の身元保證金、賣買證據金等を充當するが、それでも足りない場合には、取引所の積立金や資本金にも及ぶことがある。

◇：かうした保證に立つため取引所は高率の賣買手数料を徴収してゐるが、實際上これは株主配當に廻はされ取引所が儲け過ぎてゐる虞ひがないでもない。取引制度が發達し取引員の素質が向上して違約の如き著しく減少し

て來た今日では敢へて取引所を保證に立てずとも、取引員同士が手数料の一部を積立て、行き萬一の場合に共同してこの危険に當れば十分だといふので近年の取引所政策は會員共同保證制即ち會員組織化を理想として進むと共に試験的に短期取引にはこの共同擔保制を採用して來た。

◇：この結果が大體において良好なので昭和八年東株の營業年限が到來し更新されるのを機會に長期取引をも共同擔保に改め手数料の引下げをはからうではないかといふので、この擔保制度の改革を中心にして運動の起つたこともあるが、共同擔保といつても、上場株全部にこれを及ぼすことは困難だとの議論が

多數を占めて立消えとなつた。しかしこの共同擔保制は取引所制度の進歩につれて、恐らく漸進的に採用されるやうにならう。

共 販 會 社

(キヨウハンクワイ
シヤ)

◇：戦時經濟の進むに従つて、物資の需要と供給を圓滑にする必要が益々痛感され、色々な方法が行はれてゐるが、共同販賣會社制度といふのもこの方法の一つである。勿論、平時でも共販會社はあるが、戦時下の統制經濟には、平時と違つた二つの意味で重要な役目を擔ひ、各方面に設立されてゐるのである。
◇：二つの意味といふのは、第一には物資の供給を圓滑化する方法であり、第二は、物價

統制上の必要からである。昭和十四年阿部内閣の伍堂商相の下に設立された石油共販會社は、この一つであるが、同社は日本石油、小倉石油等全製油業者及びライジングサン、三井物産等全輸入業者から一手に石油を購入し各地方の特約店間屋で組織されてゐる地方共販會社並に全國漁業組合聯合會等に販賣するのであるが、この際石油業者は共販會社以外に販賣することを禁じられてゐる、従つて石油共販會社は、全石油を一手に集め他には洩らさないのであるから、政府は供給上必要が生じた時は、必要數量及び必要方面を同會社に命じることによつて供給を確保することが出來、かつ圓滑化し得るのである。



(キリーキリ)

◇：また、石炭配給統制法によつて設立された日本石炭會社はやはり全石炭業者から一手に石炭を買集めるのであるが、同會社は單に供給を圓滑化するのみでなく、各業者から生産者に應じて種々な價格で買上げ、この價格を平均して一定の價格で販賣するもので、かくすることによつて高價格の石炭も安くなり石炭を原料とするものの價格は一定し、且つ公定價格を制定する場合にも、勵行せしめる點からも便利である。

切歩と絲量

(キリアトシリヤウ)
◇：繭を賣買する時は豫め繭の品質を見ねばならないが最も簡単な鑑定方法として古くから用ひられてゐるの

は切歩檢定で、肉眼検査より一步進められたものである。先づ繭を切斷して中に入つてゐる蛹と脱皮殻を取出し、蛹、脱皮殻と繭層量の割合を計る。これが所謂切歩である。
◇：假りに切歩十八といはれる場合は、生繭(蛹の入つたまゝ)に對する割合のことで生繭が百匁あればその繭層量は十八匁といふ勘定になる。繭層が厚い程絲量が多いわけであるが、これが必ずしも繭質の良いことを意味しない。

◇：絲量といふのは繭層歩合(切歩)から屑の部分を除いたもので純粹に生絲となる部分である。普通屑が二割五分位あるから繭層歩合に七割五分をかけたものが絲量としてい

れる。従つて切歩十八の場合は、その七掛半の十三匁五分が百匁の生繭に對する絲量である。十二年度の繭は蠶品種の改良から一般に絲量は多く優良なのは十六匁あるものもあつたが普通には春繭平均十三匁七五、夏秋平均十二匁五五である。

金 買 上

(キンカヒアゲ)
◇：昭和六年秋英國が金本位を停止した頃からわが國の金は盛んに流出し、同年十二月には遂に日本も金再禁止を行つたが、昭和五年末に八億臺にあつた日銀正貨準備は、六年末には四億臺に激減した。これがため政府は今後の海外支拂には産金を時價で買上げ、これに當てるといふ趣旨

(キンキーン)

で七年三月七日第一回の金買上値段が發表された。それは一匁七圓廿五錢であつた。

◇：ところが昭和八年三月米國が金本位を停止すると、その反動で圓爲替は昂騰し、一方輸出貿易の好轉と相俟つて正貨現送の必要がなくなつたので従來の金買上方法を改め、日銀金買入法といふ新しい法律が出来て、六十五議會を通過、九年四月七日公布、即日實施された。買入法に基いて決定した新買入値段は、一匁十一圓六錢となし更に十年一月には十一圓五十八錢、十一年五月には十三圓十二錢五厘に引上げるに至つた。

◇：しかし非常時に當面軍需、國防上必要な物資の輸入をなしこれが代り金として大量

(キンキー)

の金現送を行ふことになつて、金の増産が絶對必要となり、産金助長の意味から昭和十二年五月十五日日銀の買入価格を一匁十四圓十三錢(一グラム三圓七十七錢)に引上げ、更に十三年五月二日新産金の奨励を徹底するため産金買入値段を二グラムにつき三圓八十五錢(一匁につき十四圓四十三錢七厘五毛)に引上げた。

◇:この算出基準はロンドン金塊最近三週間の平均をとり、當日の對英爲替で換算、手数料、保険料、危険率等を見込み、これを差引いた價格とされ従來はこれがマーチンを二割程度においてゐたものが、十二年五月の買入價格引上げはロンドン金塊相場のが換算價

格一グラム三圓八十八錢に對し二分七厘のマーチンに巾を縮小したが十三年五月の引上げによつて殆んどマーチンを見込まず最大限までの引上げとなり、更に基準を米國金買上値と對米爲替に変更した。

金塊相場

(キンクワイサウバ)

◇:世界の金の自由市場はロンドンにある。こゝで毎日建つ相場に基いて英蘭銀行が買入相場を發表する。昭和十三年四月十二日の相場は一オンス一三九シリング一〇ペンス二分一でこれが世界的標準となる。ニューヨークには自由市場なく、聯邦準備銀行で買上値段を發表するやうになつたが、金一トロイオンス卅五ドル丁度と決

定されてゐる。

◇:同様に金塊相場を圓で出すには、ロンドンの相場を日英爲替(T・T)で換算し、一トロイオンスを匁に直す(一トロイオンスは八、二九四匁)上記の相場では、日英爲替を一シル二ペンスとして、一匁換算價は十四圓四十四錢となる。

◇:しかし日本の實際の市中相場は、日銀の買入値段(昭和十三年五月二日現在十四圓四十三錢七厘五毛)を標準に、これより多少高い。

金塊本位

(キンクワイホンキ)

◇:金塊本位制又名を金地金本位制ともいふ。従來の金本位制

(キンキー)

では兌換の要求があれば紙幣と引換に金貨を支拂ひ、その金貨は國內に流通自由であるばかりでなく、金塊とともに大手を振つて國外へ出て行くことも出來た。

◇:けれども、金塊本位制の下にあつては、金塊は主として對外支拂にあてられるものであるから、對外支拂上金塊を必要とするものがその拂下げを受けるものである。拂下げであるから死蔵のおそれがあるとか、その他これは面白くないと思はれる場合は拂下げを拒むことも出来る。

金爲替本位

(キンカハセホンキ)

◇:金本位制度の一種であつて對内的には銀貨及び紙幣を流通せ

(キン—キン)

しめ、同時に對外的には金を一定の外國に在外正貨として保有し、對外支拂ひにはこれを資源として一定の相場で金貨拂爲替を賣つて決濟する仕組をいふのである。この制度は早くから英領インドで行つてゐたところのものである。ところが歐洲大戰後においては、同じく金爲替本位といつても、かなり意味が違つて來た。

◇：即ちドイツに見るやうに國內的にも依然金本位であり、兌換は金爲替、金貨、金地金何れでも出來、在外正貨の存在も必要としない。それで兩者の特異性として舊金爲替本位は銀本位制から金本位制に移らんとする過渡的本位であり、新金爲替本位は金より離れん

とするものであるといはれてゐる。

金銀複本位

(キンギンフクホンキ)

◇：金銀複本位制は不況對策の一として唱へられたものである。米國で唱道されるのは銀が下落し世界第二の銀産國としてゐた、まれず銀産地の不況を救ふため始めたこととピツリマス氏の如きは最初米國だけの複本位を主張してゐたが、これは國際的になるべく廣くやらないと効果が少いといふので國際的金銀複本位問題が起つて來た。

◇：金銀複本位とは金及銀を本位貨幣として共に自由鑄造が許される外、金銀の間に一定の價值比率即ち比價が決定されて、これを引

あてに、兌換紙幣も發行出来る貨幣制度である。今日のわが國には銀貨が通用してゐるがこれは補助貨幣としてであつて無限の流通力を有するでもなければ自由鑄造を許されるものでなく、また商品たる銀の値打と一致してゐるものでもない。

◇：各國が銀を本位貨に繰入れると銀の需要が激増し自然にその價格が騰貴する。従つて銀産國の購買力を増すが、しかし議論としてはとにかく金銀複本位の採用は容易なことではない。

金銭信託二本建

制

(キンセンシンタクニホンダテセイ)

◇：金銭信託が出來

(キン—キン)

てから銀行の定期預金が大分喰ひ込まれたといふ。利率も信託の方が四厘から六厘方高いから自然預金者の足は信託の窓口に引きつけられる。信託側ではそんなことはないといふのだが、銀行側ではさうだといひ、そこで分野の調整問題が持ち上り大藏省でも何とかしようといふ氣になつた。しかし下手なことをされては大問題だといふので信託側で先手をうつたのがこの二本建の採用である。

◇：元來金銭信託は二年以上に限ることゝなつてゐるが獨り三井のみは二年以上の短期ものと五年以上の長期ものとに分け、前者の配當率は後者に比して二厘安にしてゐる。つまりこれが二本建なんだが三井以外の社は長短

(キンキーン)

の區別なく一律の配當率としてゐたので定期預金と大して變らないともいひ得たわけだ。

◇：そこでこの際五年以上の長期物もつくつて特にこれを優遇し信託は長期物銀行は短期物と分野を明かにして銀行に對する紳士的態度を示さうといふのである。この利率(配當率)については當局に定期預金の三分三厘に鞘寄せさせたい意見もあつたが、結局二年以上のもは三分六厘、五年以上は三分八厘に決められた。

金縁證券

(キンアチシヨウケ
ン)

◇：ロンドン證券市場の場合を報ずる記事の中に必ず用ひられるギルト・エツヂドといふ

言葉がある。日本では之を金縁證券といつてゐる。英帝國の國債やインド、南阿、カナダ濠洲等屬領諸政府がロンドン市場で發行する公債がそれで、優良證券を意味する俗語として使用されてゐる。證券の縁に金箔が塗つてあるといふ譯ではない。

◇：イギリスといはずどこの國でも一番信用の厚い證券といへば、その國の國債證券である。ところで英帝國の國債證券は日本と異つて記名式のものも多く、その大部分は現物の證券が發行されないでイングランド銀行の帳簿に所有者の氏名と所有金額とを登録するにとどまる。いはゆる登録公債であり、現物がなく金箔の縁を塗らうにも塗る證券がないの

である。

金約款

(キンヤククワン
ン)

◇：金約款とは金貨の價值だけが不變で安心出来るといふ思想に基いて、公債、社債に「債券發行當時の品位及び量目を有する金貨又はそれに等しきもの」で元利金を支拂ふ旨の約束をつけた場合、この約款を云ふ。内容は金貨で支拂ふといふ「金貨約款」と、それに等しいもので支拂ふといふ「金價値約款」とに分れるが、特に區別する必要はない。

◇：これは米國で南北戦争後濫發された不換紙幣に對する不信から起つた殆ど米國特有ともいふべき制度で、米國の債券には大抵ついで

てゐる。慣習的のもので實際には問題とならなかつたが、ル大統領が貨幣の金價値を變化させて購買力を一定にするといふ商品ドル思想に従つて、ドルの平價切下げを行ひ、それに邪魔となる金約款を議會の決議で廢棄するに及んで、俄然大問題を引起した。

◇：債券所有者がこれに對して米國大審院に反對の訴訟を起しすつたもんだの擧句、昭和十年二月、「社債について金約款は無効、政府公債については有効であるが公債の辨償請求訴訟は受けぬ」といふ判決が下り、結局金約款は空文になり終つた。

◇：ニュー・デイルに缺くべからざる商品ドル思想の勝利であるともいふに、これで米貨

(キンキーン)

(ギニーギン)

公社債三億八千二百萬ドルの債務を持つ日本は年額八千二百萬圓といふものが助かつたわけである。

銀 相 場

(ギンサウバ)

◇：現今世界で主要な銀市場といへば歐洲ではロンドン、米國ではニューヨーク、サンフランシスコ、東洋では上海およびボンベイで、中にもロンドンは中心市場として、こゝで建つ相場は世界的に銀相場を支配してゐる。

◇：ロンドン市場の銀相場はペンス(一ペニ)は日英爲替一圓につき一シル二ペンスの相場で換算して約七錢一厘)建てて品位千分九二五の銀一オンス(七匁五分六厘)につき何

ペンスと建てる。この相場には現物と先物の二通りある。

◇：これを決定するのはロンドンの四大銀商で休日を除き毎日一定の時刻に世界各地から集中する銀の賣買注文を持寄つて前日の相場を基準とし十六分一ペンス刻みに上下し賣買兩者の合致したところを公定相場として決定発表する。

◇：ニューヨーク市場の銀相場は純銀一オンスにつき何セントと建てる。その公定相場はニューヨークの有力な銀仲買商がロンドンの相場を基礎として作る形式的相場であるが實際相場決定の標準となる。日本銅統制組合が発表する日本の銀相場は桑港から銀を輸入す

る場合の採算で一キロ(〇・二六六六七貫)につき幾何として建てる。

ク 行

(ク・イチハチ・カ)

九・一八價格

カク)

◇：九・一八價格は、昭和十四年十月に、價格等統制令、所謂物價等引上停止令が實施された時に、同令第二條の規定で「價格等は昭和十四年九月十八日(以下指定日と稱す)に於ける額を超えて之を契約し、支拂ひ又は受領することを得ず」と定められたために出現したものである。統制令の發動によつて物價等は全て釘付けされてしまつたが、その釘付

けにされた時期が、九月十八日現在の價格であつた。そこで、九・一八價格といふ名稱が出来たのである。従つて價格等統制令が實施されてゐる限り、公定價格、協定價格又は他の法律によつて價格を定められるもの以外は全て九月十八日の價格以上で賣買することが出来ず、月給も亦定期的或は特殊な事情に因る以外の昇給は禁じられてしまつた。同統制令は一ケ年間と定められてゐるが、當然延期されるものとみられ、九・一八價格も引續き姿を消すものではない。九・一八價格は、勿論一時期の不自然な人為的價格であるがため凸凹が多く、これを適正化し、九・一八で停止された全てのものに公定價格を制定する必

(ク——ク)

要がある。このため藤原商相の下で、中央物
價委員會が價格形成中央委員會に改變され急
速に公定價格が制定されることとなつたもの
である。それ故、もし全てのものに公定價格
が制定されれば、その時には九・一八價格は
無くなつてしまふのである。

繰上償還

(クリアゲシヤウク
ワン)

◇：債券が、据置期間を経過すると特に償還
方法を定めてゐない限り發行者の都合でその
債券は隨時償還が出来る。元來債券の發行に
よつて成立する借金は償還期間が五年、十年
廿年またはそれ以上の長期に亙るものである
からその間には金融上の變動もありまた發行

者の側にも變化が起る。

◇：即ち債券を發行したときは金利の水準が
高かつたために發行者は泣く／＼高金利を負
擔したけれど、何年かの後になつて見たら金
利水準がグツト低下し、新規の債券は思ひが
けぬ低利で發行出来るやうになることもある
し、また資金が欲しくて社債を出したが何年
かの後にはその會社に差向き不必要な金が出
來ないものでもない。

◇：かうした場合に、債券の發行者がみすみ
す高金利を忍び、また餘計な利息を負擔する
のは愚の骨頂である。そこで發行者はまだ債
券の償還終期は來ないけれども高金利を負擔
する債券はこれを償還して低金利のものに借

換へるとか、一足飛びに現金償還をやつてし
まふ。この期限前償還がいはゆる繰上償還で
ある。

◇：勿論この繰上償還はその債券が据置期間
を経過したものに限り出来ることである。イ
ンフレーションの進行で低金利趨勢が見透か
されるため一時は發行者が横着になつて据置
期間を置かないものもあつた。この種の債券
を持つた投資家は酷い目に遭はされる處れが
ある。

繰上充用

(クリアゲジュウヨ
ウ)

◇：近年、府縣や市町村財政の行詰りは酷い
もので、これなんかもその現れである。即ち

繰上充用とは來年度の租稅收入を見返りに銀
行等から借金して今年度の赤字を埋めること
で、いはゞ月給の前借みたいなもの。なぜか
地方財政だけに認められてゐる制度である。
◇：來年度の收入を今年使ふんだから來年度
豫算にそれだけ穴があくのはあたり前、そこ
で來年度豫算の歳入の部に事實上取れつこな
い租稅滞納金や賣れる見込みもない不動産拂下
代金などを計上して、形式上の辻褄を合せて
行くのである。

◇：もと／＼萬一に備へた非常手段だが公債
發行とちがひ、地方長官の認可だけでやれる
もんだからこの頃ぢや到るところの自治體が
やつてゐる。この外に事業公債を發行してそ

の収入金を赤字埋めに流用してしまひ、ノミナルな事業計畫だけを後年度に繰延べて行くといふ常識では考へられないやうな胡麻化し財政を東京市はじめ各府縣が大ピラにやつてゐる。地方財政の紊亂もつて知るべきのみ。

グリツド・シス

テム

◇：グリツド・システムを直譯すれば網狀送電系統である。

英國の電力統制は發電所は民有のまゝとし送電設備だけが國有となつて政府の強い管理下にある。昔から英國には能率の悪い小發電所が澤山あつたため、これを整理し送電を合理化するのを眼目とし一九二六年中央電氣局を新設してこれ等の統制中央機關とした。

◇：中央電氣局は全國四八二個の發電所のうち最も能率のいゝ約四分の一の發電所を指定し、これを擴張し或はより能率のよい發電所を新設しこれらを聯絡する送電線路をつくつた、これがグリツドの特徴で、格子狀に敷設された送電線は十二萬二千ヴォルトの高壓になつてをり、送電設備を整備すると周波數統一を圖るためには莫大の費用を使つた。

◇：即ち一九三五年までに送電設備その他工事に三千四百萬ポンド、周波數變更工事に一千六百萬ポンド、その他を加へて起工以來の累計は五千三百萬ポンドに達した。

◇：次に販賣電力量を見ると、一九三二年に一、五一七百萬キロ時で全國發生電力量の一

割二分四厘だつたものが、一九三五年には一四、〇〇〇百萬キロ時で全國に對し八割に上り一九四〇年には二一、三八五百萬キロ時とする豫定である、また料金の方は一般的取引開始後日も浅いので缺損してゐるが一九二三年の一キロ時二ペンス以上は一九四〇年に一ペンス以下にすることになつてゐる。

グリーン・バツクス

クス

◇：米國には現在四種の政府紙幣即ち一八九〇年大藏省證券

一八九〇年のトレジュアリ・ノート△合衆國政府紙幣△ユナイテッド・ステーツ・トレジュアリ・ノート△金券△ゴールド・サアテイファイケーツ△銀證券△シルヴァー・サアテ

イファイケーツが流通してゐる。綠背紙幣△グリーンバツクスとはこの合衆國政府紙幣の事で綠背紙幣と呼ぶのは札の裏が綠で彩られてゐるからである。

◇：このグリーン・バツクスが始めて發行されたのは一八六二年南北戦争で財政的に疲弊困憊した政府が國債を發行しても賣れないので赤字補填公債に代へて發行したもので當時は同紙幣の發行を規定した法律によつて六分利付國債と引換へる義務を政府が負ひ、發行準備として、金や銀を有せぬ不換紙幣であつた。

◇：當初その發行限度は一億五千萬ドルに制限されてゐたが盛んに濫發したのでその金價

値はグリーン・バツクスードルにつき九十八セントから卅セント臺に陥落した。しかしその後貨幣制度の改革が行はれ一九三二年春の金兌換停止以前に額面をもつて金貨と兌換されてゐた。

◇：ゴールド・クローズ即ち金約款(その項参照)が流行したのはこのグリーン・バツクスの値下りて所有者が多大の損害を蒙つたことが動機となつてゐる。

クルツプ式製鋼

(クルツプシキセイカウハフ)

◇：有名なドイツ・クルツプ工場のヨハンゼン博士が發明した製鋼法で、今迄の鑛石——鑄鑛爐——製鋼爐の

製鋼でやるのは、これを屑鐵代用品として使ふわけだ。ドイツでも始めたばかりなのに、日本で早くも、これが工業化することになつた。

◇：この方法が何故重大かといふと、原料の鑛石は貧鑛でも十分間に合ふし、鑛石を粉にするのだから、日本に無盡蔵にある砂鐵が原料として利用出来ようといふわけだ。日鐵でも砂鐵を原料とすることをいま研究してゐるが、これが成功したら大したものだ。砂鐵に限らずこれによつて貧鑛利用の途が開けることは貧鑛日本の鐵資源上大きな福音といはねばならぬ。

コースをとる方法と全然異なり鑛石を粉にして、コース粉、石炭粉と一緒に、セメントを焼く爐のやうな圓筒形の廻轉爐に入れ、一方の口からガスで熱を送つて、それを廻し乍ら鑄かす。すると中味が鑄けて鐵分だけが品位九八パーセント程度の粒になつて固まる。この鐵粒(ルツベ)は銑鐵よりも炭素分が少なくて、鋼に近い。だから直接製鋼法ともいわれる。

◇：しかしこの鐵粒(むしろ鋼粒)は硫黄の含有量が多いからこのまゝ鋼としては使へない。だが平爐でこの硫黄分を除けば立派な鋼になり、鑄鑛爐へ入れれば銑鐵が出来る。昭和十二年にパテントを得て、三菱鑛業と昭和

クロス・レート

◇：厳格な意味では別であるが、クロス

・レートといふのは英米間の爲替相場のことである。これは英米間の爲替相場が世界中の爲替相場に影響を與へその基準として重視されてゐるからである。何故かくも英米間の爲替が重視されるかといへばロンドンとニューヨークとも国際金融の中心地をなし、世界の金融上の決算はこゝで行はれてゐるからである。

◇：日米爲替相場を割り出すには前記の米・英クロスと日・英(又は英日)爲替相場を基準とするのであるが、この算定を裁定といつてゐる。今假りにクロス四ドル九〇、日・英

(クローケツ)

一シルニペンスとすれば左の連鎖式により日米爲替相場は裁定される。

$$X \text{ フル} = 100 \text{ 圓}$$

$$1 \text{ 圓} = 1 \text{ シル} 2 \text{ ノム}$$

$$1 \text{ ポンド} = 4 \text{ フル} 90 \text{ セント}$$

$$240 \text{ ペンス} = 1 \text{ ポンド}$$

$$X = \frac{100 \times 14 \times 490}{240} = 28.60$$

◇：即ち百圓は廿八ドル六十セントとなるわけである。昭和十三年四月のわが對米・對英爲替相場が細部に互つて協定されてより、ますますこれが算定の基礎となるべきクロス・レートの動きは一段と重要性を持つこととなり、事實わが國の爲替相場はクロス・レート

究の産業化によつてはじめてその目的を達せられるところであり、研究の産業化には相當規模の實用試験を必要とし、しかも専門技術者の協力を得ることによつてはじめて達成される。

◇：科學動員はこの必要から行はれるものであつて、國家總動員法第廿五條には「政府は國家總動員上必要あるときは總動員物資の生産若は修理を業とする者又は試験研究機關の管理者に對し試験研究を命ずることを得」と科學動員に關する條項を規定してをり、これによつて研究の實用化と、その連絡調整をはかり、國防的乃至資源的目的に對する研究を統制して行かうといふのが本旨である。

(クワージン)

の變動によつて決定される運命となつた。

科學動員

(クワガクドウキン)
◇國防の科學化に伴

つて軍需資材は多種多様となり、消耗率の増大は需要を幾何學的に激増せしめるから、近代戦は軍需補給の能否が戦局を左右するといつてもよい。

◇：特にわが國の如く天然資源に恵まれず、また重工業の生産力の充分でない國情においては、莫大なる軍需の生産とこれが資材の自給を目標とする生産擴充計畫の實施に當つて要請されるのは、科學による不足資源の造成である。

◇：不足資源の科學的創造による補填は、研

◇：この科學動員に關する總動員法條項の發動は昭和十五年四月、日電化學研究所に對する粘土よりアルミナ製造及び東邦産業科學研究所に對する霞石よりアルミナ製造に關する試験研究命令が最初のものであるが、必要に應じ隨時各方面に發動されることはいふまでもない。

軍票

(ゲンペウ)
◇：戦時出征軍が現

地における支拂に使用するため發行する券票が即ち軍票である。占領軍はその占領地域における徵發權はあるが、陸上戰團法規や慣例により徵發品の代價を迅速に支辨しなければならぬ。

◇：そのためには自國の通貨を送付して使用するのが一番便利であるが、貨幣本位制の相違や通貨の戦地輸送によつて、自國通貨の價值を下落させるやうなことが往々あるのでかうした關係からも軍票が使用されるやうになつてゐる。

◇：軍票は軍事豫算の範圍内においてのみ發行される一つの支拂證券で、何時でも通貨と兌換されるが、その流通の地域を指定したりまた兌換に一定の制限を設けるといふやうなこともある。

◇：わが國における軍票の歴史は明治十年西南戰爭で薩軍が發行したのが最初で、日清戰爭には發行されず、日露戰爭には一億四千餘

萬圓發行された、その後日獨戰爭、シベリヤ出兵等にも發行されたが、今回の支那事變に當つては中支那を中心としてこの軍票が發行され、これまでのうちではその發行額は最も多い。

ケ 行

計 畫 資 本

(ケイクラクシホン)

◇：企業家が仕事を計畫し實行する時必要とする資本は計畫資本といふ、これは新設、増資の場合に計畫された全資本額を意味し拂込資本即ちすでに拂込んだだけの資本と區別される、また個人が他人から金を借りたり、自己の現在持つてゐる

資財を出して事業を計畫する時の資本も廣い意味の計畫資本である。

◇：然しながら日銀が計畫資本として全國的にこれを調査するには、個人のやつてゐる細いものまでも探し出すわけにはゆかないし、そんな細かいものはいくら漁つて集めてみても大勢に殆ど影響がない、従つてその調査の範圍を銀行及び會社に限り且つ内地、朝鮮、臺灣、樺太、關東州及び滿鐵附屬地において計畫せられたる株式會社のもので金額十萬圓以上のものゝみを採録することゝしてゐる。

◇：次にこの計畫資本を分類してみれば新設資本、増加資本、社債及び借入金をもつて賄ふ資本の三種になるが、このうちでも借入金

(ケイケー)

は正確なる調査が困難であるから右の個人の場合と同様これを除き新設増加資本以外は社債のみに限つてゐる、また社債中には外國で發行されたもの、舊社債その他借換のため發行されたもの及び銀行債を除外してゐる。

◇：しかしこの計畫資本調べは企業界の大勢を察知せしむるため重要な資料であつて昭和十三年の計畫資本卅五億は十四年には五十億臺に上り十五年は恐らく六十億に達するものと推定される。

經 驗 死 亡 表

(ケイケンシバウヘウ)

◇：保険料の算定には人の死亡率が重大要素である。死亡率は個人或は民族によつてもま

た同じ民族でも時の相違によつて異なる。従つて印度人の死亡率を以て日本人の死亡率に代用することは出来ぬ譯だ。然るにさうした統計の乏しい日本は餘儀なくしばしば外國のものを用ひてゐた。

◇：英國廿會社の表、同國十七會社の表などがしばしば借用された。時には英國廿會社表三年増などまで用ひられた。然るに内閣統計局の男女合併表なども作られるやうになつて純日本式の死亡表が生れ、更にそれに不満足な會社では「内閣統計局男女合併表による當會社特製表」なる長名の死亡表を自ら作成して、これを保険料の算定基準にしてゐる。また個人の研究にかゝる森村金造氏表等もある。

る。

◇：しかし國民一般の死亡率と生命保険に加入した被保険者の死亡率とはまた自ら相違がある。三年の日子と四萬圓の經費を投じて商工省が日本の各生命保險會社の實際經驗を基礎に昭和七年作成した表が即ち日本經驗死亡表でその死亡率は中年者において一般の表より低くなつてゐる。

經濟聯盟

(クイザイレンメイ)

◇：わが國の金融、産業資本家の總てを網羅して財界の輿論を代表する有力な團體である。その起りは大正十一年故國琢磨男を團長として歐米視察に出掛けた實業團が國際商業會議所、全米商業會議

所の實體を見て歸り早速日本にもこんなしつかりした實業家の機關が必要だ、といふのでまづ十一年八月一日日本經濟聯盟會が誕生した。

◇：がたま／＼商工會議所の無力さに愛想をつかした連中が、會議所を退いて三井系の一團と共に工業俱樂部に立籠つてゐた際であるから、忽ちかれ等が地盤となつたわけだ。翌十二年六月國際商業會議所に加入すると同時に日本國內委員會が同會内に組織された。團男なき後は郷男を會長として昭和十二年末、法人、個人、團體を合せて六百八十二の會員を擁してゐる。

◇：同會の目的は定款に示されたところによ

(クイークイ)

ると「わが國産業の國家的進歩發達を圖るため重要な財政經濟上の問題を研究審議し本會の意見を定め必要な場合はこれが實行に盡力し國際的經濟問題に對しては各國實業團體との協調により圓滿なる解決を期するにあり」といふのである。

經濟戰爭

(クイザイセンサウ)

◇：近代戰は武力戰爭であると共に莫大な物資の消耗を伴ふ經濟戰爭である、この事は支那事變始つて以來豫算に計上された巨額な臨時軍事費を見ても一目瞭然である、即ち第七十五議會の協賛を経た臨時軍事費追加豫算四十四億六千萬圓を加算した總額は百六十四億五千五百餘萬圓で日

清戦役の二億圓、日露役の十五億圓に比較すれば全く隔世の感がある。

◇：殊にわが國の場合には老大な物資の消耗を伴ふ近代戦を遂行しつゝ、一面東亞の新秩序建設の経済的基礎確立と生産力擴充とに必要な物資の需要をも賄つてゆかねばならない、政府が國家總動員法その他に基き人的並に物的資源の統制を強化しこれがため國民の経済生活が窮屈となつて來るのも畢竟この経済戦争に勝たなければならぬ國家的必要から來ることである。武力戦においては世界の耳目を驚かす大勝を博しても経済戦争で弱ればそこを狙つてわが國に一撃を加へようとする列強の存在がないとはいへない。

◇：歐洲戦争の開始は日本の第三國向貿易に好影響を齎らすものとして神風視する向きもあつたがこれによつてわが國が必要とする資材の輸入が困難となり生産力擴充に支障を來したのは一大損失であり、輸出の増進も生産餘力が乏しいことや船腹不足、原材料入手難等で期待に反するものがある、即ち經濟戦争の困難が増したのである。

◇：政府は昭和十五年度の貯蓄目標を百廿億圓としその達成に邁進することになつたが經濟戦争に勝つためには是非實現しなければならぬ、しかしそれには國民各自が日常必需品を節用し生活水準の引下げを實行してかゝらなければならぬ、また鐵鋼、非鐵金屬、

輕金屬、棉花、羊毛、皮革、麻、木材、紙類といった軍需資材に對しては特に節約を勵行すること、輸出を振興し國際收支の均衡をはかること、軍需その他必要な生産力を擴充すること、廢品の回収をはかること、等はいづれも經濟戦争に勝つための手段で國民の一人一人が經濟戰士となり、日常生活をその戦場と心得る覺悟を忘れてはならない。

經濟警察

(ケイザイケイサツ)

◇：支那事變の擴大に伴つて軍需の優先確保を主目的とし、物資需給計畫をたてるためには物資配給と價格等の部面に互つて國民經濟の上に高度の統制を加へなければならなかつた、これがため數々

の統制規則が制定實施されたのではあるが、この運営の如何は國內治安にも極めて重大な關聯があるので、これらの統制法令の實施を確保し、その圓滑なる運営を期するため生れたのが經濟警察制度であり、昭和十三年七月からその活動が開始された。

◇：組織機構としては内務省警保局に經濟保安課が設けられ地方には府縣警察部に經濟保安課が新設されたものもあれば、從來の保安課内に經濟保安係を特設して事務に當つてゐるところもある。

◇：この經濟警察に關係して經濟警察ブロックといふ言葉が使はれてゐるが、これは内務省で運用の實效をあげるため地理的關係及商

取引その他の關聯を考慮し(1)宮城中心プロ
ツク(2)北海道、青森、宮城、岩手、福島、山
形、秋田、(3)東京中心プロツク(4)警視廳、
千葉、茨城、埼玉、群馬、栃木、神奈川、山
梨、新潟、(5)愛知中心プロツク(6)愛知、岐
阜、三重、富山、石川、福井、静岡、長野、
(7)大阪中心プロツク(8)大阪、京都、滋賀、
和歌山、兵庫、奈良、岡山、廣島、島根、鳥
取、香川、愛媛、徳島、高知、(9)福岡中心
プロツク(10)福岡、山口、佐賀、長崎、大分、
熊本、鹿兒島、宮崎、沖縄の五プロツクに區
分してゐるため、プロツク内の關係府縣は
特に緊密なる聯絡をなすことゝなつてゐる。

經 國 聯

(ケイダンレン)

◆：經濟團體聯盟の
ことを略して「經國聯」といふ。昭和十二年
七月支那事變の勃發は、日本の各層をして一
齊に戰時色に塗りつぶして、いはゆる學國一
致の體制をとることになつたが、何時も、退
嬰的で現状維持一點張りの財界も、この時局
の波に押されて政府の革新政策遂行に協力す
ることになり、このためにはオール財界の意
見を代表すべき中樞機關が必要とされた結果
同年九月廿一日に生れたのがこの經國聯であ
る。

◆：構成メンバーは日本商工會議所、日本經
濟聯盟會、全國產業團體聯合會、東京手形交

換所、大阪手形交換所、全國地方銀行協會、
信託協會、生命保險協會の八團體で任意組合
である、會長は郷誠之助男、副會長は森廣藏
氏で前記各團體から選出された常任委員が卅
三名、その下に理事四名がをつて事務的處理
をなしてゐる。

滿價協定委員會

(ケンカケフテイキ
キンクワイ)

◆：さて經國聯の目的は？ といへば聯盟規
約第一條に「時局に關し緊要なる財政經濟政
策を攻究し政府と協力してその有效適切な實
行を圖ること」とうたつてゐる、この一條で
一切の説明は盡されてゐるといへよう。

◆：消費節約の徹底を期するため各商品に互
つて詳細な實行方法を決定、また物價對策と
して公定價格制度を設けることが適切である

との決議を政府に具申するなど相當思ひ切つ
た意見を吐露してゐる。

◆：滿價協定委員會とは、昭和十二年春滿期
より實施された産滿處理統制法に呼應して、
漸次各府縣に設立されつゝある滿取引に關す
る地方別の標準掛目を決定する機關である。
これは従來の滿取引が養蠶業者と製絲業者の
當事者同士の取引の結果、時に不當なる安値
で買たゝかれることもあつたので第三者を加
へて妥當なる標準値段を定めるため設けられ
たる委員會である、組織は養蠶業代表、製絲
業代表及び縣廳の役人、所によつては金融業

者代表も加へて組織され、生絲相場と加工費を参考に妥當なる掛目を定めるのである。

◇：従つて法的根據も強制力も持つてゐないことは注意すべきである。たゞその趣旨において産繭統制法と方向を一つにするものである關係上、國庫もこれを助成し可及的委員會の協定を取引掛目の基準たらしめようといふにある。

◇：昭和十三年までに設置されてゐるのは山梨、和歌山、鳥取、島根、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島、愛知、静岡等の廿七縣であるが十五年からは全国的に設けられることゝなつてゐる。

◇：経過によればこの委員會の缺陷として標

準掛目の算出に一定の基準がないこと、標準絲價採用期間に不備があること等が指摘されてゐる、一方協定も往々不成立に陥り、或は養蠶、製絲兩部門の對立を意識させるやうな事態の發生が警告されてゐるところも少くない。

減債基金

(ケンサイキキン)

◇：政府が豫算のうちから毎年一定額の資金を繰入れ、これに強制的に公債を償還するための特別な基金である。十八世紀頃から考へ出された制度だが、この基金で買入れた公債をすぐに償還せず次年度はその利息とその年度の繰入額とを合せた金額で更に公債を買入れ、かうやつて行け

ばいつかは公債全部を買盡して一舉に償却することが出来るなどといふ當時のうまい理窟は結局一片の空理と化し現在では『年々一定の金額を減債に充てる』といふだけの制度となつてゐる。

◇：つまり公債市價を維持し新規の發行を容易にする目的で毎年少しづつ買入れまたは抽籤償還をやるための基金である。わが國の繰入れ額は(イ)前年度初における國債額の一萬分の百十六に該當する額に加ふるに(ロ)前々年度の新規剩餘金の四分の一となつてゐる。

◇：しかし前者は昭和七年度からその三分の二を停止され後者は剩餘金が無くなつたから

有名無實といふ哀れな有様。十一年度から特別會計では再び一萬分の百十六まで繰入増額をやるがそれだけ一般會計の方で減るから總額に變りはない。しかし十二年度以降の如く莫大な公債が出るやうになれば凡そこれは意味をなさないので現在停止してゐる。

原蠶種管理法

(ケンサンシユクラ
ンリハフ)

◇：蠶絲業對策最近の傾向が統制だとすればこの法律はその先驅をなすものである。最も基礎的な蠶種の國家統制を圖らうといふ、換言すれば原蠶種國家管理がその内容をなすもので、昭和九年春の第六十五議會で制定された。

◇：原蠶種管理の目的は、從來蠶品種の数が七百餘種にも上り、これがため産繭の品質が自然雜駁劣悪になり勝ちだつたのを改めて、品種の改良統一により優良繭生産と更に進んでは生産統制まで圖らうといふのである。従つて法の内容は蠶種製造の國家統制を規定し

(一) 原々種は政府において之を製造し、道府縣又は特定の蠶種製造者に配布する。(二) 道府縣はこれにより原蠶種を製造し、一般蠶種製造者に配布する。(三) 蠶種製造者は原蠶種を製造することを得ない。(四) 蠶種の輸移出入は主務大臣の許可を要する——これがその骨子。

◇：ところが他の法律と違つて一片の法文だ

けではどうとも仕様がなない。國なり道府縣なりの蠶種製造施設が完備しなければ施行出来ないの、具體計畫は四ケ年間で施設を完成し、その後において法律の完全施行を行ふこととなつてゐる。

源泉課税

(ゲンセンクラセイ)

◇：所得を生ずる個々の源で捉へて個別的に課税する方法、いひかへれば所得者に代つて所得支拂者をして納税せしめこの税額だけ差引いて所得を支拂はしむるといふ遣方である。

◇：七十五議會を通過した税制改革においては、俸給、賞與等勤勞所得に對してこの源泉課税が採用されることとなつた、即ち俸給な

り賞與なりから基礎控除額月額六十圓年七百廿圓及扶養家族の控除一人につき税額として月一圓、生命保険料の控除を差引いたものを税金として天引することとなつたのである。

◇：また銀行預金、貸付信託の利子、國債その他債券の利子についてもこの源泉課税が行はれてゐる。

コ行

(コクコヨビキン)

◇：突發的に何か事

件が起つて金が要ることになつても生憎豫算の上に費用も金額も計上してゐない場合、よく「第二豫備金支出」といふ記事が新聞に出

國庫豫備金

る。これは國庫豫備金の一種である。元來國庫豫備金には一般會計に第一豫備金、第二豫備金、特別會計にも同様二種の豫備費があり更に十二年度からは臨時軍事費特別會計に豫備費が出來た。

◇：かくて一般會計の豫備金は大藏大臣の管理下にある特別會計の豫備金は所管大臣の管理下にあつて大藏大臣から勅裁を経て支出されることになつてゐる。特別會計に屬するものは朝鮮、臺灣、樺太、南洋など植民地關係關東局、通信、簡易保險等にある。豫備金は何に使はれるかといへば第一豫備金は豫算超過支出で勅令によつて補充すべき費途が決定されてゐる。第二豫備金は豫算外支出で、大

きな災害があつた時その他豫算上に費目のないものに使はれる。これは憲法第六十九條、會計法第九條にそのことが決めてある。

興業債券

(コウゲフサイケン)

◇：勸業銀行の發行する小口の割増金付勸業債券は一般民衆には馴染の深いものであるが、興業銀行の發行する興業債券は大多數の人にはその存在すら知られてゐないのが實情である。しかしこの興業債券は興業銀行にとつては大きな作用をしてゐるのである。

◇：興業債券の發行は興業銀行にとつては特權であるが、勸業債券に較べると、有り難味が稍うすく、勸業債券が拂込資本金の十五倍

まで發行し得るに對し、興業債券は十倍に限られてゐた。又小口勸業債券は割増金付で一般民衆の懐から零細資金をかつさらつて行く力を持つてゐるが興業債券にはその魅力が無い。

◇：もとは興業債券は、日本銀行や預金部の引受で、一般民衆からも一般銀行からもあまり歓迎されてゐなかつたけれども、低金利時代の展開に連れて、遊資のたぶつきが著しくなつたため、銀行は遊資の處分に窮した結果最近漸く各銀行の着目するところとなり、人氣を博するやうになつて來た。

◇：しかし支那事變の發生により生産の擴充資金の急激な需要の増加に處して、臨時資金

調整法により更に興業債券の發行限度を五億圓増加し、その増加發行分については政府が元利拂ひの補償をなし、資金調達と事業資金の供給に便ならしめた。

公債低利借換

(コウサイテイリカリカヘ)

◇：公債の低利借換とは利息の安い公債を發行して得た資金で利息の高い公債を償還することである。この場合既發公債の消滅する一方、新たな公債が増加するから公債總額は減少しないが、これによつて毎年の利拂額が少くなるから政府は非常に助かるのである。

◇：たとへば先年三億七千三百萬圓の五分利公債を三分半利公債に借換へたが政府の利拂

額はこれで年額五百六十萬圓減少する、今後五分利債をみんな三分半利なり三分利なりに借換へると實に數千萬圓の利拂輕減になる、財政窮乏、國費多端の折柄特にかゝる低利借換が必要だといはれてゐる所以である。

◇：しかし低利借換政策は市中金利が低下して既發の高利公債の市價が昂騰し額面を突破するやうな形勢でなくては成功しない。既發公債の所有者は低利な新公債に乗換へるよりは現金償還をうけて他のものに投資しようとするからである(たゞし強制借換の場合は別問題)。

◇：だが反對に市中金利なるものが、公債の低利借換につれて低下せしめられるといふ關

保もある、殊に銀行が遊資をもてあまし、公債に投資するより外はないといふ場合には政府が公債利率を引下げればこれにつれて預金利子も引下げねばならず、やがて貸付利子も低下してくる、だから公債借換は有力な低金利政策でもある。

◇：しかし現在のやうに年々五十億も六十億もの新規発行が繼續されてゐるやうな時には事實問題としてこの低利借換へは何等の意味もないので、新規債の消化が先決問題とされ借換へまでは手が伸びない實情にある。

公定價格制

(コウテイカカクセイ)

◇：支那事變以來昂揚して來た物價對策の一

手段としてとられた制度で、その根據は最初輸出入措置法による「物價販賣價格取締規則」によつてゐたが九・一八停止令即ち價格等統制令が布かれてからはそれに基づいて價格が公定されるやうになつた。

◇：公定價格は商工大臣又は地方長官によつて物品名、年月日、價格、即ち最高販賣價格の指定をなしその指定價格を超えて販賣し得ないこととしてゐるので、これが普通にいふところの公定價格である。

◇：公定價格が制定實施される段階であるが先づ價格形成委員會(中央物價委員會の改組されたもの)に對し諮問を發すると、價格形成委員會は公定價格を決定直ちに商工大臣に

答申する。商工大臣は答申された價格を物價局に命じ價格統制令に基く告示として官報で公布し實際行はれる公定價格とする、しかし商工大臣が直接告示する價格は大體生産者販賣價格と卸賣價格(主として六大都市)である、以上が一つの道筋、勿論物品によつては全國一律に告示する場合もあるが極めて稀である。

◇：次に小賣價格並に卸賣價格の公定價格制定は價格等統制令によつて地方長官に委任されてゐるので地方長官は答申を基準として價格形成地方委員會に諮り運賃其他特殊の事情を考慮して公定價格を定め各府縣廳の公報に告示實施する、これが一つの道筋。

(コウーコウ)

◇：即ち公定價格は生産者價格と卸賣價格の一部が官報で小賣價格と卸賣價格の他の部分が地方廳の公報で告示され實施を見る運びとなるのである、しかし、農水産物等農林省に關係あるものは、商工、農林兩大臣の名で告示される。

工作機械

(コウサクキカイ) ◇わが生産力擴充四

ヶ年計畫に相應して政府は第七十三議會において議會の協賛の下に工作機械製造事業法を制定し、斯業の保護助長を企圖する事となつた。

◇：工作機械(マシン・ツール)とは一口にいへば機械を製作する機械だ。鐵その他の金

(コウーコウ)

屬を必要な形に切る機械、その必要な形をそ
なへた金屬を、精密に仕上げる機械などを含
む。切るために取りつける刃物を工具(ツ
ル)といふ。

◇：工作機械はその働き方で分類すると五種
になる。(A)金屬を切削するもの(切削工作
機械)―旋盤、ボール盤、平削り盤など。(B)
同じく金屬を切削するものだが刃物が數個あ
つてそれが回轉して働くもの。(旋刀工作機
械)―フライス盤、鋸機械、齒切盤など。(C)
金屬を壓縮するもの(壓縮工作機械)―蒸氣
鎚、落しハムマー、機力鎚、ロール壓縮機な
ど。(D)金屬を剪斷するもの。(剪斷工作機
械)―鉄盤、孔貫盤など。(E)金屬を研磨す

るもの。(研磨工作機械)―研磨砥石機、金剛
砥石機、磨き盤など。

◇：これを目的によつて分類すると、一臺で
色んな機械の製作に使へる汎用工作機械と、
砲彈を切削するのを専門にするとか、航空機
の特殊なものばかりを作るとか、一つの目的
のみまつた特殊工作機械とに分れる。わが國
では今まで何にでも間に合ふ汎用工作機械で
やつて來たが、精密な軍需工業その他機械工
業の發達につれて、特殊工作機械が要求され
てゐる。

◇：工作機械は一切の軍備、産業の基礎をな
す機械を作るもので、その重要性は極めて大
きい。いはゆる戦時體制、生産力擴充の下に

おいてこれは益々痛感される。わが國の工作
機械生産高は昭和十二年三千萬圓ぐらゐで、
需要に間に合はず、殊に飛行機、自動車用の
特殊工作機械は殆ど全部輸入によつてゐた。

拘束命令

(コウソクメイレイ)

ノ：保險業法第十一
條に主務官廳が保險會社の業務または會社の
狀況に依りその事業の繼續を困難なりと認め
る時は、財産の供託若しくは事業の停止を命じ
または期間を定めて業務執行の方法若しくは計
算の基礎の變更を命じ、其他保險契約者また
は保險金額を受取るべき者の權利を保護する
に必要な命令を爲すことを得と規定されて
ある。この十一條の規程に基き主として保險

會社の財産に關して發せられたる商工大臣の
命令を俗に拘束命令といふのである。

◇：即ちこの命令を發せられた保險會社は財
産の收得、讓渡、賣却等に關する資産運用上
の行爲をなす場合とか、或はまた取引銀行の
選定等については一切商工大臣の認可を得な
ければならぬことになつてゐる。

◇：かかる命令を法律に規定したのは保險會
社の責任準備金の安全をはかり保險契約者を
保護せんとするのがその目的で、この命令を
發せられた保險會社は所謂不良會社と認めて
差支ないものである。

耕地白糖

カウチハクダウ

◇：耕地白糖は精製

(コウーコウ)

糖の一種で、普通の精糖即ち五温、四温、三温等は甘蔗耕地において原料粗糖を作りそれを精製工場に送つて精製したものであるが耕地白糖は甘蔗耕地において甘蔗より糖汁を搾りそれを原料粗糖にせず直ちに白糖に仕上げたものである。

◇：即ち原料甘蔗の壓縮より製品まで同一場所において一貫作業を行ふから生産費は普通の精製糖よりも安い。種類は白双(目のあらいもの)と車糖(目の細いもの)とに分れ白双は精製糖の五温に比して遜色なく、車糖は四温に比して幾分品質が劣るが技術の進歩と共に最近では殆ど遜色のないものが出来るやうになつた。

◇：北海道の甜菜糖は耕地白糖の一種であつて主として白双を作つてゐる。耕地白糖は技術の進歩に従ひ精製糖と何等遜色のないものが出来るやうになり、しかもコストは前に述べたやうに安くつくので需要は年々増加の傾向を辿つてゐる。

購買力平價

(コウバイリヨクヘイカ)

◇：これは瑞典のストックホルム大學教授であるカツセルといふ人が強調した説であるが金の輸出禁止國が多くなり従つて爲替の相場が動揺するやうになつた今日、いろいろな意味で引合ひに出されるやうになつた。この説は「不換紙幣國相互の爲替相場は兩國の貨幣

の對外的購買力の比、即ち物價の比で決する」といふのである、この物價の比で得た平價を購買力平價といふ、米國を例にとれば次の公式で算定する。

$$\frac{\text{米國物價指數} \times \text{日本物價指數}}{\text{米國購買力平價} \times \text{日本購買力平價}}$$

◇：これによつて假りに米國の物價指數を一〇〇とし、日本を一五〇とする、法定平價は四十九ドル八十五セントであるから次の算式が得られる。

$$49.85 \times \frac{100}{150} = 33.23$$

即ち米國に對する購買力平價は三十三ドル二十三セントといふことになる。

(コウーコウ)

◇：この説に對しては有力な反對論もありまた實際問題としてもこれに一致しない例がわが國にも澤山ある(大正十三年十一月頃は好適例)から、これだけで爲替相場を決定するのは危険である。

コール協定

(コールケフテイ)

◇：簡単にコールといへばわが國では金融業者間に貸借される極く短期の資金を指すもので、その名の如く、「呼ばば戻る」式の要求拂資金である。

◇：通常これを貸方はコール・ローン、借方はコール・マネーと稱し帳簿上の整理を行つてゐるが、その期間は銀行法の規定では七日以内と定められ金融市場の慣行として、翌日

拂、無條件、普通物の三種が普通コールといはれてゐる。

◇：ところが金融が緩慢となり銀行に遊んでゐる資金が多くなつて來るとこの遊んでゐる資金を働かせるためにコールの出し手即ち貸方が多くなり、日歩が法外な安價を出すやうになつて來る。銀行は人から金を預かりこれを利用し利益を得てゐるのであるから、假令こんな短期の資金でも途方もない安い日歩を出すやうになると、勢ひ自衛上安値日歩の出現を防止するやうな方法をとらなければならぬ。そこでこのコール日歩を各銀行間で最低率を定め、それ以下は出さないことにしたのが即ちこのコール協定である。

◇：東京でこの協定に加盟してゐる銀行は三井、三菱、第一、安田、川百、住友、三和、野村及び正金の九行である。その部分的の協定は遠く大正七、八年頃から行はれて來たが現在のやうに完全な協定の出來たのは、昭和二年の金融恐慌以後に屬する。

◇：なほ二流どころの銀行や信託會社はこの協定に加盟してゐないので、これらの出すコールを金融市場では協定外資金と呼んでゐるが、この協定外資金は協定率の資金より供給量は少いが日歩は安いのを普通としてゐる。

航路同盟

(カウロドウメイ)

◇：同盟(コンファレンス)に割込むとか入れないとか船主間の

紛争はよく同盟を中心起ることである。航路同盟は配船する船主團の自衛策として、相互間に運賃維持や積取割合を協定し、同盟外アウトサイダーの割込みを排撃すると共に、荷主を繋ぐために運賃の一定割戻しを行ふなど本部を置いていろ／＼な防護を試みてゐる

◇：日本からジャワ向けの往航同盟が曾て神戸海運會商の議題となり同盟員たるジャワ・チャイナを同盟本部の神戸に迎へてわが郵、商、南郵、石原四社が協定せんとしたことは周知のことであるが、同じ航路でも復航は往航と荷物も異なりまた別の同盟協定となる場合が多い。ジャワ航路ではオランダ船一社を相手取つたが、ボンベイ航路では日英の船主

同盟が日本船主を相手に戦ふ場面も現はれたことがある。

◇：數十年前インドにおける英國船の堅固な地盤に割込んだ郵船の力戦以來、商船の割込み猛烈、山下、川崎の追隨戦と——近年まで内外入り亂れて、この種の混戦は絶えなかつたものである。

航路補助金

(カウロホジヨキン)

◇：明治四十二年制定の遠洋航路補助法により遞信省が歐洲、北米、南米、濠洲各定期航海に對し補助を與ふるものである。この外、朝鮮、臺灣總督府の地方廳で支給する航路補助もある。遠洋航路補助法によると航海補助金は使用船舶總トン

数一トン、航海里數一千哩につき速力一時間十二哩を有するものに對し五十錢以内、速力一時間一哩を増す毎にその百分の十を増した金額以内と定められ、船齡五年を超ゆれば一年毎にその百分の五を遞減する定めである。

◇：これは内地造船所に注文した船に限るので、外國製造の船舶に對しては右航海補助金の半額しか貰へぬことになつてゐる。即ちこの補助は國家的な對外航路維持のため政府が船主を保護する趣旨ばかりでなく、内地造船所保護をも副目的となし、この制限規定があるため外國の造船所に注文するものは絶無の状態となつてゐる。なほ命令航路條件として航海の起點、終點、寄港地、使用船舶數、總

トン數、速力、船齡及代船に關する事項、航海度數、日數及發着日時等も規定される。

高配株

(カウハイカア)

◇：國家總動員法十條の發動をめぐつて事業會社の配當制限が問題となり、いはゆる高配當株が狙ひ打ちに賣り慕はれたのはまだ生々しい事實である。

◇：一概に高配當株といつてもそれをきめる一定の物指があるわけではなく、無配當株や低配當株といふ相手から見ても高配當株といはれるだけのもので五分配當の株から見れば七分、八分の配當株はすでに高配當株となるし又その會社の資本金ばかりではなく全運用資産の上から見れば三割や四割配當をしてもそ

れを實質的には高配當といへぬ場合もある。

◇：十一條のいはゆる配當制限においては現行配當率には手をつけず、一割以上の配當を行つてゐる會社がそれ以上増配せんとする場合これを抑制するといふやうになつてから常識的に高配株とは先づ一割以上のものを指してゐるといつても差支へはあるまい。

◇：しかしして一割以上の高配當をなしてゐる會社がわが國に幾つあるか、完全な調査はないが資本金百萬圓以上のもの約二千五百社について見ると一割以上のもの約六百八十社即ち二割七分に當るといはれる。

高度國防國家

(コウドコクバウコクカ)

◇：近代戰は國家總力戰であつて軍の裝備兵力のみならず一國の産業力、人的資源の良否が武力戰の重要な要素となつて来る、しかもさういふ戰爭に勝つためには平時から一朝戰爭になつた場合差支へない様に常に戰時と同じ様に國家の状態を整備しておかねばならぬ

◇：今回の歐洲戰爭における獨伊の勝利は要するに早くから國防を主眼として國家態勢を有機的に統一整備していはゆる國防國家としての體制を整へてゐたからである。

◇：日本においても今後東亞共榮圈を確立するためには、蔣介石政權を徹底的に叩きつぶすばかりでなく、更に日本の進行に立塞がる敵性國家の挑戰にも備へなければならぬので

あるから、今回の歐洲戦争を教訓として國家のあらゆる分野に亘つていつても戦争できるやうな體制を整へねばならない。高度國防國家の確立といふのはこのことである。即ち第一に軍備が量質ともに國家目的遂行に十分に擴充されねばならぬし、政治も皇國政治の根本理念に基づいて一元化して強力な體制を整へることが必要だ。

◇：また經濟の分野においても、從來の營利中心の考へを廢して公益優先を基調として再組織され同時に資源的にも海外依存性を脱却して軍需工業の確立を急がねばならぬ。また科學的にも敵の意表に出で得る發明能力を有し、思想的には皇國精神を中心とした健全な

る國民精神を確立することをいふのである。

公益優先

(コウエキウセン)

◇：舊來の自由主義

經濟においては、各人は勝手に自分のために利潤を追求し金をもうけることが出來たが、高度國防國家を樹立すべき新經濟體制下においては、個人的利益の追求は制限され、國家のため或は社會のため必要な場合は自分の利益は犠牲にせねばならぬことになるのである。即ち公益が私益に優先することになるわけである。

◇：從來の如く事業家は營利第一主義で、もうけさへすればどうなつてもよいとか、國家にどんな害を與へてもよいと言ふ様な考へ方

を棄てて總ゆる經濟活動を國家目的遂行と言ふことに集中せしめることを公益優先の原理と稱するのである。

◇：これはドイツにおいて既に實行されてゐるところであつて、日本も遅まきながら政治新體制と同時に新しい經濟原理として公益優先主義が採用されるに至つたわけである。

◇：しかしこの新しい方針を實行するためには事業家の自發的な協力に俟つだけでは不充分で、どうしてもこの公益優先の原理を履行させるために經濟機構を新に再編成することが必要である。

廣域經濟

(コウキケイザイ)
グロス・レギオナル・シュツツ
(Grossraumwirtschaft)

◇：廣域經濟とは地理的、歴史的、經濟的、文化的に見て相互に協力すべき自然的條件を有する近隣諸國が、その各自の狭い國家圏を越えて廣い經濟地域を基礎として營むところの協同經濟を意味する、一九三八年ドイツが第二次計畫經濟に入るや、廣域經濟運營をナチ黨綱領に掲げ第二次歐洲戦争におけるドイツ制勝の經濟的原因となつたものである。

◇：その理論的根據は、(一)第一次歐洲大戰によつて急に植民地を失つたドイツはその工業生産力發展のため自國領土以外の經濟圏を必要としたこと。(二)群小獨立國が薙めき合つて絶えず禍因を含む歐洲の安定は、優秀民族國家の指導下に廣域經濟を運營してはじめ

て得られることにある。

◇：かくて今次大戦前バルカン諸國に對する商品クレディット協定に廣域經濟運營の典型的實例が見られたが、さらに昭和十五年七月歐大陸を手に收めたドイツはフンク經濟相の聲明として、廣域經濟を來るべきドイツの世界政策に發展せしめてをり、商品クレディット協定以來とられてゐる金決済不用の建前が今や英米經濟打倒の意味でくりかへされんとしてゐることは注目される。

國家總動員法

(コクカソウドウキ
ンハフ)

◇：近代戰の特色はいはゆる國家の總力戰にあり、戰爭目的達成のためには、陸海軍の奮

闘と相俟つて國家總動員の體制をとらねばならない、即ち物心兩面に互つて全資源を動員し、單に軍需の充足を完うするに止らず、國民生活の安定を確保し、且つ戰爭遂行上に必要な國家活動を圓滑ならしめ、國家の全力を最も有効に發揮することが必要である。國家總動員法は戰時又は事變に際し叙上の事實に鑑み政府が所要の措置を敏速に講じ得る根據を規定したもので全文五十條から成り立つてゐる。

◇：同法の骨子は一——三條において定義的總則を規定し、四——廿條において戰爭の際に政府の執るべき措置及びこれに對する國民の義務を規定(戰時規定)し、廿一——廿六

條に戰時は勿論平時から豫め必要な準備的措置に關し規定(平時規定)してゐる。

◇：以上の二つがこの法律の中樞をなすものであつて他はこれに關聯しての損失補償、補助及特別の監督規定、罰則及國家總動員審議會に關する規定で別に付則が設けられてゐる

◇：この法律は付則に基く勅令により昭和十三年五月五日から施行されたが、五十條に互る全規定が直ちに國民一般に對し具體的に適用されるかといふと必ずしもさうではなく、或る條文を實施する必要の生ずる毎に、當該條文に基く勅令が出て政府は初めて國民を拘束する措置をとるといふ事になつてゐるが、この豫め法律に規定せずして勅令へ委任して

ある點が議會では最もやかましく論議された

國民徵用令

(コクミンチヨウ
ウレイ)

◇：國民徵用令は國家總動員法第四條に基き制定されたもので、戰爭遂行に必要な人的資源を整へるため、國民を徵用し必要な業務に従事させる場合の規定である。即ち總動員法第四條には政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り帝國臣民を徵用して總動員業務に従事せしむることを得とある。

◇：總動員法第四條を發動し、國民徵用令を制定せざるを得なくなつたのは、支那事變の勃發以來軍需生産の確保や、生産力擴充のた

めこの方面に於ける勢力の需要が急激に増加したが、募集人員に對し應募人員が充分でない、殊に技術者や經驗工に至つては、自由應募の方法ではどうしても國家の要求を充足出来ない状態に立ち至つたからである。

◇：政府が何時でも必要に應じて國民徴用を圓滑正確に行ふには、豫めその資格や能力の調査が出来てゐなければならぬ、政府が國民職業能力申告令第二條に基いて、徴用の對象となるだらうと豫想されるものゝ登録、即ち國民登録を施行したのはこのためである、そして國民徴用の行はれる範圍は國民職業能力申告令による要申告者に限るのである。

◇：この要申告者とは内地、朝鮮、臺灣、樺

あつて、政府は毎月末に現計を官報に發表する。

◇：これが何の役に立つかといふと大藏省はこれによつて國庫の大世帯をやりくり、大藏省證券や公債の發行時期などを取りきめ、租稅收入の現況を前年にくらべて景氣の動向をトし、次年度の歳入を見積つたりするので、これさへにらめばその道の者には豫算執行の有様がはつきり分らうといふものである。

◇：現計とはいふものゝ全國にわたる收入支出が集計されるには暇がかゝるので例へば九月末現計とあるは實は一月以前八月末の實績表である。また翌年の三月末で會計年度は終るけれども國庫の出納は五月末まで續き更に

太又は南洋群島に居住する男子にして年齢十六年以上五十年未満の者、引續き三月以上厚生大臣の指定する職業に従事する者、厚生大臣の指定する大學、專門學校、實業學校において厚生大臣の指定する學科を修め其の學校を卒業したる者、厚生大臣の指定する技能者養成施設において所定の課程を修了したるもの等である、而してこの國民徴用は統後動員の最も重要な一であることはいふまでもない。

國庫現計

(コクコゲンケイ)

◇豫算にもとづく收支は大藏省の主計簿なるものに刻々記帳されいつでも歳入歳出の現況を明確に知ることができる。つまりこの收支一覽表が國庫現計で

その整理を完了するのは七月卅一日である。つまり國庫現計は年度終了後も存續して七月末日に及び、この最終の現計が決算となるのである。

國債給付無盡

(コクサイキフム
ジン)

◇：毎月掛金を現金でかけて行く無盡の方法は營業無盡と大體同じであるが、給付金を現金で與へずに、支那事變國債を給付する無盡である。これも巨額の臨時軍事費に基く貯蓄獎勵國債消化の一方策として全國無盡集會所が大いに力を入れてゐるものである。

◇：國債給付無盡には給付の方法によつて甲種、乙種の二種がある。甲種は六月に一回三

口宛給付し乙種は毎月一回一口宛給付する。現金給付は入札でやるが、これは抽籤で順位を決める。ところが乙種に限って加入者が國債給付を希望しない場合は現金給付も出来ることになつてゐる。金額は甲乙とも百圓會、二百圓會、三百圓會、五百圓會の四種で期間は三ヶ年掛金は最終回までの總掛金が百圓につき甲乙とも九十五圓四十錢である。

◇：給付さるべき國債には相場の變動があるから、そのまま受渡しは出来ない。そこで時價が發行價格と開きを生じた時郵便局買取値段を時價の基準とし、これが發行價格より低ければその差額を現金で給付し、反対に發行價格より高ければその差額だけを給付の際に

加入者から徴收することになつてゐる。
◇：何しろ十三年春開始したばかりでまだ十分に普及してゐないが、貯蓄奨励運動が段々發展するにつれて増加するであらう。

國債の種類

(コクサイノシユルキ)

◇：國債市場に上場されてゐる内國債の種類は甲號五分利公債、第一第二及び第三五分利公債、第一及び第二回四分利公債、三分半利公債、四分半利、四分利及び三分半利國庫債券、雜四分利の十一種。

◇：このうち甲號五分利公債とは明治四十一年鐵道國有當時その買収代金交付のため發行されたもので現在高(昭和十三年三月末以

下同じ)は三億九千六百六十九萬圓、國債規則によつて五分利公債といふ名稱で一括されてゐるのは、ろ、は別で三十五種、恩賜公債三種、計三十八種である。

◇：更にこれを第一、二、三の三種に分けてゐる。第一種五分利公債は明治年間に發行されたものと恩賜公債の全部、第二種は大正年間發行で、据置期限を經過せざるもの、第三種は昭和年間發行のもので三種合計の現在高は十八億六千八百九十萬圓。

◇：第一及び第二回四分利公債は五分利國債整理のため明治四十三、四、五年發行、現在高は二億五千八百六十九萬圓、四分利公債八千二百七十萬圓、三分半利公債は十一年九月

以降發行され、五千六百九十萬圓、四分半利國庫債券は七年十二月以降に發行され、現在高七億一千五百萬圓、四分利國庫債券は八年九月以降の發行で現在高卅億七千萬圓で赤字公債はこれである。しかして三分半利國庫債券は十一年五月以降の發行で現在高五十億六千七百萬圓でこれは赤字及び支那事件公債を含んでゐる。

國債標準發行價格

(コクサイヘウジユンハツカカカク)

◇：大藏省發表で時々こんな嚴めしい言葉が出て来るが、大ざつぱにいつて、銀行や會社が所有國債を評價する場合の標準價格と考へればよい、商法第二

(コークーコク)

十六條に「財産目録の作製は時價以上の評價をしてはならない」と規定してあるが、國債優遇の意味から昭和七年六月卅日に「國債の價格計算に關する法律」を施行した。

◇：これがこの言葉の起源で、法律の内容は商法の規定に拘らず大藏大臣の告示する標準發行價格で所有國債を評價記帳してもよい、といふのである。つまり國債市價が暴落して例へば三分半利債九十七圓となつても、標準發行價格九十八圓で評價してもよいといふのだ、従つて實情はとも角少くとも帳簿上値下り損をしないで済むわけ銀行會社も助かりし政府も國債の信用維持が出来る、標準發行價格の告示は大體半年毎にその間に發行し

た公債を一纏めにして行ふ。

◇：大藏省が発表したもの、うちに例へば同じ三分半利債でも國債が九十八圓、公債が九十六圓九十錢といふのがあるが、これは後者が交付公債で普通の發行債よりも償還年限が遙かに長いので、交付價額を按排してあるから標準發行價格も違つて来るわけだ。

◇：しかしして標準發行價格は當該公債の發行價格と大體同じと見ておけば間違ひない、何れにしても公債下落時代につくられた法律だけに順調な時には物をいはないが、公債消化難で市價が低迷してゐる時にはまた働き初めるのである。

國際窒素協定

(コクサイチツツケ
フテイ)

◇：世界の窒素工業界は、歐洲大戰の終熄と同時に生産過剰に陥りその後更に後進國の自給自足主義に禍されてかゝる傾向は一層深刻化するに至つた。そこで、ドイツのI・G社は一九二八年英國の化學工業統制會社たるI・C・Iとの間に「價格の維持」と「販路の協定」を締結、更に翌二九年の八月にはチリ硝石組合を加へ、三〇年八月にはフランス、オランダ、イタリー、ベルギー、ポーランド及びチェコ・スロヴァキア等歐洲の新進窒素工業國をも加へ、こゝに國際窒素協定—俗にC・I・Aと稱される—が結成された。石灰

窒素國際協定と協調を保持するに及んでこの協定の基礎は強化されたが、一九三一年七月の更改期に歐洲側とチリ硝石側との意見一致せず、遂に協定は破棄された。

◇：その後ドイツ、英國等が中心となつて歐洲諸國のみのカルテルを結成、一九三四年にチリ硝石が再び参加、米國並に日本も(硫安内外協定を通じ)關聯を持つに至つて以前よりも一層強固な國際協定となつた。

◇：この協定内容は公表され、生産調節並びに輸出市場の割當、價格の維持等を主要目的とするものであることは、明らかである。

(コークーコク)

國際鐵鋼カルテル

(コクサイテツカウカルテル)

◇：歐洲大陸の製鋼會社のみから成る歐洲粗鋼(半製品)カルテル代表者は昭和十年四月卅日これに加盟を希望せる英國の製鋼業者とロンドンに會商、三ヶ月間の暫定協定を遂げ、英國は左の三條件付て暫定加盟をなすことになつた。

◇：(一)カルテル側は對英輸出を今後三ヶ月間、十六萬七百五十トンに制限すること(二)英國側は去る三月廿六日から引上げを實施した鐵鋼關稅を今後三ヶ月間停止するやう政府に要求すること(三)右期間中に長期協定を締結すべく最善の努力をなすこと。

◇：ベルガの切下げが切迫するや英國はベル

ギー鋼材のダンピングを恐れて同年三月逸早く關稅引上げを行つたが、ザール回收はドイツの海外投資りに拍車をかけんとしたのでここに右の粗鋼カルテルのほか國際帶鐵、國際ワイヤ・ロッド、國際鋼管等の各カルテルも全く混亂に陥り粗鋼カルテルだけ漸く暫定協定が成立した。英國は關稅引上げて自國內に對しての保障は得たが海外市場への脅威を防がんとしてこの加盟となつたのである。

◇：日本は右の何れにも加盟してないがただ日本鋼管が國際鋼管カルテルとは協定を遂げてゐる。そして内地滿洲は無論、支那南洋の市場にも數量を協定してゐる。

互 惠

(ゴケイ)

(特惠、最惠、互惠)

の項参照)

互 助 會

(ゴジョクワイ)

◇：互助會は石炭礦業互助會の略稱で、昭和五年九月、福岡縣、長崎縣、佐賀縣等の北九州並に山口縣の一部の中小炭礦業者によつて組織された生産者のカルテルである。

◇：互助會の目的は、會員相互の連絡をはかり、互助協調して石炭礦業の向上發展を期するといふのであるが、元來が昭和五、六年といふ炭業界未曾有の不況時においてこれを切りぬけるため組織されたものであるから、大

(ゴケイゴジ)

炭礦業者を以て組織する石炭礦業聯合會を向ふに廻して送炭協定を實施する等銳意中小炭礦業者の利益の擁護に努めてきた。昭和十一年十一月には、この互助會員を株主として資本金百萬圓の互助會石炭株式會社が設立され互助會々員の石炭の販賣統制機關となつてゐる、この會社と互助會との關係は昭和石炭と石炭礦業聯合會の關係と同様である。

◇：互助會は常磐炭礦聯合會、北海道石炭同交會、宇部石炭聯合會等の團體とともに石炭礦業聯合會に對しいはゆるアウトサイダーの地位にあるが、わが内地の石炭生産高の一割を占めてゐる關係上、炭業界においては相當大きい勢力を占めてゐる。石炭配給統制法に

對し互助會等が猛烈な反對運動を行ひ、民間出資のみによる全國石炭一手販賣會社の設立がやはり互助會の反對のため取止めになつたことは周知の通りである。

ゴス・プラン

◇：ソヴィエト・ロシアの國家計畫委員會のことである。全聯邦經濟百年の大計畫を樹てるために一九二一年設立されたもので聯邦の各行政機關から資料を蒐集し聯邦豫算を編成し、また各種産業に關し五個年又は十五個年等の長期基礎計畫を樹て、更にこれに基く向ふ一個年の實行計畫を定むるのを任務としてゐる。ロシアの經濟は資本主義國と異り完全な統制經濟であるから、かゝる經濟參謀

本部ともいふべき機關を必要とするのである。諮問機關であつてその決議は國防勞働委員會又は聯邦人民委員會の認可を経なければ實行力を持たないのだ。一九三〇年中央統計局を合し人民委員部となつてゐる。

◇：ゴス・プランの中には四つの部がある。産業組織の改善を圖る組織改正部、各種生産の助長又は調節を研究する生産部、各産業の相互調節、外國貿易に關する研究と國家豫算を司る經濟部、國防と財政産業の關係を研究する國防部である。有名な五個年計畫やドニエブルの大水力發電所の如きは何れもこの委員會で練られた案によるものである。

五大生保

(ゴダイセイホ)

◇：普通銀行における六大銀行に對立しわが生保界を牛耳るものとして五大生保會社がある。明治、帝國、第一、日本及び千代田の五社である。

◇：わが國生保事業の進展は財政インフレの影響を受け近年特に著しいものがある。これを契約成績について見るに毎年の純増加は八年度には九億七千萬圓、九年度には十三億五千五百萬圓、十年度には十五億八千萬圓、十一年度には十九億四千二百萬圓、十二年度には廿二億三千三百萬圓と飛躍的增加を示し、十二年末現在高は百六十九億五千二百萬圓となつた。

(ゴダーコム)

◇：この契約増加は生保會社一様に行き互つた現象であるが五大生保會社に對する契約集中の傾向がますます顯著で、恰も大銀行に預金が偏在する傾向と同様である。

◇：かゝる契約偏在に對抗し中小生保會社が必死の努力を拂つてゐることは事業費率に現はれてゐるところに見ても明かである。即ち五大生保會社の收入保険料百圓に對する九年度の事業費率は十九圓七十三錢で、前年に比し四十四錢を増してゐるが、その他の廿七社は卅三圓卅錢で一圓廿五錢を増してゐる。

小麥取引單位

(コムギトリヒキタ
ンキ)

◇：内地産小麥の收穫高一千萬石のうち大部

分は製粉原料となる。製粉會社が内地小麥を買付けるにはその會社の工場に直接農民から買はせる場合と會社の特約店に地方穀商並に農民から買はせる方法と二つある、後者の場合が常態とされてゐる。

◇：農民と地方穀商との賣買單位は一俵(十六貫、百斤)で、地方穀商並に特約店と製粉會社との賣買單位は五百俵乃至千俵、或ひは十トン(一トンは百五十五俵)である。呼び値は十六貫一俵、標準品は茨城検査三等で、出廻季は六月末から九月中旬まで。

◇：外麥市場の呼び値は、アメリカ、濠洲、カナダともに一ブツシエル(わが國の二斗に當る)で、出廻季はアメリカ、カナダは八月

から十二月まで、濠洲は十二月から翌年の三月まで、ある。

◇：製粉會社が外麥を買付ける場合の取引單位は最低一千トンであるが、滿船物といつて船腹一杯、つまり七、八千トンの大口取引もさう珍しくはない。

小麥の輸入採算

(コムギノユニフサイサン)

◇：通商擁護法が發動されて濠洲小麥の輸入がパツタリ止まつてしまつた。この外麥の供給不足分は勢ひカナダ小麥の輸入増量に依つて補充するよりほかに途が無いと言ふ事になつたので、内地小麥の出盛に際しカナダ小麥の動きに再び重大な關心を持たれるやうにな

つたが、事變以來いろ／＼の制限が設けられるやうになつてこのカナダ小麥も輸入はいふに足らない。

◇：カナダ小麥の輸入採算の方法を説明しよう、毎日夕刊經濟面に掲載されるカナダ小麥相場はウインベツクに出る小麥取引の公定相場であるが、この公定相場よりも、日本へ輸入される小麥は太平洋岸から積出される關係上ヴァンクーヴァアの現物相場(三號品なら取引所公定相場より三セント内外安が常態)の方が實際の基準となる。

◇：呼び値は何れも一ブツシエル單位であるが、採算の便宜上、先づこれを米國ドル建一トン相場に直す、それには一ブツシエルは六

十ポンド、一トンは二千ポンドであるからブツシエル建相場を三三・三三……倍すればトン建相場になる(米加爲替相場をパーと見て)

ゴム限産協定

(コムゲンサンケフテイ)

◇：一九三四年の初め、「ゴム界起死回生の會議が、オランダ首相の音頭取りでヘーグに開催され、種々研究協議されたが、結局現在の悲境挽回には限産強行以外に方法がないといふことになり、同年四月廿八日マレー、蘭印、錫蘭をはじめ世界主要ゴム生産業者代表がロンドンに參集、右限産に關する協定を締結した。これがいはゆる國際ゴム限産協定である。

◇：本協定は同年六月から効力を発生、協定期間は一九三八年末に至る五ケ年間であつたので一九三八年三月廿九日ロンドンにおいて再協定を結んだ。協定の目的はいふまでもなく『供給の組織的統制によつて適正なる市價を維持し、以て生産業者の採算を可能ならしむる』といふにあり、大體次の三原則から成立つてゐる。

◇：(イ)世界の全生産國の包括

(ロ)各國の生産基本割當額の決定

(ハ)新規植付一九三九年及び一九四〇年に五パーセント

この外に自國領土からの輸出許可量の比率や、これに關する取締り等が規定されてゐる。

米の買換

(コメノカヒカヘ)

◇：正しくいへば政府所有米の買換。米穀統制法に基き政府が輸出する一形式たることはいふまでもないが、公定價格による買入や賣渡しなどと違つて米價調節を目的とした賣買ではなく政府米保管の便宜から古い米を賣り新しい米と買換へることである。

◇：それなら實際どんな順序で行はれるかと言へば以前は賣と買の時期を二、三ヶ月乃至半年も間を置いたものであるが、それではあたかも調節買上又は賣却のやうな働きをし政略にも利用された嫌ひがある。

◇：その弊害除去のため昭和六年春から原則

米の生産費

(コメノセイサンヒ)

◇：毎年秋になると米の生産費が問題となる。農民に一番大切なお米の値段がその決め方如何にかゝつてゐるからである。もつと具體的にいふと、米穀統制法で保證する最低米價が、米穀生産費の決定如何で決定されるからである。

◇：米穀統制法の公定價格は毎年十二月中旬に開かれる米穀統制委員會に諮問の上決定されるが、そのうち生産費が基準となるのは最低價格で、米穀統制法施行令はその決定の仕方をおの如く規定してゐる。

標準最低價格は當該年産米穀の生産費に運賃諸掛を加へたる額と米價指數と物價指數

として賣と買を同時期に行ひ、たゞ八月から十月までの端境期において買換を行ふ場合に限り先づ賣渡しだけを行ひ買入は新米の出廻り期において行ふことに改正され、更に出廻り期において米價が最高價格を上廻らんとする場合には身替り買上げをしなくともいふやうに昭和十年十一月から改められた。(米穀統制法施行令第十四條)賣却の形式には公入札によるものと、産業組合農會等に對する随時賣却とがあり、これが巧みに結合されるのだが、單に保管上の處置といつても米價に及ぼす影響は甚大で、米價調節の作用をも勿論なすのである。

との關係より算出したる價格(率勢米價—
—現在では物價參酌値と稱す)に基き農林
大臣の定むる價格との範圍内に於て之を定
む。

◇：それなら生産費のきめ方はといへば、中
庸農家を全國に二千戸を選び、之に一々記帳
させて先づ各農家の玄米一石當生産費を算出
させる。出て來たものは、だから生産條件の
相違により、高低まち／＼であるが、このう
ちから特殊的、例外的なものを除いて平均生
産費を算出するのである。毎年農林省で集計
完了するのは十二月初旬であるが、帝國農會
でも、これとは別個に同様な調査を行つてゐ
る。

◇：生産費の内容は、種籽代、肥料代、勞賃
畜力費、諸材料費、農舎費、農具費、租税そ
の他の公課、部落協議費又は之に準ずるもの
(水利費又は病蟲害驅除豫防費たるもの)土
地資本利子、小作料、米穀検査手数料。尤も
外地米の生産費は内地當局の意見の相違で、
容易に決定しかねる現状である。

コルレスポ ンデンス

◇：隔地者間におけ
る金銭貸借の決済に
現金を使用すること
は國內においては極めて稀で、多くの場合郵
便爲替や小切手乃至爲替手形が使用される。
例へば東京の甲が大阪の乙に千圓の債務があ
つてこれを決済するため東京の丙銀行に現金

千圓を持參して丙行振出一覽拂の送金爲替と
引換へ、この爲替を大阪の乙に送り届ける。

◇：これを受取つた乙は同手形をその名宛人
たる東京丙銀行の大阪支店、または東京丙銀
行の支店が大阪にない場合にはその銀行と平
常爲替取引契約を締結してゐる大阪丁銀行に
提示しその手形を現金に引換へ東京の甲との
貸借關係を決済する。この爲替取引契約先を
コルレスポindent またはコルレス銀行とい
ふ。

◇：しかし、この種の爲替取引には限度があ
る。その限度は爲替取引契約書に明記するが
この限度を越していづれか一方のコルレスポ
indent がその一方に對し貸勘定、所謂片爲

替となる場合にはその超過部分に對し貸越契
約に基く既定の日歩を付する。

◇：日本銀行金利中コルレスポindent 貸越
利子とあるのはこの種の利子をいふ。但し日
本銀行は銀行の銀行であるから個人のため爲
替業務を取扱ふことはない。

混合セメント

(コンガフセメント)
◇：セメント界では

「混合セメント」なる特殊品を製造すること
が、一時一種の流行となり、各社が競うてそ
の製造にあつたものである。普通のセメン
トは石灰石を焼いて粉末にしたところのセメ
ントの半製品即ちクリンカーに三パーセン
ト以下の石膏を混和したものであるが、「混

合セメント」の場合にはこのクリンカーと鑛

滓とか、硅酸物質とかを混合したものである。

◇：「混合」の名稱もこゝから出たもので混入物の差異により「高爐セメント」(混合物鑛滓)、「硅酸セメント」(混合物硅酸物質)

「黑色セメント」(混合物石墨類似品)などと呼ばれてゐる。

◇：このセメントの特徴は低熱(セメントが硬化するとき發する熱度)であること並に鹽類の耐蝕性が強いといふことである。

コンツエルン

◇：コンツエルンとはドイツ語の Konzern

から來た企業體の名稱でカルテルとか、トラストとかいふ企業體のやうに、資本主義

成熟期の産物である。

◇：第一次歐洲戰後ドイツの産業が萎靡沈滞してゐたのでこれを振興するために發達したのが先年ドイツの統計局がコンツエルンの調査の際下した定義によると一般には「結合の目的を考慮することなく資本で參加するか利益の共同契約をするか乃至は委託契約をなすか何れの方法でもこれ等の目的をもつて結合し法律上では各獨立してゐる諸企業の結合である」としてゐる。

◇：これがカルテルと異なるところはその方向と手段の點であり、トラストと違ふのはコンツエルンが僅かに加盟企業の内部的制限に止まるが、トラストの方は獨立性を全般的に

否認する點である。

◇：コンツエルンには大抵持株會社があつて中心機關となりこれが羽翼を張るやうになつてゐるが組織は縦斷の場合もあり何れも團結の下に偉大な信用を作り資金の運用、技術と機械の利用、分業などから生産費の引下げにつき巧妙なる活動をなし利潤の増加をはかる。

◇：日本では三井、三菱、住友等意識的に組織されたのではないが、これに該當するものといふべく、理研コンツエルンはこの變態的一例である。

小運送

(コウンソウ)

◇：物資を運ぶには

原則として、荷主の戸口から相手方の戸口まで完全に運送されねばならない、ここに鐵道、軌道、自動車の定時定路線による大量運送に付隨して驛から戸口までの運送即ち或る貨物の移動における兩端に當るところを小運送といふ、つまり大運送に對する補助的機關を意味するものである。

◇：従つて比較的距離が近いこと、小規模の運搬具によるものであることが條件となるが最近では自動車運搬が發達したため、荷車、リヤカーに加ふるに近距離トラックなどを使用する、小運送は自由營業であつた關係から雨後の筍のやうに出來て、全國に約八千店あつたものを政府が大正十五年合同を懲慫し、

半數に減じたのも東の間現在では再び八千店を數へてゐる。

◇：こんな運送店はバラ／＼になつてゐるため運送料金も區區であり割高でこれを合理的に引下げることがは産業の發達上重要問題となつてゐる。例へば國有鐵道、地方鐵道の貨物運賃収入が年二億五千萬圓あるのに比し近距離輸送の小運送もまた二億圓を超すといはれる、小運送は現在の鐵道省指定店のみに發行する貨物引換證は年百萬通、證券價格八億圓を突破する状態で、これが荷爲替の取組、代金の取立、運送保險の代理契約など金融上商業上に重要な役割をつとめてゐる。

◇：こゝに政府は小運送業法、日本通運株式

會社法を制定して小運送の統制に乗出したわけだ、日本通運は資本金三千五百萬圓で、實際通運外五社を合併し、政府は約半數の株式を有し、小運送業を免許制度にした。

サ行

サイレージ

◇：埋葛といふ譯語があるが、一般には原語でサイレージといつた方が通りが良い、サイレージはサイロ(埋葛窩)で製造される自給飼料の一種である。製造方法はサイロと呼ぶ直徑六尺、高さ十尺程度のセメント製の圓筒を土中に埋めて置き、この中に玉蜀黍や

サイケル

◇：周波數またはサイクルとは交流電氣が一秒の間に變化する回數をいふ。わが國では現在關西用電氣が六十サイクル、關東用電氣が五十サイクルで別個の設備の下に發電使用されてゐるので、關東の電氣が不足し關西の電氣が過剰になつても原則として互に融通する事が出来ぬ。關東大震災のやうに關東方面の發電系統に大異状のあつた際でも直ちに關西の電氣を關東に送つて急を救ふことが出来ぬ。

◇：そこで一旦設備した發電裝置を六十サイクルから五十サイクル、又はその逆に變化させるために特別なサイクル變化設備をしなけ

薯蕷などを貯藏するのである。埋葛の方法は先づサイロの中に葛草を一杯に入れ、これに鹽を撒き十分に踏付けて中の空氣を抜いて置く。すると葛草が醱酵して乳酸菌を生じ乳牛や豚の好む飼料となるのである。

◇：わが國では農林省の指導獎勵により既に四、五年前より一般農家で使用され現在全國で約七萬三千に達してゐるが、最近における販賣飼料の供給不足によつて自給飼料増産のためサイレージの必要は増々痛感されるので農林省では昭和十五年度豫算として約百六萬圓をサイレージ増設獎勵費に計上し、全國農家に對し自給飼料生産を勸奨して現下の飼料不足を緩和することに努めてゐる。

(サイーザイ)

ればならぬが、それには一キロ六十圓乃至七十圓の費用がかかる。

◇：然るにはじめから兩サイクル用の發電設備をするならば一方のみのものに比し一キロ當り四、五圓位の負擔増して完全に兼用の設備が出来る。そこで東西相互の融通が電力界の新しい支配的動向となつてから、各社とも次第にこの兼用設備を心がけ、本州中部地方に建設すべき主要發電所は必ず兩サイクル用の設備をするやうになつてゐたおかげで昭和十四、五年の電力不足に際し關東から關西へ電力を供給して需給の調整をはかつたことは、發送電が日本發送電の手に收められてゐたとはいへ兩サイクル併用の大きな事實とい

へよう。

最 惠

(サイケイ)

(特惠、最惠、互惠)

の項参照)

財 團

(サイゲン)

◇：事業會社の社債に擔保のあるなしは近頃の喧しい問題だが、擔保としては主に「財團」が用ひられる。この財團とは一口にいへば企業財産の集團である。

◇：そも／＼わが國法上、物權の目的物は一個の物または權利でなければならぬ。いろいろな財産の集合體は目的物にならない。所が或る事業會社が金を借りる場合、その所有す

る土地、建物、機械器具、設備品、または權利などをそれぞれ切離して別々な抵當權を設定する事は第一煩雜極まるし、またそれでは企業の本當の價格は見積れない。そこで一定の事業にかぎりそれを構成する各種財産を打つて一丸としたものを「財團」とし、これを對象として單一の抵當權を設定出来るやうに規定したのが各種の財團抵當法である。

◇：事業金融は事業財産の綜合體を對象とし、その収益とか償還能力等を標準とすべきであるからこの「財團金融」こそ事業金融の主流をなすべきである。なほわが國では工場財團抵當法をはじめ鑛山、漁業、鐵道、軌道、運河、自動車事業等にそれ／＼財團抵當法が

(サイーサイ)

制定されてゐる。

才 取 人

(サイトリニン)

◇：才取とは賣買を周旋して口錢を得ることであり、その人を才取人といふ。ブローカーは種々の商取引に存在するが、東株市場内において各取引員間の實株取引を周旋するこのブローカーを才取人若しくは才取屋と稱してゐる。

◇：實株を取引せんとする各取引員はその注文を才取人に申出る、自然才取人のところへ行けば何株に限らず容易にその注文が出合つて商談が成立する、この機關がないと各取引員の間を迂迴つて出合ひを求めねばならぬ、その不便を除去するため自然に發達した制度

(サイーサイ)

である。才取人は實業會と稱する團體を作り各銘柄につき各々分擔をきめてゐる。

◇：けれども、才取人を排除して取引員間だけで取引が出来ることが理想であり、出来れば屋上屋を重ねて才取人にまで口錢を支拂ふことはない、そこで東株では昭和十三年三月から一定の銘柄を限り才取人なしで取引をすることゝなつた。

◇：そして、この銘柄を漸次増加して行く方針ではあるが、何分五百も七百もある銘柄のことだから、これを全部才取人を排して取引するには各取引員とも大いに人手を殖やさねばならぬ。従つて經費の點からいつてもこれが全廢は容易のことではないやうである。

再 保 險

(サイホケン)

◇：或る保險會社が引受けた保險の全部または一部を更に他の保險會社の保險に付することが再保險である。保險會社相互の危険分散を目的として生れたもので、この際最初の契約會社は元受會社といふことになる。

◇：再保險の種類に超過再保險と歩合再保險とがある。超過再保險といふのは元受會社の豫め定めた手持制限額を超過する部分即ち超過額を再保險する場合をいひ、歩合再保險とは元受會社の引受けた全部に對し一定割合で再保險に付する場合をいふ。

◇：會社によつては再保險を専門にやつてゐ

るものもあるが契約からすると専門會社の取引よりは寧ろ元受會社が相互に再保險を交換する方が多い。

◇：この再保險制度はいつ頃から始まつたかといふに歐洲でも日本でも明瞭でないが一三七〇年頃イタリアで海上保險に發生したと傳へられてゐる。我國では明治四十年七月に設立された東明火災海上保險會社が最初の再保險専門會社で、今日では十數社に達してゐる。

在 米 調 査

(ザイマイテウサ)

◇：大正十年に米穀法が制定され、政府が米穀の需給調節を行ふやうになつてから、米が今いくらあるかを常に知つておくことが必要となつて、始められ

(サイーザイ)

たのが米穀現在高の調査である。最初は毎年五月一日、七月一日及び十一月一日と年三回調査してゐたものだが、米穀統制の強化につれて漸次その回数を増加した。昭和六年に入月一日と九月一日、昭和七年に三月一日が加へられ、更に昭和十年から六月一日現在の分も調査することゝなつた。

◇：調査は以上七ヶ月の各一日午前零時現在で内地米、朝鮮米、臺灣米（以上は粳、玄米、白米に區分して）及び外國米（粳、玄米、白米の外に碎米も計上される）の種類別と、各種民間倉庫、農林省米穀事務所倉庫、國有鐵道の貨車といつた所在場所別の二様に行はれ、これらの調査のためには各道府縣に専任職員、調

査指導員、市町村に調査員が設置されてゐる。

◇：種類別の在米調査が農林省で集計されるのは毎月十日から十三、四日頃。これで大體その年度の需給状態が推算されるから米穀取扱業者はこの発表を非常に注目し農林省もまたこれにより對策を講ずることゝなつてゐる

◇：しかしこの調査は政府の都合によつては必ずしも發表する必要はなく、昭和十五年三月の在米高など發表されなかつた例もある。

砂糖消費税

(サタウセウヒセイ)

◇：一概に砂糖消費税といつてもいはゆる砂糖の外に糖蜜、糖水を含めた三種に課せられるもので、既に昭和十二年四月一日から實施された臨時増徴法に

よつて税率が變つた上に砂糖の種目にも變更が加へられてゐる。ところが十三年春の賀屋増税では更に現行税額につき次の如く約一割の増徴を行ふことにし、砂糖消費税だけで一千萬圓の増収を圖つた。

◇：その後昭和十五年の税制改革では從來の色相課税を廢止して製造方法課税によることとし、税額において大體二割の増徴が行はれることゝなつた。

◇：従つて現行税率は第一種に分蜜せざる砂糖は甲百斤に三圓五十錢乙五圓八十錢第二種その他の砂糖甲百斤につき六圓卅錢乙百斤につき十圓で、精糖はこの十圓の税率が課せられ、また氷砂糖角砂糖等は百斤十二圓五十錢

の税金がかかるやうになつた。

◇：糖蜜の第一種（氷砂糖を製造するとき生ずる糖蜜）甲、乙、第二種（その他の糖蜜）甲、乙、糖水などについては前項砂糖のうち同等の税額に準じて増税された。

砂糖取引單位

(サタウトリヒキタ
ンキ)

◇：砂糖の單位にはピクルあり、トンあり、ポンドあり、キログラムあり、その他に袋、俵、斤等々頗る煩雜で、普通一俵といふのは百斤で一ピクル（擔）、また六十キログラムに相當する。國內の統計數字は概ねピクルで現されるが世界的統計などにはトン（千六百八十斤）が普通に用ひられる。

◇：ジャワ及びキューバの建値は百キログラムであるが、麻袋入のジャワ糖一袋は約百六十八斤、キューバ糖一袋は約二百四十斤で、ニューヨーク定期實物は一ポンド建、ロンドン定期は百十二ポンド建（一ハンドレッド・ウエイト）である。

◇：内地では糖商間の相對賣買は、現物のみでなく先約も行はれるが、分蜜、白双は麻袋入一袋で百五十斤、三温、赤双や内地製造物の裾物は何れもアンペラ入り百斤、布入の精糖は五十斤入であるが、値段單位は百斤で、その他黒砂糖は樽で百斤入、大島黒糖も樽で正味百廿斤入と、糖種によつても様々の單位に別れてゐる。

(サラリーサラ)

サラリーマン金

(サラリーマンキン
ユウ)

欄を見て近頃目立つて増加して来たと思はれるのはサラリーマン金融といふ見出しの三行広告である。讀んで字の如く俸給生活者に對する金貨の案内廣告である。

◇：これ等の金貨はいづれもいはゆる高利貸の部類に屬するもので物的擔保をとらない信用貸付をやるのであるが借主の負擔する利息は年利にして十割以上にはつくものもある。定額収入で衣食するサラリーマンにとつては實際血も涙もない高利を負擔させられるのであるが背に腹は代へられず二進も三進もゆか

なくなれば急場凌ぎにこの金を借りる。借りて見て今更のやうにその高利に泣かされる。實際生命がけの借金なのである。

◇：これ等の金貨はいづれも個人金融業であるが日本晝夜銀行がこのサラリーマン金融に乗出し、昭和六年から俸給生活者に對する小口信用貸出いはゆるサラリーマン金融を實施したがその後金原銀行も同金融を行ふやうになつた。

◇：これらは借主の資格について一定制限を設けてをり、貸出金の用途を子女教育費、保険料、税金その他賦課金、定期乗車券買入費、轉宅費及敷金、緊急衣服費、出産費、醫藥、治療、入院費、冠婚葬祭費、その他家庭厚生

費及び以上の各項目による舊債の償還に限つてゐる。

◇：庶民金庫が中小業者並に俸給生活者を對象として設立されてからはサラリーマン金融とは専らこれをいはれるやうになつたが、民間の開拓した地盤は抜くべからざるものがあり、手續關係その他で利用者はますます増加の傾向にある。

サロ

◇：サロン (Sarong)
とはマレイ語で筒又

は袴の意味だが實際はジャバ人、マレイ人、インド人その他回教徒の用ひる腰巻のことである。然し腰巻といふより寧ろ吾國の袴或は洋装のスカートといった意味のもので婚禮そ

の他の儀式にも着用する。

◇：サロンには綿、絹、人絹等の種類があるが特色は織物の中央にある約十インチのカパラ (マレイ語で頭の意) の兩耳端のボーダー (へり) であつて、多くは兩織端を縫合せ、筒形にして用ひる。

◇：サロンの中で最も賣行のいゝのは縞サロンで普通四十番手の原糸を使用し、主要生産地は遠州及び播州で殆ど全部が輸出に向けられてゐる。仕向地は蘭領インドが第一位で、輸出高の七割近くを占め次は英領インド、海峽植民地等で蘭印では昭和九年二月以來サロンの輸入割當制を實施し、これがため綿工聯では十年二月から生産統制を實行、輸出商ま

(サラリーサロ)

(サン—サン)

た輸出組合を結成して輸出統制を行つたが、事變以來の組織統制では更にサロンの機業分野にかなりな異變を生ぜしめてゐる。

産業組合中央金庫

(サンゲフクミアヒ
チユウアウキンコ)

◇：全国の産業組合及び同聯合會を以て組織され、これらを出資者とする純然たる相互組織の金融機關でその業務は原則として所屬組合や聯合會だけに限り一般的の取引は全然許されてゐない。従つて利用者、即經營者の立場が他の金融機關と異なる點で營利を事としない。

◇：中央金庫法が出来たのが大正十二年で事業開始は翌十三年の三月からである。出資金

は最近まで政府出資千五百萬圓、組合出資千五百七十萬圓あつたが、七十三議會において中央金庫法が改正されて五百萬圓増資が承認されたからその法定資本金は三千五百七十萬圓となつた。半官半民の非營利法人である。従つて理事長、副理事長、理事はすべて政府が任命し、また政府の任命する名譽職の評議員が廿人あつて、中央金庫の重要事項を審議することゝなつてゐる。

◇：産業組合金融の中樞機關といふもの、現在では農業金融唯一の中樞機關で全國農村の資金の過不足を調節する重大なる使命を帯びてゐる。従來の業績は政府低資の單なる中繼に過ぎないといふ心細い状態を示してゐる

が、長年の懸案であつた漁業組合聯合會及び單位漁業組合の加入の件と前記増資と關聯して七十三議會を通過したから、現在では押しも押されぬ農業金融の中樞機關といふわけである、理事長には有馬伯の後を襲つた石黒忠篤氏が就任してゐる。

産業債券

(サンゲフサイケン)

◇：勸銀利下げ農銀

利下げと農村負擔軽減の見地からどしどし農村金利の引下げが行はれてゐるが、産業債券においても昭和十一年七月一日を最後として數回の引下げをなし現在は特融の分は四分三厘、一般預金部引受の分は三分六厘見當に轄寄せしてゐる。

◇：勸業債券が割増金付で大衆に親しまれてゐるに反し産業債券はその存在を知る者が少いがこれは組合金融の立場から農村金融を行ふ産業組合中央金庫の發行する債券、即ち中金は所屬組合の出資金、預り金等を資金とするが、これだけでは資金として僅少であるので中金法により必要に應じ産業債券を發行し資金を造れることになつてゐる。

◇：一般的に地方資金として發行する場合も屢々であるが、また高利債借換資金、農倉建設資金、水害凶作資金、災害復舊資金等應急的にも屢々發行される、その發行限度は中央金庫法により拂込出資金の十倍まで、また貸付金現在高、割引手形現在高及び所有有價證

(サン—サン)

券現在高を超過してはならぬことになつてゐる。

◇：この債券の他の特殊債券と違ふのは債券を公募とせずその引受先を必ず預金部引受とすること、これは中金の業務が農村金融でありかつ組合金融である建前からである。

産業統制法

(サンゲフトウセイ
ハフ)

◇：正式には「昭和六年法律四十號重要産業の統制に関する件」といふ長い名である。この法律の適用を受ける産業の種類は、商工省内の統制委員会の議を経て商工大臣が指定するので現在適用を受けてゐるのは綿絲紡績業、洋紙製造業、精糖製造業、セメント製造

業を初め廿二産業に上つてゐる。これ等の業者は生産制限や販賣價格などの統制協定を行つた場合、またはその變更、廢止をした場合には商工大臣に届出る義務を課せられてゐる。

◇：この法律には二つの大きい眼目があり、その一つはカルテルの保護助成、今一つはカルテルやトラストの取締りである。協定加盟業者が協定を守らなかつたり非加盟業者が不當な競争によつて加盟業者を脅かしたりする場合には加盟業者三分の二以上の申請があれば商工大臣は協定をこれらの業者に強制する(第二條)。これが即ち前者の規定である。

◇：一方政府はカルテルの統制協定又はトラストの生産、或ひは販賣の數量、販賣價格そ

の他これに影響を及ぼす取引條件が、それと

関係のある産業や一般消費者の公正な利益を害すると認められた場合には、統制委員会の議を経てその變更又は取消を命ずることになつてゐる(第二條)、これがつまり後者の公益規定で、昭和十一年本法改正の際織りこまれたのである。

産業報國聯盟

(サンゲフホウコク
レンメイ)

◇：戦時下における勞資關係の調整をはかるため、昭和十三年二月協調會が「時局對策委員會」を設けて協議した結果、勞資關係指導精神確立を先決としその普及宣揚をはかる中央機關として結成されたのがこの産業報國聯

盟である。

◇：産業報國聯盟は、要するに産業道義化の精神運動の一つの現れであつて、これによつて勞資の對立抗争を避け、相互の意思疎通をはかり、わが國独自の勞働體制をつくることを目標としてをり、政府もこの運動に積極的援助を與へてゐる。

◇：この中央機關たる産業報國聯盟の下に、地方により、また事業別に産業報國會が結成されてをり、昭和十四年十一月の厚生省調査によれば、全國の産業報國會數は一萬四千三百卅四、會員數二百七十萬五千二百人に及んでゐる。

◇：これを産業別に見ると工業が最も多く報

國會數一萬三千二百十九、會員二百廿一萬五百六十九人、鑛業は會數五百九十九、會員卅四萬二千二百餘、運輸交通業が會數二百四十八、會員十萬二百餘人となつてゐる。

◇：この産業報國聯盟が出来、報國會が出来るやうになつてから、労働組合が解散されたものも少くないが、しかし現在の産業報國運動にはまだすべての労働組合を揚棄し去るだけの實力はもつてゐないやうである。

三元關稅制

(サンゲンクワンセイ)

◇：南阿聯邦が實施した三元關稅制度は國際的な通商非常時に生れた畸形見で、世界貿易が益々ゆがめられて行くことを如實に示して

ゐる。

◇：南阿はこの新關稅法を武器とし外國が南阿の商品を買はなければひどい目に會はしてやるといふ新手の貿易戰術である。同聯邦では從來大英ブロック及び通商條約國に最低稅率を課し、無條約國には最高稅率を適用する複關稅制であつたが、今後は從來の最高關稅を中間關稅と改稱し、その上にもつと高い最高關稅制を施行して三段構へて國際商戰に打つて出る作戦である。

◇：即ち中間、最高の關稅の開きをもつて外國からの取引關係に手加減を加へ南阿輸出品には最大限の待遇を與へよと、これから他國との通商交渉を開始する形勢であつて、日本

など無條約國で、片貿易の國は早速このわなにかゝる惧れがある。

◇：南阿としては日本品に對しいつにても新稅制による最高稅率を適用し得る立場にあり、日本が南阿羊毛を多量に買はぬ場合、總督令をもつて直ちに最高の防止關稅を實施出来る制度となつてゐる。

産繭處理統制法

(サンケンシヨリトウセイハフ)

◇：製絲業中心から養蠶業中心へ—これが近年の蠶絲業政策の推移である。輸出生絲販賣統制が蠶絲恐慌克服策として考へられるより更に重要性をもつてゐるのは産繭處理の合理化であつた。

◇：産繭處理統制法は昭和十二年春繭から實施され、從來の生絲取引は廢されて乾繭取引一本といふことになつたが、これを繭賣買の性質から見れば依然として市場取引、組合製絲、特約取引の三ツに大別出来る。

◇：ところでこの乾繭取引はその實施年度において早くも大味噌をつけ、成績が思はしくなかつたのである。これは從來全體の七割五分を占めてゐた生繭取引では永續的貯藏ができないため需給の調節も困難である結果招來し易い繭價の動搖を防がうといふ—主旨そのものは非常に結構であるが、まだ—一般に生繭取引の慣習が浸潤してゐるので乾繭取引に不安を感じるものがあつたり、加へて現金

取得を急ぐ貧農養蠶家の弱味につけこむ統制攪亂者がでてきたりして、早くも法自體に對する鼎の輕重論がおこつたほどであるが、その後漸次乾繭取引に移行し昭和十五年には例外的ものを除いては殆どこれによることゝなつてゐる。

◇：統制の骨子は次の通りである。

一、繭の處理法は、原則として乾繭取引、特約取引、組合製絲、委託製絲の四つの形式による。たゞ乾繭取引の普及については、法律で直接強制せずして各團體の自治的強化にまち、地方の状況により生繭取引の例外を認める。

二、特約取引は認可制度となし、代金の決定

方法及び支拂方法は、行政官廳が監督をする。

三、繭處理の際における品質の檢定は、一定の年限の猶豫期間後は、強制的に第三者、即ち道府縣繭檢定所てなすべきことを規定してゐる。この繭檢定の強制は、道府縣毎に繭價協定を行はしめる前提となるのである。

四、産繭處理合理化の達成には、蠶絲業團體の自治的統制に委してゐるが、統制を紊す場合には行政權を發動して、統制命令をなすことが出来る。

産 青 聯

(サンセイレン)

◇：産業組合青年聯

盟、略稱「産青聯」これが昭和八年四月全國的に結成されて産青聯全國聯合を設立した。組織から見ればこの構成分子は四十九の道府縣産青聯および中央機關産青聯(中央會、中金、全購聯、全販聯、全絲聯等の卅歳以下の職員より成る)で道府縣單位の下には郡および町村産青聯といふ細胞網を擴げてゐる。

◇：産青聯に加盟する資格は名稱の示す如く卅歳を中心とした青年を目標とし、地方によつては嚴密に卅歳以下と定めてゐるところもある。従つて産青聯の使命において最も重要な意義をもつのは現在の産業組合運動に青年のもつ特殊性、即ち純眞性と創意性を與へるといふことである。

(サン—サン)

◇：かくて産組運動を常に青年の立場から批判し、經濟的に政治的に精神的に鞏固な農村を組織せんとする産業組合の理想實現に邁進してゐる。このやうな比較的自由的な立場から自然政治運動に走る傾向があり、問題となつてゐる産組の政治的進出に關しても、關係團體に先んじ政治對策の指令が全國聯合から發せられた場合も往々ある。

産 糖 協 定

(サンタウケフテイ)

◇：砂糖の種類は色々あるが、この色々の砂糖の販賣數量と各社割當を決める協定が産糖協定である。一種糖(二番糖、白下、構入黒糖)耕地白糖(内地で精製せずに生産地で直ちに純白にする)第

(サンソーサン)

二種分蜜糖(所謂黄ザラと稱して直接使用されてゐる)精糖(三益)などで、これ等は原則として各種の産糖高に按分比例して各社の販賣數量を決めるのである。

◇：かうして産糖協定には糖種別にその數量を決定するのであるが、この數量は實際生産數量を意味するものでなく、内地販賣數量をその定めた數量内に制限するもので、それ以上生産された場合は各社に割當てられてゐる數量を超過しただけ各社で棚上げすることになつてゐる。協定有効期限は三月一日から二月末に至る十二ヶ月協定(曆年別)となつてゐる。

◇：しかし會社の中には精糖と粗糖兼營會社

と粗糖即ち精糖に非ざるもの、主として第二種分蜜その他を作る會社がある。この粗糖會社は精糖原料を割り當てられても、これを精糖にすることが出来ないのので、その割り當てられた原糖は精糖會社が買入れることになつてゐる。

産銅水曜會

(サンドウスキエウ
クワイ)

◇：産銅水曜會といふ人もあるがこれは他の水曜會と區別せんがための俗稱で單に水曜會といふのが正しい。加盟社は日本鑛業、三菱鑛業、藤田鑛業、住友別子鑛山、古河鑛業の五社で、金及び銀をも統制する時には三井鑛山を加へて六社とする。

◇：日本産銅組合が三菱を除く四社で組織されたのが大正九年、一年後に住友が脱退し代りに三菱が入り名稱も水曜會とした。その後また住友も入つて来て現在のメンバーとなつた。水曜毎に正午から丸の内八重洲ビルで例會を開き、生産並びに販賣統制を協議する。

大阪にも事務所を電氣クラブ内に持つて、同時に會を開くことになつてゐる。

◇：議決は全部全員一致を要し多數決制をとらない。この水曜日の例會のほか建値は毎日海外相場を寫して決定する。脱會は六ヶ月前の豫告を條件とするが、割當が各社の外賣量に按排され、大口需要者と輸入の協定まで取極め、頗る統制がとれてゐるが、昭和十三年

(サンソー)

二月に日本銅統制組合が結成されて以來、業界の統制事項はこの組合に引継ぎ現在は専ら業者の社交クラブとして存続するに過ぎなくなつてしまつた。

C · I · O

(シー・アイ・オー)

◇：C · I · O

(Committee of the industrial organization)

は米國の産業別労働組合の事で、組合長はジョン・ルイス、この一派はかつて好景氣の波に乗つた米國諸産業を次々にその軍門に下らしめた、曰くゼネラル・モーターズ、曰くユ・エス・スチール、曰くクライスラー等は何れもルイスの産業別労働組合をその交渉團體として承認し、労働者はこゝに全くその雇

備者と對等の地位を獲得するに至つたのである。

◇：財界の一部はこの労働者の事業經營参加に多大の危惧を抱き、米國の全産業は今後常に「麻痺状態」の恐怖に曝されねばならぬと嘆聲を發せしめた、また労働者側はルイスによつて初めてかれ等が平等權を獲たのであつて「同志の救世主」なりとルイスを謳歌した、労働者及び資本家側の何れも代表者と目さるべきルイス對フォードの對戰、これこそ米國全産業の將來に一大轉換を齎すべき闘ひであつた。

◇：C・I・Oは一九三五年十一月職業別組合組織の傳統を墨守するグリーンを會長とす

るA・F・L即ち労働總同盟と袂を分つて以來こゝに漸く急進労働者間にその嚴然たる地歩を築き上げたのであつて、總同盟から反逆者の烙印を押されたがこの地位を得たかれの得意や思ふべきで、一九三六年八月末現在三百四十二萬餘名の組合員を持つてゐた労働總同盟の今後の動きも注目される。

七・七 禁令

(シチ・シチキンレイ)

◇：七・七禁令といふのは奢侈品等製造販賣規則の俗稱であつて、たまたま事變三周年記念日たる昭和十五年七月七日から實施されたから、かう呼ばれるわけである。

◇：この禁令のねらひ所といふものは先づ職

時經濟に是非必要な物資が不急不要品とか贅澤品製造に向けられることを禁止すると共に、國民がかういふ贅澤品を買ふことを抑へてその購買力を貯蓄に向けるとか公債の消化に役立たせ、更に規格以外の品物の販賣を禁止する事によつて公定價格維持勵行を圖らうとするところにある。

◇：次にこの禁令の主な點を述べると第一に不急不要品或は贅澤品として商工大臣が指定した物品(例へば刺繡を施した織物及びその製品、ネクタイピン、ダイヤモンド、銀製の厨房用器具等)の生産、製造、販賣は原則として禁止すると共に、物品の性質上全面的禁止の出來ぬものは商工大臣が一定の販賣値段を

(シチーシチ)

定めて(例へばメリヤスのシャツは十五圓、ネクタイは四圓、背廣三ツ揃多物百卅圓といふ風に)それ以上のものの販賣を禁止してゐるのである。ただ贅澤品として製造と販賣を禁止された物でも既製品或は製造中のものは十月七日まで販賣を認めることとしてゐた。

◇：なほ政府は今後質實簡素な國民生活の確立を目指して製造販賣を禁止すべき物品の範圍を漸次擴大すると共に、一定の販賣値段を決めたものについてもだん／＼その値段を引下げて行く方針である。

自殺條項

(シサツデウカウ)
◇：自殺は犯罪であ

るとまていはれる。これによつて保険金まで受取る事が出来ればそれは更に公序良俗に反する。かうした觀念から商法第四百卅一條にある「被保險者が自殺、決闘その他の犯罪又は死刑の執行によりて死亡したる時は保險者は保險金額を支拂ふ實に任ぜず」の條文が生保業の初期には嚴重に遵奉された。これは無論當時保險會社の基礎が薄弱であつたことも一因であつた。

◇：しかるに事實上健全なる者の自殺が精神病者の自殺か、判然しない場合が多い。下らぬ議論をやつてゐるよりは綺麗に拂つてやつた方がいゝといふ説が多くなつて來た上「自殺は出來心だ、契約または契約復活後或る年

數を経なければ、自殺が有効でないといふ條件をつけておけば、保險金をとるため數年後の自殺を見越して契約する者もあるまい」といふやうな意見が強くなつて、現在では一年乃至五年の年限を置き、その後なら自殺者に保險金を支拂ふといふ會社が大半を占めるやうになつた。

◇：しかるに一時は不景氣の影響で計畫的自殺により保險金を遺族に贈らうといふ悲壯な犠牲者が現れ會社の脅威となつた例もある。外交員が鬼の首でも取つた積りて高額の契約を持歸つて來たのも束の間、自殺については保險金の支拂をしないといふ契約の期間が過ぎると、潔く子孫のために一命を棄てる者が

あるから何事も金の世の中だ。

自己資本

(ジコシホン)

◇：自己資本の構成は企業形態によつて異なるが株式會社の場合でいへば株式資本、各種積立金、基金、繰越利益金等自己計算のものを指していふ。

◇：大藏當局は會社利益配當令の改正に當つてこれまでの拂込資本に對する配當率の觀念を一步進めて、自己資本に對する配當率を考慮することゝなつたが、これは單に拂込資本ばかりでなく、この各種積立金、繰越利益金等をも配當率決定の上の一つの目安としようといふのである。

◇：會社の各種積立金、繰越利益金といつて

(カンローダン)

も、これはそつくりそのまま金庫の中にしまひ込まれてゐるものでなく、流動資金に、設備に、その他形を代へてそれ／＼立派な働きをして利益を生んでゐる。

◇：だから同じ拂込資本の會社でも積立金や繰越利益金を澤山もつてゐる會社は、これらを少しも持たない會社に比べて自己資本の働きの方が多いし拂込資本から見た利益率も高いのが通例である、それを一律に拂込資本に對し一定基準で配當を抑へることは利益配分上適正を缺くといふので基準配當率に適當の考慮を拂つて積立金、繰越利益金の少い會社の配當偏重の弊を是正し自己資本の蓄積をはかり經理監査の強化と相俟つて會社基礎の堅實

(ツツシーマ)

化をはからうといふわけである。

實質賃銀

(ツツシツチンギン)

◇：人間働いて一定の賃銀を得てもそれで物を買ふに當つて物價が高くなつたり安くなるに従つて生活が苦しくなり、或は樂になる。物價の變動につれて賃銀も増減されれば理窟の上では文句がないわけだが、賃銀には變りがなくて物價が高くなれば従前だけの物が買へないから實際は賃銀が下つたと同じ結果となる。つまり金でもらつた賃銀を、物に換へた場合の考へ方が、實質賃銀である。

◇：だから實質賃銀は貨幣量で現はされた名目賃銀に對する言葉である。やかましくいへ

ば名目賃銀で購買することの出来る物財の一定量を意味してゐるので、その物財とは何を指してゐるかといへば、生計必需品、娯樂、教育、奢侈など有形無形の財貨で、これには貨幣賃銀のほか、物で支拂はれる賃銀をも含んでゐる。

◇：故に實質賃銀は名目賃銀に生計費または小賣物價を考慮したもので、その算出方法は次の通りである。

名目賃銀

× 100

生計費指數(または小賣物價指數)

綿三綾

(シマミツアヤ)

◇：綿三綾とは概ね

二〇番手の太絲綿絲で織つた綿布で、白地に種々の色絲を以て縞柄を配し縞がはつきりと浮き出て見えるところから縞三綾とよばれるやうになつたものである。

◇：綿布中で最低級な品とされてゐるが實用向で價格も低廉、主にインド、南洋、アフリカ、トルコ方面へ輸出され土人の衣料として重用視され主として中小機業家の生産にかゝり生産地は兵庫、大阪、愛知、和歌山の四府縣である。

◇：昭和五年十一月重要輸出品工業組合法の適用を最初に受けた點で注目をひき、毎月統制本部から地方の各組合が生産割當をうけたものである。輸出が良好なところから輸出檢

(シマーシヤ)

査の紙票を偽造した事件が起きて一時斯界を騒がせたこともあつたが、その後ギンガム、ゼファア等の類似品に壓倒されて往年のおもかげは無くなつた。

社 選 米

(シヤクワンマイ)

◇：朝鮮で行はれてゐる米穀制度の一であつて、凶作や不時の災害凶變に備ふるため出來秋にその年の作柄の良否を參酌して徴發、勸捐或は預入等の方法により穀物を貯藏し、翌年の春食糧の缺乏した時、これを一般人民に貸付けて貧農を救済し、または國家非常時の軍用米に備ふるため人民が自治的に實施した一種の食糧調節の制度である。

◇：その淵源は百濟時代に溯り、支那の義倉及び社會の制度を倣つたもので、社還米の名は社會還穀、即ち各面(村)に設けられた社會に、還穀頒排(秋還して春分配)するところから來てゐる。

◇：その初めは義倉制度を加味して政府が還穀頒排に干渉してゐたが、後には全然自治的な社會制度とした。米價維持を目的とする常平倉(米穀法の精神はこれに倣つてゐる)と違ひ、あくまで備荒的な社會相互救恤を目的とする。往時交通の便なく隣道近邑からと雖も米穀の移動が困難なとき、かうした制度が自然發達したのも無理からぬ事、現在でも農業倉庫の外に貯蔵の一の變つた方策として

考慮されてゐる。

◇：序に義倉と社會の大略を述べると、義倉は出來秋に政府が農民から強制的に米穀を徵發し、または地方の富農に對し寄捐を勸奨してこれを收蔵し、食糧缺乏期にその半分を一般人民に貸付け、若くは施與したに對し、社會は人民の任意寄捐または出穀による全然自治的なもので、義倉が道郡廳の所在地に設置されたに對し、これは多く、郷村に設けられた。なほわが東北地方に行はれてゐる郷倉の制度も、社會にならつたものである。

弱體保險

(ジャクタイホケン)

◇：昭和十年設立された協榮生命保險はわが國としては初めて經

験する弱體保險の元受及び再保險を營む。弱體保險とは一般の生命保險會社が、健康上の缺點とか職業の種類、両親の死亡原因等によつて、契約を拒絶した、いはゆる弱體者の生命保險である。

◇：従つてその死亡率は普通の生命保險におけるよりも高率で危険が多い。そこで保険料も普通の場合に比してはやゝ高率で被保險者の健康状態や職業の危険性等に應じそれぞれきめられる。保険金も最高一萬圓に制限され保険料の拂込についても、終身保險で廿年拂込みを最長とし、養老保險は最長が卅年である。

◇：弱體保險が開始されても弱體者の悉くが

(ジャージヤ)

保險に入れるかといふにさうではない。生保

協會が多年研究調査して作つた弱體者の原因別死亡率表により、その死亡率が普通生命保險における死亡率の三倍を超過する弱體者に對しては契約を拒絶する。

◇：各生命保險會社が保險を拒絶した弱體者数は年々六、七萬人に上つてゐるが、これ等の人々にとつて弱體保險の開始は大きな福音である。

社債の信託

(シヤサイノシンタ
クテスウレウ)

手数料

◇：擔保付社債を發

行するには發行會社が擔保を銀行なり信託なりに信託しなければならぬ。信託を引受け

(シヤージヤ)

たところを受託銀行(會社)といひ、法律上その擔保を善良な管理者の注意をもつて管理し、社債不拂の場合には擔保の處分を行ふといふ責任がある。かういふ仕事に對して、發行會社から受託銀行に支拂ふ手数料を、信託手数料といふ。

◇：信託手数料の金額は受託義務を取扱ふ銀行、信託によつて一定してゐないが、最大の受託銀行である興銀では、大體社債の額面百圓につき、十五錢ぐらゐが標準らしい。少いやうだがこの手数料は引受手数料と違つて毎年支拂はねばならないもので、期限十年とすれば十五錢でも合計一圓五十錢になり、引受手数料と同額程度になるから、決して馬鹿に

は出来ない。

◇：勿論この手数料は擔保付社債だけで無擔保社債にはない。擔保付はこれだけ無擔保より費用が増加する。擔保付を奨励しながら高い信託手数料をとるのは怪しからんからものと安くしろといふ意見が前から發行會社方面にある。

寫真相場

(シヤシンサウバ)

◇：寫真相場といふのは或一つの市場で證券や商品を取引してもその市場自體には相場を根本から動かす力もなければ、また獨立した相場を建てる力もなく單にその證券や商品の本場の取引市場で出來た値段を、そのまま寫し出し、これに基

て賣買取引を行ふことで、たとへば銀塊ならばロンドン、ニューヨークなど世界のいはゆる大市場の相場を、その日の爲替相場で換算し、そのまま日本の取引所の公定相場とするやうなことがそれである。

◇：もと／＼寫真相場により取引を行ふ市場などは、經濟上取引所として存立の意義を既に没却してゐるもので、わが國でもかつて東京、大阪など大市場の米相場をそのままその土地の取引に寫して賣買してゐた地方の小取引所などは、これがため整理されたものも少くなかつたのが近年までの事實である。概してこの寫真相場による取引は初めから賣方も買方も受渡をやる意思がなく、たゞ差金取引

のみを目的としてゐるのがその最も甚だしい弊害とされてゐる。

受益者配當

(ジュエキシヤハイ
タウ)

◇：銀行の定期預金に三分三厘の利息がつく如く信託會社の金銭信託にも受益者配當といふのがある。受益者配當も預金利息の如く、信託會社に預けた資金に對する成果であるが銀行と信託がその觀念を異にする如く、預金利息と受益者配當も、その法律的經濟的性質は甚だしく異なる。

◇：預金利子は銀行と預金者との關係に止まるが、受益者配當では受託者たる信託會社を中心に金銭の委託者あり、委託者の指圖によ

(シヤージユ)

る受託者あり、實際上は兩者同一人の場合が多いにしても、法律上は全く別人といふことになる。

◇：また預金利率は前もつて示されてゐるが受益者配當率は一期間における信託された金銭の運用の實績に應じて半期の決算に臨んで決定されるので前後の違ひがある。

◇：それに定期預金の六ヶ月以上といふに對し、金銭信託は二ケ年以上といふところから受益者配當率は必ず定期預金利率より高位にある、信託會社が信託本來の活動に乗り出さばこそ、未だ發達の過程にある今日では、まゝるで定期預金銀行となつてゐるので、低金利の折柄兩者の利率の比較は常に問題となつて

ゐるのも當然である。

商業組合

(シヤウゲフクミア)

◇：わが國中小商業者の疲弊の原因中最も大きいものは、經營の不合理、業界の無秩序、無統制であらう。これらの缺陷を除くために同業扶助の精神の下に色々の共同施設を行ひ中小商業の改善振興をはからうといふのが商業組合の制度で、第六十三議會を通過制定された商業組合法に基づくものである。

◇：即ちこの法律は中小商業者に商業組合を組織させ、この組合をして經濟行爲を營ませることによつて中小商業者の窮境を打開させようといふのが眼目である。

◇：この經濟行爲といふのは(一)組合員の取扱商品の仕入保管運搬その他組合員の營業に關する共同施設(二)組合員の營業に必要な資金の貸付または組合員の貯金の受入(三)價格の協定等が主なるものである。

◇：更に十三年春第七十三議會の協賛を経てこの法律は改正され、組合の事業として組合員に對する債務の保證、商品券の發行及び倉荷證券の發行等も認められるやうになつた。

商業組合中央會

(シヤウゲフクミア)
ヒチユウアウクラ

◇：商業組合中央會は昭和十年六月第三回商業組合大會の決議に基いて設立された。全國

一千餘の商業組合とその聯合會を網羅してゐる自主的中央機關である。

◇：中央會の定款第一條には、商業組合及び同聯合會の相互の連絡、並にその普及發達を圖るのが目的としてある。組織から見れば、(一)道府縣を單位として組織された各種商業組合の聯合團體と(二)聯合團體のない道府縣の商業組合、及び全國を地區とする商業組合、同聯合會とをもつて正會員とし、正會員は總會における議決權を持つ。

◇：役員には理事及監事があり、理事中から會長を互選する。現會長は鶴見左吉雄氏、事務所は商工省の中にある。

◇：中央會の事業といへば(一)商業組合及び

同聯合會の連絡を圖ること(二)その指導研究及び調査をなすこと(三)官廳の諮問に應じまたは陳情建議をなすこと(四)講演及び講習をなすことなどが擧げられてゐるが、昭和十三年五月その任意組合を解散して會員三分の二の同意を要する法的組合にするに至つた。

商工會議所

(シヤウコウクワイ
ギシヨ)

◇：「商工會議所はその名の示す様に年中會議をしてゐる所だ」とは當局者某氏が常に洩す愚痴であるが、これはよく會議所の實體を表はしてゐる。

◇：現在の商工會議所は昭和三年改正した商工會議所法に基いて設立されてゐるもので、

東京をはじめとして在外日本人會議所を含め百數十ヶ所を總括した中央機關が日本商工會議所となる。會議所の歴史は古く明治十一年遊澤榮一氏が發起となつて作られた東京商工會議所に端を發してゐるがその後幾度か改組され、會議所に關する獨立の法律を制定したのは明治廿三年である。

◇：會議所の財源は市内の議員選舉權者から強制的に徴收する賦課金で作られてゐるのでこれは地方によつて徴收率が異なるのはいふまでもない、また日本商工會議所の財源は地方會議所より徴收する賦課金で充てられ毎年十萬圓前後である。なほ東商は八田嘉明氏を會頭(日商も同様)として議員は五十名(一級廿、

二級廿、職業別十)顧問十名である。

證據金

(シヨウコキン)

◇：取引所は取引所令に従つて取引員または會員からその賣買取引したものに對し「賣買證據金」を提供させることが出来る。また取引員、會員は委託者に同様委託契約の履行を確保するための委託證據金を提供させるのが普通で、この取引員間の賣買證據金、取引員對委託者の委託證據金の二つを、通例單に證據金といつてゐる。

◇：この證據金はその徴收の種別により(一)新規賣買に對して差入しむる本證據金(二)賣買相殺殘玉數が取引所の定めを超過した分に對し提供せしむる割増證據金(三)本證據金の

半額以上が損勘定となつた毎に徴收する追證據金(俗に追數)(四)非常時に際し相場に著しき變動を生じ又は受渡に危険と認むる場合現在建玉または新規賣買に對し徴收する増證據金(五)相場に變動ある時または一時に巨額の賣買をなさんとする場合において取引員の全部または一部より徴收する豫納證據金の五つに細別され、委託證據金もこれに準じてゐる。

◇：しかし以上何れの場合でも賣買約定代金(損勘定となつてゐる場合は別であるが)を超えることはなく、その徴收の程度は各取引所により異なるが、多くて五割、普通一、二割となつてゐる。

商店法

(シヤウテンホフ)

◆：昭和六年以來の憲案だつた商店法が厚生省の誕生を機會に第七十三議會の協賛を経て制定された。日本の商店は夜おそくまで店を開いてゐるが、これは外國にも餘り見ない例で、商店員の保健衛生上甚だ遺憾な點が多いから營業時間を制限しようといふのが本法の眼目である。

◆：商店法によると市及び主務大臣の指定する町村で物品販賣業又は理容業を営むものは午後十時を閉店時刻とし、それ以後は顧客に對して營業できぬといふことになつてゐる。

◆：尤もこれにも例外はあつて、行政官廳は命令の定めるところにより地域を限つて午後

十一時まで營業時間を繰延べることとできるし、業務の繁忙な時期は期間、地域を限つて一年に六十日以内だけ十一時をさらに繰延べることとできる。

◆：右のほか次に次のやうな規定もある。原則として毎月一日の休日設けること。興行場展覽會場、停車場、船舶發着所に於ける店舗には營業時間制限の規定は適用せぬこと。常時五十人以上の使用人をもつ店では十六歳未満の者及び女子を一日十一時間以上働かせられぬこと。前項の者には毎月少くとも二日の休日と與へること。

消費組合

(セウヒクミアヒ)

◆：消費者の組織す

る協同組合を消費組合といふので、我國では産業組合法により設立されてゐるものと、さうでないものがある。産業組合法に基いてゐる組合は販賣組合、利用組合などと同じ様に政府の保護、特典をうけてゐるが、一方銀行、會社等の内に設けられるのは何等の特典を持たぬ單なる任意申合せの團體である。普通市街地購買組合は消費組合といはれる。

◆：消費組合は一般消費者の利益のために計畫的に生産者と消費者を直接結びつけ、物を安く消費者に提供しようとするにあるので營利主義の經濟を改めて、利潤のない相互扶助的社會をつくることに組合運動の目的があるのである。従つてこの運動は時には政治運動

化する場合がある。

◆：消費組合の經營方法も小規模には小賣業の範圍に止まるが、段々資本を増大するに従つて卸賣或は問屋の業務を行ひ、進んでは生産業まで經營する。消費組合の發達は總てロツチデール開拓者の流れを汲んでゐるが、わが國のは英、獨の様に民衆の自覺から自發的に組織されたものと違つて、明治卅三年制定された産業組合法にその端を發してゐる。

商品ドル

(シヤウヒンドル)

◆：貨幣の購買力の變化をなくなさねばならないといふ思想に基づく一つの理想的貨幣制度である。ドルに限らず一國の貨幣單位が一定不變の金純分を含む

ものと規定されてゐる限り、物價の騰落によつてドルなり圓なりの購買力は常に變動する。例へば今は一ドルで十斤の砂糖が買へても、來年は五斤しか買へないかも知れない。また十年前の貸金を返して貰つても、今では十年前の半分しか物が買へないかも知れない。

◇：これでは不合理だからドルの含む金純分は一定不變とせずに動かす得ることゝしようといふ議論が、米國でフイツシャー教授を中心に行はれ、ルーズヴェルトの政策にも影響を與へたものである。では何を標準にして動かすかといへば、物價指數が上昇すればその割合で一ドルに含まれる金純分を増し、低下すれば金純分を減ずる。かくすれば一ドルの

購買力は常に安定して貨幣購買力の不安定は除かれるといふのである。

◇：この方法をコンペンセイテイヴ・ダラー(補整ドル)・コモデイテイ・ダラー(商品ドル)更に碎けてその伸縮性に譬へてラバー・ダラー(ゴム・ドル)等と呼んでゐる。確かに合理的ではあるが、いざ實行となると標準とするに足る正確な物價指數が得難い等といふ點で、頗る困難である。

シルク・ギルド

◇：正確にいへばインターナショナル・シルクギルド。ニューヨーク市にある日米共同の生絲營業者で組織された生絲消費増進宣傳機關である。

◇：この機關は昭和八年七月今井五介、加藤知正兩氏が生絲宣傳に遣米代表として米國に渡つた時に初めて計畫され、元米國絹業協會長パオリノ・ジャーリー氏主唱の下に八年十二月創立された。その名稱は國際的とはいへ日米兩國に限られてゐる。

◇：日本中央蠶絲會はこれを日米共同の宣傳機關と認定し、年々宣傳費を提供することになつてゐる。この機關の目的を列擧すると大體次のやうなものである。(一)絹及絹製品の取引助長(二)生絲及びその製品の使用販賣に關する業者の結合を援助する(三)生絲及び絹製品の使用を増加せしむる(四)生絲の生産及び格付に關する科學的研究助長(五)生絲の消

費に關し、流行型の作成宣揚並に絹の多種多量の使用に一般消費者を教導する。

◇：會員は絹業に従事したまたはこれに利害關係をもつ者、生絲取引業者、生絲製品販賣に従事する者に限り、定期總會は毎年十月開くことゝなつてゐる。シルク・ギルドの最初の催しは昭和九年秋のシルク・パレードでこの後毎年シルク・レヴュー、シルク・パレードを行つてゐる。

新株落ち

(シンカプオチ)

◇：株式會社が資本金を増加(増資)する場合は全部の増資株式について新たに株主を募集する場合も絶無ではないが、何月何日現在の株主に幾株かづつ